

第百二十三回 参議院商工委員会會議録第三号

平成四年三月二十五日(水曜日) 午後一時三分開会

委員の異動

三月十八日

梶原 敬義君

補欠選任

安恒 良一君

三月二十三日

角田 義一君

補欠選任

梶原 敬義君

三月二十四日

梶原 敬義君

補欠選任

對馬 孝且君

出席者は左のとおり。

委員長 岩本 政光君
理事 中曾根弘文君
松尾 官平君
福岡 知之君
井上 計君

委員

秋山 肇君
倉田 寛之君
山口 光一君
磯山 篤君
對馬 孝且君
吉田 達男君
広中和歌子君
三木 忠雄君
市川 正一君
古川太三郎君
安恒 良一君

政府委員

安恒 良一君

事務局側

資源エネルギー庁 土居 征夫君
常任委員会専門員 小野 博行君

参考人

日本石炭協会 長 河原崎 篤君
石炭労働組合協議会 長 藤原 福夫君
芦別市長 東田 耕一君
全国鉱業市町村連合会 長 山本 文男君
日本経済新聞社 論説副主幹 高村 寿一君

本日の會議に付した案件

○石炭鉱業の構造調整の推進等の石炭対策の総合的な実施のための関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(岩本政光君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る十八日、梶原敬義君が委員を辞任され、その補欠として安恒良一君が、また、去る二十三日、角田義一君が委員を辞任され、その補欠として梶原敬義君が、また、昨二十四日、梶原敬義君が委員を辞任され、その補欠として對馬孝且君が選任されました。

○委員長(岩本政光君) 石炭鉱業の構造調整の推進等の石炭対策の総合的な実施のための関係法律の整備等に関する法律案を議題といたします。

本日は、本案審査のため、お手元に配付いたしておきます名簿の五名の方々に参考人として御出席願っております。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多忙のところ、本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、皆様方から忌憚のない御意見を承りたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

なお、議事の進め方でございますが、まず参考人の方々から御意見をそれぞれ十分程度お述べたいと存じます。また、発言の際は、その都度委員長の許可を受けることとなっておりますので、あらかじめ御承知おきください。

それでは、まず河原崎参考人をお願いいたします。河原崎参考人。

○参考人(河原崎篤君) 日本石炭協会会長の河原崎でございます。

本日は、本委員会において石炭鉱業の立場から意見を申し述べべる機会をお与えくださりまして、まことにありがとうございます。先生方には、私ども石炭鉱業に対し深い御理解と並び並みならぬ御支援を賜り、心から感謝申し上げます。

まず、今後の石炭政策の策定、換言すれば、今次法律案に至るまでの経過を顧みますと、御案内のとおり一昨年九月、石炭鉱業審議会に対し「今後の石炭政策の在り方について」、また同年十二月には「今後の石炭鉱業対策の在り方について」諮問され、同審議会は精力的にかつ自由な公開審議を重ね、昨年六月答申いたしました。この答申を踏まえた今後の石炭政策及び石炭鉱業対策を推進していくためには、当然のことながら法律的な措置を必要とし、私どもにとって展望が開かれるに至ったものと深く感謝いたしております。

この間、私ども石炭鉱業界は、一昨年十月開催

の石炭鉱業審議会において今後の石炭政策について率直に意見と決意を申し述べ、さらに関係各界からもエネルギー政策並びに産業構造調整政策上の観点から意見が陳述されました。

石炭鉱業審議会の答申は、審議の過程では各界の貴重な意見がありましたものの、最終的には私どもの考え方を御理解いただき、その趣旨が全面的に取り入れられたものと考えております。

すなわちそのポイントは、第一には、九〇年代を国内石炭鉱業の構造調整の最終段階と位置づけ、国民経済的役割と負担の均衡点までは経営の多角化、新分野開拓を図りつつ、国内炭生産の段階的縮小を図ることが必要。第二には、構造調整に対しては、政府において経営の多角化、新分野開拓等に対し新たな融資制度等の支援策を検討するとともに、需要業界においては構造調整の期間と程度に応じた引き取り協力を行うことが必要。

第三には、石炭鉱業の構造調整に即応した先行的な地域対策や雇用対策を行うことが必要。第四に、今後の我が国の石炭需要の増大を踏まえ、海外炭の安定供給確保、地球環境問題への対応、国際協力の展開等が必要。とするものがございます。

石炭計石炭勘定の財源の確保並びに政策期間を十年間としたことも含めまして、これひとえに、先生方を初め関係各界の私ども石炭鉱業界に対する深い御理解の結果であると考えております。

かかる次第でございますので、私ども石炭鉱業界は、答申でも指摘されておりますが、親会社、子会社一体となって自己努力をいたすとともに、企業間協力、労使協同して目標を達成する覚悟でございます。そのためには、本法律案と平成四年度の予算等の成立が不可欠でありますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

これが私ども石炭鉱業界の本法律案に対する意

見の結論であります。次に私どもの現状並びに考え方の一端とお願いを申し上げ、御理解を賜りたいと存じます。

第八次石炭政策は、昭和六十二年度からスタートし、今月をもって終了いたしますが、この五年間、私どもは政策の趣旨を体し、労使一体となって構造調整に対応し、懸命な努力を傾注してまいりました。この結果、石炭協会傘下の炭鉱は十一炭鉱から六炭鉱に半減し、生産水準は六十二年年度の約一千二百萬トンに対し平成三年は約八百二十萬トンの見込みであり、また従業員数は昭和六十二年末の約二百六百人から約七十七百人と大きく減少し、生産体制の集約は所期の目標を達成いたしました。

一方、生産、保安技術は著しく発展し、生産性は月当たり百二十五トンとなり、災害率も大幅に改善され、蓄積された生産、保安、輸送等の技術とノウハウは膨大であり、かつ高度なものであると自負いたしております。

これらの成果は、関係方面の御理解と御協力があって初めて可能となったものであります。一方では、残念ながら、今後解決すべき二つのひずみと申しましょうか、問題点が生じました。その一つは、雇用、産炭地域問題への対応であり、その二つは、従来からの石炭各企業の経常収支の赤字基調が一段と悪化したことと存じます。

経営環境は依然として厳しく、第八次石炭政策策定時とその基調は全く変化がないことを踏まえ、ただいま申し上げました問題点を勘案すれば、九〇年代は構造調整の最終段階になると認識せざるを得ず、また、経営多角化、新分野開拓を国の内外に強力に推進する以外に雇用の確保と地域への寄与、そして経営改善の道はないと考えたのでございます。

幸い、私どもの考え方と決意は、関係各方面の御理解を得ることができ、答申さらには法律改正の運びとなったと理解しております。また、答申後、石炭各企業は今後の構造調整のあり方について

て検討を続けているところでございますが、石炭各企業は昨年十月、基本的考え方をまとめ、資源エネルギー庁に御報告するとともに公表いたしました。

その内容は、各企業それぞれ経営内容、体質、所有する経営資源等により異なりますが、基本的には答申の趣旨、ひいては本法律案の趣旨を活用することを念頭に置いたものとなっております。今後各企業は、この考え方を具体的に展開し、親会社、子会社一体となって労使協調して推進してまいります。したがって、本法律案は、私どもも石炭業界の発展にとって不可欠なものでござい

ます。ここで特に強調したいことは、本法律案による新制度の創設と既存の制度の拡充強化のもとで私どもが努力するならば、労使ともども将来への展望が開けると期待できるということと存じます。換言すれば、今後の構造調整は、従来と異なり、労使ともども明るい希望を持って対応できるということと存じます。

もちろん、本法律案は、今後政省令、運用面での展開がなされるものと思っておりますが、その面でのお願いすべき事項も多しと存じております。しかしながら、本法律案は、石炭関係諸法が相互に関連した形で整備されており、ワンパッケージとして考え、具体化することが必要であり、細目や関連事項は実施段階で逐次整備していただきたいと考えております。

どうか、意のあるところをお取り取りくださいまして、現行法の期限内に本案をぜひとも成立公布していただきますよう心からお願い申し上げます。私の意見陳述とさせていただきます。

○委員長(石本政光君) 次に、藤原参考人にお願いたしました。藤原参考人。石炭労働組合協議会会長の藤原でございます。炭鉱労働者を代表して意見を申し述べられる機会をいただきましたことに対しまして、心から御礼を

申し上げます。石炭労働組合協議会は、炭労、全炭鉱、炭職協、この三団体で構成されておまして、今後の石炭政策のあり方に関しましては、この三団体がこのように申し合わせて統一対応をする、その立場から意見を申し上げます。

まず、昨年六月七日に出されました答申についてでございますけれども、私ども炭鉱労働組合三団体から一人ずつ、合わせて三名が石炭産業審議会の委員に任命をされております。したがって、一昨年の十月以降、この石炭産業審議会を通じて、資源の有効活用、安定供給、技術・技能の涵養、産炭地域の活性化、雇用の確保、これらを強く主張してまいりました。中でも現存炭鉱の維持存続、これを強く要望してまいりましたわけであり、結果として、答申は御承知のような内容の答申になったわけでございます。

今後の石炭需要の動向などを見ると、この答申の基本方向、いわゆる国内炭をさらに縮小するという基本方向につきましては、決して納得できる政策方向ではないと思っております。しかしながら、各界の代表が約八カ月にわたって慎重に審議していただいた結果の答申でございますので、私ども労働組合といたしましても、今後は石炭企業あるいは産炭地域と一体となって対応していく所存でございます。どうか、政治という大所高所に立った立場から、本答申がさらに前向きに政策化できますよう強く御要望申し上げます。

次に、具体的な内容について何点か御要望を申し上げます。今度の石炭産業審議会の答申は、御承知のように第八次政策とは違っており、産業界の自主的な構造調整がベースになっており、生産縮小が先にあるのではなく、石炭業界の努力と政府や需要業界の支援、協力が先にあること、経営多角化や地域振興対策、雇用確保対

策の事前対応を強化することなどが強調されております。また、今後の国内炭につきましては、決して総撤退ではなくて、需要の安定確保、技術活用の可能性などを踏まえて、均衡点についてはさら

に検討を続けるということになっております。つきましては、第一にお願したいことは、ここで言われているあらかじめ対策というものが確実に実施されるようお願いしたいと思っております。特に、炭鉱労働者の雇用問題の困難性は、八次政策下で既に実証済みであります。新分野開拓、経営多角化による雇用確保といいますが、現在の石炭企業の持てる力だけでは全く不安でござい

ます。もとより、労働組合といたしましても企業と協力をして全力を傾注する所存ではあります。新しい転換先を安定した雇用あるいは安定した労働条件など一応の展望のあるものにするためには相応の準備期間が必要であります。また、転換職場をつくり出すことだけではなく、職場が転換した後の対策も含めた諸施策をお願い申し上げます。

具体的な問題の第二は、均衡点をできるだけ高水準にしたいということと存じます。国内炭は、既に主要地下掘り炭鉱は六炭鉱、地下掘り採掘は七百万トンを割っており、また、常用労働者も六千人を切る体制となっております。また、補助金は基本的に現行制度横ばい、基準炭価は平均トン当たり当面一千円の値下げ、そのもとで我々労働者に対しては一定の賃上げがもちろん必要であり、労働時間短縮もしなければいけません。こういったことを両立させるとするならば、再び雪崩縮小の方に力が注がれるという危険がございます。必要な炭鉱が残るための体質改善にも、我々労働組合といたしましては努力をいたしますが、やはり一定の準備期間が必要でございます。この面からもきめ細かな施策につきましてお願いいたします。

最後に、第八次政策下で離職した人々の雇用対策について要望いたします。八次政策下では一万二千八百名強の皆さんが離

職をいたしました。そして、現在まだ千二百名以上の方々が職を求めておられますが、この人々の早期雇用施策につきましても引き続き御検討、強化のほどをお願い申し上げます。

なお、各山元におきましては、新年度からの生産計画あるいは多角化計画などについて既に労使で検討中でございます。しかしながら、肝心の法律が期限切れになるということになりますと大きく影響をいたしますので、どうか、関係法の早期成立につきましてあわせて御要望を申し上げます。

以上でございます。ありがとうございます。
○委員長(若本政光君) それでは、次に東田参考人をお願いいたします。東田参考人。
○参考人(東田耕一君) 北海道芦別市長の東田耕一でございます。

参議院商工委員会の諸先生におかれましては、平素より石炭鉱業の安定と産炭地域の振興につきまして格別の御高配をいただいております。心から厚くお礼を申し上げます。

また、本日は参考人として発言の機会をお与えいただき、重ねて厚くお礼申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、まず芦別市における石炭と地域の状況を説明させていただきます。その後、考えを述べさせていただきます。重たいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

芦別市は、開拓以来、農業、林業及び石炭鉱業を基幹産業として発展してまいりましたが、特に大正初期から始まった石炭鉱業の躍進は本市発展の根幹を築いてきたのであります。また、我が国の産業エネルギー供給基地として、戦後の日本経済復興の一翼を担ってきたと言っても過言ではないと存じます。

しかし、昭和三十年代後半から始まったエネルギー革命により石炭鉱業は斜陽の一面をたどり、最盛期には十二炭鉱、年産二百萬トンの出炭を誇りましたものの、現在では三井芦別鉱一社と露天掘りの小規模鉱三社を残すのみとなり、出炭量も

全体で四十一萬トンに激減しているのをごいします。頼みの三井芦別鉱も、昭和六十二年と六十三年の大幅な縮小合理化により関連会社を含め千名を超す人員削減を行った結果、三井地域の人口も最盛期の二萬五千人から三千人へと激減しているのが現状であります。

したがって、市全体の人口もピーク時の七万五千人から現在は二萬五千人を維持するのがようやくの状態ではありますが、このような危機を察知した市民有志が昭和四十五年観光レジャー施設として芦別レジャーランド、現在の「北の京声別」を設立し、昭和四十七年には旧炭鉱跡地から湧出する泉源を活用して市営の芦別温泉を開業するなどの観光開発を官民で進めてまいりました。

芦別市は、その進むべき道を観光と見定め、昭和五十九年に「星の降る里芦別」を内外に宣言し、大規模観光開発に取り組んでまいりました。平成二年七月、全国初の産業基盤整備基金の出資をいただき、テーマパーク、カナディアンワールドをオープンさせ、日本全国からこれまで四十八万人にも上る観光客に來園いただきました。しかし、開設三年目でまだ業績向上にも苦しい状況にあり、これからの幾つかの課題を乗り越えなければなりません。

一方では、企業誘致にも鋭意努力を重ね、芦別工業団地はほぼ完売の状況で、工業団地外も合わせまして三十四社が進出し、雇用の場の確保と地域経済への大きな波及効果をもたらしているのをごいします。

それでは、石炭政策に対する本市の考え方を申し述べたいと存じます。
ポスト八次策において石炭鉱業は需要に見合っ

まして、新石炭政策の柱とも言うべき関連八法案及び関係予算の早期成立を切望申し上げます。もと、当市の置かれた実情を御理解いただき、地域振興に特段の御配慮を賜りますよう、この場をおかりしてお願い申し上げます。

まず第一に、炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法でございますが、新分野開拓に伴う雇用安定措置として炭鉱労働者の職業転換のために必要な職業訓練の実施がございします。炭鉱労働者は年齢が高く、適応範囲も狭いなど、離職者の雇用対策が一番心配されているところでありますので、高齢者のための職業訓練の施設を開設いただきたくお願い申し上げます。

これは、ひとり芦別市だけのためではなく、隣接市の赤平市、歌志内市の炭鉱労働者のほか、道央の地の利を生かして農林漁業者をも対象となり得るよう期待するものであります。

第二には、産炭地域振興臨時交付金にプロジェクト施設整備等支援助調整額が新設されることとあります。

その内容の一つは、工業団地造成等に伴う単独事業に対して三分の二相当額が交付されるというもので、当市は新年度から二カ年間、地域振興整備公団により新たな工業団地を造成していただくことになりましたが、市が道路、排水等の公共施設づくりを負担しなければならず、この額も五億から六億に達するものと考えられております。本市の財政はまことに逼迫しておりますので、この制度を事業実施期間中対象となるよう御高配をいただきたくお願い申し上げます。

第三に、炭鉱閉山の場合における地域振興対策費の援助措置であります。

仮に炭鉱が閉山となった場合、炭鉱地区の水道及び電気時期を見て市または北電に移管されることにならうかと存じます。当市の炭鉱地区は約六キロメートルにわたっており、水道施設は老朽化のため全施設を更新しなければなりません。また、電気は各施設とも北海道電力規格に直さなければならず、住宅の集約、改修など、閉山

地域の対策に膨大な費用を要しますが、現行制度上では補助に多くの期待を望みようもありません。加えて、市税は減収する一方となり、財政運営が困難となって、地域の崩壊どころか自治体の崩壊にもつながりかねない状況下にあります。

また、炭鉱地区には元炭鉱で働いていた方々が相当数三井から借地で生活しておりますが、現在の生活地のままでは電気、水、交通等に多額の負担が必要となりますので、低所得者、年金生活者にとってはこれに耐えられない状況にござい

ます。さらに、炭鉱地区の中小企業者、特に商店経営者についても、顧客減少による経営難から廃業または移転を余儀なくされておりますので、こうした方々に対する援助措置が講じられるよう特段の御配慮をお願い申し上げます。

第四は、地域振興方策でございます。
当市においては、大規模観光リゾート施設として「北の京声別」、市の保健休養施設として芦別温泉を中心とした健康センター、テーマパークとしてカナディアンワールド等異なった手法で道内外にアピールしておりますが、石炭にかわるべき位置には至らず、また熱度の高い大規模プロジェクトを持に至りませぬ。今後の地域振興には交通アクセスの整備が当市にとって最も必要であると考えております。

るところとなり、地域にとつてグッドイメージとなりません。企業立地とはまた別のイメージアップのために、国関連施設の移転または設置について強く御要請申し上げたいと存じます。

以上、貴重な時間をいただきました。いろいろと申し上げましたが、本市の現状を御覧の上、今後とも本市並びに産炭地の振興に諸先生方の御支援、御高配を賜りますようお願い申し上げます。陳述とさせていただきます。

○委員長(若本政光君) 引き続き、山本参考人をお願いいたします。山本参考人。

○参考人(山本文男君) 私は、全国鉱業市町村連合会の会長でございます。福岡県添田町長の山本でございます。

本日の商工委員会で、石炭関係八法の改正のための御審議に産炭地域の市町村の立場で御意見を申し上げる機会を与えていただきましたことにありがとうございました。

なおまた、平素、産炭地域の市町村に対して格別な御高配を賜っていることに對しましてもお礼を申し上げます。

石炭関係諸法につきましては、かねてより内容の改善と廃止期限の延長について要望を申し上げてきたところでございますが、政府は昨年六月、石炭鉱業審議会が今後の石炭政策等のあり方について答申された趣旨に基づきまして、今国会に石炭関係八法の改正案を提出していただきました。

さきに衆議院で、本日は本委員会で御審議をいただくことになりました。この間の関係の皆様方の御努力に随分感謝の意をささげたいと思っております。私も関係市町村といたしましては、法案の早期承認を強く願望しているところでございます。

さて、法案に對しまして総括的に申し上げますならば、産炭地域の振興等は長期にわたって石炭政策や石炭の鉱害復旧を効率的に推進されましたので相応の成果を上げておると思っております。多くの産炭地域は、まだ石炭関係諸法の目的を十分に達

していないと思っておるところでございまして、もろもろの問題を残している状況下にあると言ってもいいと思っております。したがって、必要財源の確保の上、継続して法的支援が必要であり、これを冒頭に申し上げたいと思っております。

まず最初に、石炭政策についてでございますが、先ほどからも御意見が出ておりましたので、けれども、まず均衡点の問題でございます。石炭鉱業審議会の答申に言っております均衡点を高い水準に定めていただくよう、しかもできるだけ早くこれを明確にしてください。お願い申し上げます。

そのことは、石炭鉱業の維持存続と今後の産炭地域の振興の方向を決定するために少なからぬ影響を持っているからでございます。

二番目は、構造調整過程の経営多角化、新分野開拓についてでございますが、経営の多角化、新分野開拓は、産炭地域振興の視点より炭鉱所在地において事業展開が図られるよう強力な御支援をお願い申し上げます。炭鉱離職者の再雇用を促進されるよう石炭会社に強く御指導をお願いしたいと思います。

その次は、未利用地の活用についてでございますが、炭鉱跡地の有効利用が産炭地域の振興のかねてでございます。地元自治体がこの用地を取得するためには、自分たちの能力を超える多くの制約を解除しなければなりません。これがなかなか難しい状況下にあることは御承知のとおりでございます。容易に活用ができるよう環境整備をしていただくことをお願い申し上げます。

次に、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法についてでございますが、昨年末の閣議審議会において、今後とも原油等の関税を石炭勘定の財源とすることを決めていただき、その間の政府の御努力に敬意を表したいと思います。しかし、石炭政策を総合的に推進し、また石炭鉱害が予定どおり解消するなど、法の目的を十

分達成するためには、今後とも安定する財源を確保することが当然なことではないかと思っております。ところでございまして、これに追加して、この石炭勘定を柔軟性のある運営を行っていくことがまた大事なことでないかと思っております。

次に、石炭鉱害二法について申し上げます。石炭鉱害復旧の現状というのは、昭和二十七年に臨時石炭鉱害復旧法が制定されて以来四十年にわたり復旧が行われてまいりました。このことは、戦中戦後に国策として大量の石炭供給が要請されたため広範囲に石炭採掘が行われた結果、膨大な鉱害の発生となったためでございます。

現行鉱害二法のもとでは、昭和五十七年に策定しました鉱害復旧長期計画に従い、五十七年度初めに価格にして五千九百億円の鉱害復旧事業が実施をされてまいりましたが、平成四年度初に残存鉱害量は約三千七百億円と見込まれております。

しかしながら、今日まで鉱害復旧は相当に進捗していると思っております。なお、鉱害地域における石炭採掘が終了いたしましたから既に相当の年数が経過をしておりますので、継続してこの鉱害復旧を行うことにより、今後十年間のうちに累積鉱害が解消できるものと立ちはますので、早期に鉱害のない産炭地域になるよう私もとしましては大なる期待をかけているところでございます。

さて、この二つの法案に對しまして、次のようをお願い申し上げます。

まず、鉱害二法の廃止期限の延長でございます。申し上げるまでもございせんが、鉱害二法は国土の保全と有効利用及び民生の安定を図るためのものでございまして、鉱害が残存する限り鉱害二法は存続すべきものであると考えます。石炭鉱業審議会の答申にありますように、最も被害の著しい九州においてもは十年以内に累積鉱害が解消できる状況にあるとされております。累積鉱害の解消のためには、鉱害二法の十年間の延長で

最終的な解消を実現していただきたいものだとおもうところでございます。

その次は、鉱害復旧の基本的な方向でございますが、石炭鉱業審議会答申に示されておりますように、次の三つの基本的な方向に即して鉱害復旧を実施することが必要であらうかと思っております。

まず、第一点目でございますが、累積鉱害の処理の着実な完了でございます。今後、極力早い段階で、今日まで山積みしております懸案問題等に所要の対策を講じていただきまして、全国各地の累積鉱害の処理を順次完了することが必要ではないでしょうか。

二番目は、鉱害処理業務の適正な運営でございますが、このことについては、従来より関係者から厳しく要望されたところでございますが、かなり改善されたというふうには私も評価をしておりますが、さらに正常化対策等は強化をして、処理のあり方について適正を確保する最大の努力が今後望まれるのではないのでしょうか。

三番目は、鉱害復旧の早期解決に向けての関係団体の連携と協力でございます。鉱害処理業務を計画的、効率的に処理するため引き続き石炭鉱害事業団を中心としての処理体制とし、鉱害の早期復旧を図るためには、国、地方公共団体が積極的に鉱害復旧の推進努力を講ずることが極めて大切なことでございます。また、法改正原案でも取り上げております実施計画関連だけでなく、鉱害復旧全体において総合的に関係団体が連携をして協力をすることが極めて大事なことであり、思っております。

さらに、次でございますが、鉱害処理対策の強化についてでございますが、施行困難案件が鉱害復旧の阻害となっている事実にかんがみまして、これが処理には関係者との連携協力のの上積的な対策を講じ、鉱害復旧の工事施行環境整備等を図り、鉱害関係の行政機関が一体となって鉱害処理が促進されるよう必要な施策を実施することが極めて大事なことであり、思っております。

さらに、その次でございますが、累積鉱害の解

除

消後の体制整備についてでございます。累積鉱害
解消後の浅所陥没等の被害については、答申にも
ありますように、地域ごとの法人によるのが適当
と思ひます。法改正原案にもございますが、石炭
鉱害事業団の体制から地域ごとの法人の体制に円
滑に移行していくことが最も順当と考えられま
す。さらに体制づくりは、地域の特性を生かし、
支障の生じないように処理体制の早期確立等地域
ごとの法人の整備に向けて国と地方公共団体が協
力することが必要だと思ひます。

次に、累積鉱害解消後の鉱害地における地域振
興施策の積極的な展開が行われることや、鉱害の
解消に長時間を要する地域は鉱害復旧と一体と
なった地域振興事業が推進をされることが望まし
いと思ひます。特に、地域ごとの法人が地域振興
と一体的な推進に役割を果たすように配慮される
べきではないでしょうか。

次は、炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨
時措置法についてでございますが、石炭鉱業の合
理化に伴ひまして、炭鉱離職者に対する法的支援
は、昭和三十四年より今日まで適切な措置を講じ
られて相応の成果を上げてまいりましたことは高
く評価をしていいと思ひているところでございま
す。

昨年六月の石炭鉱業審議会は、緊就、開就事業
について、就労者の高齢化、滞留化等の問題点を
指摘されまして、所要の見直しを図るべきと答申
されましたが、旧産炭地域におきましては、全体
として全国的には雇用失業情勢が好転をしている
中にあって依然として厳しい状況下にございま
す。

福岡県の例だけとて大変恐縮に思ひますけれ
ども、現在の有効求人倍率は、日によって変わら
ますけれども、全国で一・二八でございまして、福
岡は全体で〇・八五でございまして、筑豊地域で
は、飯塚地区の一・〇四がわずかながら好転をし
ておりますけれども、直方地区〇・五八、田川地
区〇・七三でございまして、景気がもう御承知のよ
うに不況傾向下にございまして、産炭地域の雇

用情勢は今後さらに深刻となると思われま
すが、改善される見通しは現在ではないと、
こういうふうな思ひしております。

このような状況下でございまして、緊就事業
や開就事業は就労の場の確保におも重要な役割を
果たしていると認識をしております。したがいま
して、今後見直しを行うにいたしまして、事業
に就労している者の実情、地域の雇用状況、すな
わち労働不安や労働砂漠化などの排除や地域振興
の必要性等を十分考慮して、慎重なる検討が必要
かと思ひておるところでございまして、特別な
御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、産炭地域市町村に対する
財政の支援でございます。

炭鉱の終閉山や縮小などの合理化に伴ひま
して、産炭地域市町村の財政は極度に逼迫してい
る状況でございまして、今日まで産炭地域振興対策
の一環として、産炭地域市町村に対して各種の財政
支援措置が講じられて、脆弱な産炭地域市町村財
政の改善に寄与をしております。思ひますけれども、
依然として市町村の財政は困難に陥つてい
る状況でございまして、このためには市町村
の自主的な財政再建が第一でございまして、厳し
い環境下で早期の改善は望み得ないと思ひてい
るところでございまして、しかるに、鉱害復旧を初
め、離職者対策、ボク山、炭住改良等石炭後遺症
と言われる後始末整備と産炭地域振興実施計画の
実施に特別な財政需要が生ずることになりますの
で、財政支援の強化をお願い申し上げます。

以上、要点だけでございますけれども、私の
意見を申し上げさせていただきます。何とぞ、
よろしく御採択くださいますことをお願い申し上
げたいと思ひます。

○委員長(岩本政光君) 最後に、高村参考人にお
願ひいたします。高村参考人。

○参考人(高村寿一君) 日経新聞の論説副主幹を
やっております高村寿一でございます。

今までに関係者四人の方から、それぞれの立場
から御意見、御要望がありましたけれども、私は
産業界を中心に報道をしてきた中立の立場から自
分の所感を述べてみたいと思ひます。

一昨年九月から昨年六月まで石炭鉱業審議会が
行われまして、私自身もそのメンバーに中立委
員の一人として答申案のまとめの作業に参加いた
しました。本日参考人として呼ばれましたのもそ
のような経験から呼ばれたものと思ひますので、
その経験からも意見を申し上げます。

日本経済の基本的な政策というのは、今日やっ
ぱり国際化の中で競争的な見地からいろいろ政策
が行われておりました、エネルギーについてもエ
ネルギー市場についてもそういうような枠組みの
中で行われていまして、例えば、石油業界
でも輸入だとか石油産業の自由化ということが行
われていまして、その中でまた石炭ということが考
えるわけですけれども、石炭というのは非常に
特殊性があります、やはり国際的な視野あるいは
全体の構造調整の中でどういうふうにするか、
エネルギー政策全体の中でどう考えるか、それか
ら今御発言になったように地域経済社会への影響
をどう考えるかという非常に幅広い問題を
含んでいるというふうな感じはあります。

そして、その具体的な政策を議論するときに大変
困難だったわけですけれども、経過を申し上げま
すと、三つのシナリオを考えたわけでありまして、
その第一は、もうちょっと市場原理というんで
しょうか、マーケットの力、マーケットのメカニ
ズムにゆだねたらどうだろうかというふうな案で
ございまして、これは、いきなりこうしますとかな
り厳しいものになるんじゃないかということござ
いまして、国内炭は最終的にゼロになってしま
うかもしれないというシナリオであります。しか
し、これは需要業界の方からかなりこの第一案と
いう意見が出ていたわけでありまして、

第二案とい
うのは、現在石炭産業ずっと八次まで再建築で
やってきたわけですから、その構造調整は一応終
わったんだということ、もうこれ以上調整をし
ないでいいんじゃないかと、現状維持ですね、こ
ういう意見を第二案として考えたわけでありま
す。これは、労働組合の方とか地域の代表の方が
こういうニュアンスだったと思ひます。

そして、それから第三案というのは、これは一
と二の中間的なものなんです、今後ともやっぱ
り構造調整は必要であろうと、九〇年代は最後の
構造調整の期間として決めよう。先ほどから出
ましたように、ある均衡点ということ想定しま
して、そこまでは調整が必要ではないだろうか
というふうな、三つの大きなシナリオを描いたわけ
であります。

大変議論が分かれました。それぞれのお立場か
らの御主張がありますから、しかしいろいろ需給
の合理化、鉱害対策とか雇用対策、地域対策とい
うことを含めて検討し、それから最後に昨年の五
月でしたか、私も中立委員だけの原案検討小委
員会というものを開きまして、結果としてやはり
第三案ですね、中間案、これをもとに答申案をま
とめていったらどうだろうかということで、再度
全体会議を開いてまとめたわけでございます。

したがって、まとめた答申として斎藤会長に
出したものは、やはり需要動向を勘案して段階的
縮小を図って、その間に新規需要、新規の事業開
拓とか経営多角化を図って活路を見出していつた
らどうだろうか、そのソフトランディングを模索
したらどうだろうかということが基本的なデザイ
ンになっているわけでありまして、

このように答申案はいろいろな意見が入ったん
ですけれども、それぞれの立場のことを強く出す
ということには非常に難しいわけでありまして、現
実は国内炭、二倍以上の内外価格差がございます
ですね。それから、国内炭の取引の需要業界の協
力というのも大変なものでありますし、年間一
千億円ですか、それから石炭動定一千億円、石炭

の総エネルギーに国内炭が占める割合は一、数%でありますから、どうもこの均衡点がアンバランスではないかということでは全員の認識が合ったと思ひます。

そういうことで今回の答申が出たわけでありませうけれども、私が強調したいのは、これは業界の自主的構造調整ということが基調にあるわけでありまして、ここでみんなが協力していこう、政府、需要業界も何とか構造調整が進むように協力していこうという筋だろーと思ひます。そして事前対策というんですか、あらかじめ対策ということも十分にやっておくことで、経営多角化、地域振興とか雇用の面であらかじめ対策も強化していこうということでございます。

私は中立委員としては、もちろんあらかじめ対策も重要ですけれども、やはり構造転換を図る主体が相当前向きに積極的に進めていくという気持ちが大変ではないかというふうに思ひます。しかし、きょうお話を伺いますと、各参考人の方は答申の方向に沿って積極的に対応されているというように伺ひまして、大変喜ばしく思っているわけでありませう。

最後に、私は広く産業界を見ていますが、やはり構造不況対策というのは石炭ばかりではないわけですね。繊維、造船、アルミというのはみんな経験したわけでありませう。そして、コスト削減、経営多角化ということを必死に模索しておりまして、今のような景気後退期でも、造船などは構造転換してハイテク造船ということで大変高業績を上げておられるという例もございませう。

石炭鉱業というのは、かつての野球で言えば四番バッターですから、八次まで今までやってきた対策、相当時間もかかっているわけですから、さっきの均衡点ですね、アンバランスという点が残っておりますので、これを何とか十年間のうちに模索を続けるということだろーと思ひます。もう一つ、国際比較ですね。これはドイツ、フ

ランスが相当石炭というもののウェイトが高い、国内炭のウェイトが高いんですけども、やはり最近では政府の補てん金が相当負担になってきています。それからEC統合というような問題で、EC委員会からもうちょっと合理化を進めたらどうかというふうな意見も出ておられるのでありまして、ドイツもフランスもやはり経済性ということがかなり意識にあるのでありまして、全体としては段階的縮小で新しいエネルギー政策に移っていくというふうな流れだろーと思ひます。

いずれも国情というものはありますから、政策はそれぞれ特色があると思ひますけれども、日本の業界もこういう中でやはり答申に述べられたような線では何とか転換をしていくことが望ましいと思ひます。そのような意味で、石炭関係諸法の改正というものは適切であらうかというふうな感じに思ひます。

○委員長(岩本政光君) 以上で各参考人の御意見の開陳は終了いたしました。これより参考人に対する質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願ひます。○対馬孝且君 きょう五人の参考人の皆さんから、石炭関係八法案の審議をすすめるわけですが、貴重な提言あるいは御意見をいただきましたことに対して、私からも心から感謝を申し上げるところでございませう。

さて、時間の関係もありませうので、参考人に二、三点それぞれ伺ひたいと思ひます。河原崎会長にちょっと伺ひたいと思ひますが、まず最初に三問ばかり伺ひたいと思ひます。一つは、今も陳述の中にございませうが、新答申を受けましてこれから正念場の石炭政策である。それはつまり構造調整であるということが新答申の基本になっておられますが、私は今回の答申を見まして、やっぱり政策的にかなり欠落している。これ委員会でも何回も私申し上げたのでありませうが、一つは、基本的には我が国の資源として

は唯一が石炭ですからね、今あるのは。だから、緊急非常時のセキユリティ、安全保障という基本に立つべきではないか。これは埼玉大学の室田先生も同じ意見を申し上げておられます。それから第二点は、時間もありませんからあれですけれども、やはり資源愛護論があつていいんじゃないか。我が国は、御案内のとおり三十二億トンの理論炭量があつて、可採炭量、実収炭量は私の考えでは八億と、昭和二十五年のドイツの地質学者の参考資料、データを私は持っていますけれども、通産ベースでいっても五億トンある。そうすると、これは一千万トン掘っても五十年です。あるいは五百万トンペースでいくと百年あるんですよ。こういう考え方に立つとすれば、やはりそういう資源愛護論というものが今の政策ではどうも積極面が見えない。

第三の問題は何かと申しますと、やはり日本の炭鉱技術というものは世界最優秀であると。私も随分海外の炭鉱にも入っていますけれども、そういう意味ではこれからの日本の自走採炭、あるいは率直に申し上げますと、これからの機械化に対応する石炭技術というものは、このノウハウは、私もソビエトに何回も行きましたが、中国にも行きましてたけれども、ソビエト、中国、あるいはカナダあたりでもかなり日本の技術、ノウハウを非常に高く評価している。そういう意味では、むしろ海外に技術、ノウハウの交流あるいは適養を高めていくとか、かつて北大の磯部教授も何回も今から十何年前から事実を申し上げておりました。日本の技術を維持するために、やはり国内炭の炭鉱というのは試験炭鉱ということで中長期的に位置づけるべきである、こういう論理を展開してまいりました。

私は、この三点の原則を中心として考えていた場合に、やはりこれからの石炭、国内炭の認識というものは、構造調整十年という方向性はもちろんでありますけれども、こういう政策を持たない限り、積極面が出ない限り、むしろ十年が逆に雪崩閉山につながる可能性を持っていると、こういう懸念を私は持っているんです。そういう点での石炭協会としての、政策面でもうちょっと積極的

にやっぱり対応していくという姿勢を協会としてお持ちになっているのかどうか。この認識について、まず第一点伺ひしておきたい。それから第二点、時間もあれですから、今度の答申からいいますと、やはり今までは閉山をして事後対策と、こういうケースでありましたね。ところが、今度新政策というのはそうではなくて、やはりあらかじめ均衡点という、まあもつと高くという皆さんの御意見、高く求められているのはそのとおりでございますけれども、まず、新分野の開拓でもって受け皿をきちっと整理しろと、やむなくやっぱり閉山をするという事態に向かったとしても、そういう条件が整わない限り閉山をしない。もちろん、新分野開拓で三百から三百、五百から五百という受け皿条件が、雇用の条件が満たされて初めて、閉山というものにせざるを得ない場合には、そういう体制ができたところで縮小あるいは段階的にいくということ、これが本今のソフトランディングの方式なんであつて、そういう認識、これが今度の新政策の目玉である、答申のこの認識について、第二点、どういふふうにお考えになつておられるかという点です。

それから第三の問題、これは均衡点という問題ですけれども、後でこれは申し上げますけれども、均衡点とは一体何だということですよ。答申を皆さん方が審議会で議論なさつての認識なんですけれども、私は、経済原則で均衡点といつたら、これはあなた、海外炭と国内炭といつたら二倍以上あるわけですから、均衡点という経済原則に立つのか、そうじゃなくて、やっぱり需要の七百万トンとか一千万トンというそういう需要に対する基本認識というものに立つのか、この点がやっぱり大事なところなんで、均衡点、高い低いとこう言うんだけれども、経済原則に立つての均衡点であるとするならば、これはとてもじゃないけれども話にならないでしょう。そういう点を

崩閉山につながる可能性を持っていると、こういう懸念を私は持っているんです。そういう点での石炭協会としての、政策面でもうちょっと積極的

私、第三点、今懸念をしているんですが、その認識をどう思っているのか。

それからもう一つは、この均衡点を考える場合に、新分野あるいは受け皿体制を考える場合に、私は前半の五年が大事だと思っているんですよ。会長、大事なところはそこ。

私も、今まで石炭に四十年かかかってきましたからね、国会で十八年間、当委員会でもしゃべってきたけれども、提言してきた。率直に言うけれども、これは受け皿とか開発とかどう言うけれども、第一次から第八次案見たって、一定の雇用なり地域の活性化ができるまでには、今なお十年たっても、私は美眼ですけれども、いまだに美眼においてそういう新開拓、あれはもちろん国のレベルにおいていますが、それに完全にやっばりかかるといったら最低五年は見なきゃいけないんです。私は、そういう意味では構造調整十年間の前半の五年が勝負どころである。そういう対応がきちっととれる体制になるのかわからないのか、そういう姿勢で取り組まれるのかどうか。と

りあえず、この四点を先にお伺いしておきたいと思えます。

○参考人(河原崎篤彦) 答え申し上げます。ただいま河原崎先生から御質問のございました点のうち、まず第一番目のセキユリティー、緊急時のセキユリティー問題、セキユリティーに関する考え方、それから資源愛護の必要性に関する考え方をお答え申し上げます。

御指摘のこれらの点につきましては、石炭鉱業審議会において、私どもももちろんでございますが、各分野の委員の方々から意見が陳述され、最終的に答申としてまとめられたと、こういうふう

に理解をいたしておる次第でございます。これらの諸問題を含めた議論の中での結論でございますし、かつ私どもの具体的要望事項は取り入れられておるのでございますので、改めてこの内容を申し上げることは差し控えてさせていただきます。こういうふう

に存する次第でございます。

答申にも、「エネルギー政策上、国内炭の役割

は従来よりも縮小してきていますとはいえず、全く失われたわけではなく、それ相応の位置付けをもって評価されなければならない。」とされております。したがって、私どもとしては、この新政策のもとで最大限の努力をすることが必要であると考

えておる次第でございます。それから、第二番目の御質問の点でございますが、あらかじめ万全の雇用対策が備わった後で閉山すべきではないか、そういうふうにご考

えておるのか、こういう御質問だったと存じますが、もちろん私どももいたしましては、雇用対策に對して最善の努力をいたします。しかしながら、雇用対策は大変難しい問題だというふうにご認識をいたしておるところでございます。

完全な雇用対策ができるかどうかという点について申し上げますと、まず第一には、新規事業は一挙には計画規模にはならない。徐々に大きくなっていくということでは当然でございます。それから、石炭の生産規模の縮小の時期と新規事業の操業の時期、これは必ずしもタイミングが一致する

というわけでもございませぬし、また立地の地点につきましても必ずしも産炭地に限るとい

うわけにはいかない、こういうふう

に思っております。それから、構造調整前半の五年間、これが非常に大変だと、ここが重点でないか、こういう御質問でございますが、私も全く同意見でございます。命これに取りかかるところでござい

ます。新しい法律に基づきますいろいろな助成をいたしまして、さらに努力を重ねていきたい、こういうふうにご考

えておるかどうか、どうぞ先生方にもよろしく御指導、御支援のほどお願いを申し上げます。どうもありがとうございます。

○河原崎先生 河原崎会長にもう一度三問ほどお伺いします。簡潔で結構ですから。

一つは、今度の新政策で、御案内のとおりで、NEDOが融資を三百億、単年度六十億ということ

で、五カ年間で三百億、こういうこと

で、一定の、地域振興なり産業の新規事業の開拓に無利子の融資制度ですから、私はそれなりの役割があると思っております。

ただ問題は、それぞれの企業で、早い者勝ちという意味じゃないけれども、それぞれ今各社別に単年度の計画あるいはプロジェクトの計画というのを

お持ちになっているわけですね。通産省に出しているわけだ。私は、三百億ということは一

つの基準です。それから結構なだけども、企業がその無利子制度の活用というものをぜひこれやりた

いと、拡大していきたいということがどんどん出てくれば、むしろ三百億にこだわらなければならない。積極的に新分野開拓に伴う、そういう意味では石炭協会が三百億にこだわらずに、むしろ積極面としてこの枠を拡大すべきではないかと、

こういう考え方を持っていますか、これについてどういう考え方を持っていますか伺います。

第二点は、一番私が心配しているのは、これは炭価が千円下がるわけですね、今我々が聞いている範囲では、国内炭の炭価が千円、露頭炭は二千円と聞いているんだよ。今でさえこの経営が非常に厳しい経営状態を強いられると、まして今これ春闘の時期ですよ。これは炭労だつてそろそろ賃金闘争が始まるわけですよ。そうすると、一般炭千円、あるいは露頭炭が二千円下がるということになった場合に、果たして経営、石炭協会の立場からいって、そのことによってしわ寄せがどこにいくのだろうか。私は一番心配しますのは、結果的に労働者の賃金、労働条件のしわ寄せにならざるを得ないんじゃないかと、あなたが経営

が、いかがでしょうか。この三点について。
○参考人(河原崎篤君) まず第一の点でございますが、三百億では不足ではないかと、こういうお話でございますかと思ひます。

確かに、現時点でプロジェクトを合計いたしましたすと三百億以上になっております。相当な額となつておりますが、しかしながら、今後各プロジェクトを調整いたしましたり検討実施計画を策定してまいりまして、諸条件を整備し着工に至りますまでは、それぞれ所要の時間を要することでございますし、またほかの制度資金の活用も可能であるということ等から、当面は問題ないんじゃないかろうかと、こういうふうにして思つております。ただ、状況によりましては、枠の拡大をお願いすることもあり得るのじゃないかろうかと、こういうふうに住じておる次第でございます。

それから、次の炭価引き下げの問題でございます。炭価問題につきましては、答申の指摘するところに従ひまして対応する考えでございますが、現時点ではユーザさんとの間で決着を見ておりませんので、具体的な数字に基づく判断につきましてはお答えできない段階でございます。ただ言えますことは、答申は、今後の石炭政策全体のあり方の中で炭価についても言及しておられますし、一方、労働環境等の整備についても指摘しておられるところでございます。したがひまして、私どもは、炭価引き下げ分は自助努力をもって何とか吸収し、今後の国内炭引き取りについてユーザの協力を得たい、こういうふうな考えでおるところでございます。

労働条件につきましては、短期間に他産業並みに引き上げるとは難しいと存じますが、御苦労にこたえるための努力はする所存でございます。○対馬孝且君 それでは、藤原委員長に三、四点ちょっと先ほどの会長質問に関連いたしました一つは、やっぱり今冒頭申しましたように、これからの新政策を答申されましたけれども、これからの石炭の中期を展望した場合に、先ほど私が

言つた緊急非常時の国内唯一の資源として位置づけるべきである。さらに、大事なことは、国内資源を積極的に活用する愛護論というのがある。かかるべきだと先ほど申しました。

第三は、技術の活用という面からいけば、多くを申し上げる必要ありませんが、国内炭が存在して初めて、国内炭が存在して初めて海外にノウハウを送れるのであって、国内炭が技術のノウハウを送りましようと言つたてはそれはそんなことはできないうわけですから、そういう点での認識についていまい点、炭労の立場からどういふお考えを持っていますか。

第二は言うまでもございませぬ。均衡点と先ほど強調されたけれども、この均衡点を高くするためにどういふ政策が必要と考へられているか、これが第二点です。

それから第三の問題は、今日のこれからの均衡点を最高、できるだけ高くして、十年後に総撤退ということにならないためにはどういふ賭だめ策が炭労の立場で政策提言として考へられるのか。もちろん一と二の関係がございませぬけれども、むしろ積極面としてこういふ方がいいではないかという御意見があったら率直に出してもらいたい。それから、しばしば言われたことだけれども、やはり閉山に伴つて、今度の労働省関係の改善策が多少出ていますけれども、問題になるのは、相変わらず下請という労働者がどうしても差別される。閉山の退職金を見てもやっぱり格差がつくというところ、それはあつていいということではなくて、こういう改善について、むしろ下請労働者の万が一閉山の場合の退職金の手当て、あるいはそれに伴う労働条件その他についてできるだけレベルアップをしていくという、こういう考え方についてとりあえずお伺ひしたいと思います。

しかしながら、率直に言つて国内炭は値段が高過ぎるといふことが一つ、それから品質的にも海外炭だけでも十分やつていられる、こういうような主張がちょいちょいございまして、結局日本の石炭でなければどうしてもだめだという認識は全体としては得られなかつたということでございます。

ただ、今日日本が約一億一千万トンの石炭を使っているわけですが、十年後にはこれが一億四千万トンになるということでございますが、主に今オーストラリアから一番輸入しているんですが、その他アメリカ、カナダ等々から輸入してございませぬ。それからそのほかの国からも輸入してございませぬ。いわゆる世界で石炭を輸入しているのは日本が一番多いわけでございます。そういう国が自分の国の石炭を掘らなくてもいいのかどうか、こういうことにつきまして私ども意見申し上げまして、この点につきましては、やはりそういうことは考へてみる必要があるんじゃないかという委員の方々もございました。

それから技術の問題で、やはり日本の石炭技術というのは、炭鉱を採る技術から掘る技術、あるいは保安技術、あるいは燃焼させる技術等々を含めて、かなり優秀な技術がございませぬ。今後、安定輸入あるいは海外炭の開発、さらには今問題になっております地球温暖化問題に関する技術、これら等々を考へますと、十年先はむしろ二十年先もそういう意味での石炭政策というものは存続するであろうというふうな考へます。そういったふうな考へますと、やはりその場合日本に一定の炭鉱を存在させて、その上で技術問題等々に対応していくということが必要だと、こういうことについて主張いたしました。これらについても、必ずしも全員の賛同を得たとは思ひませんが、かなりの賛同者がおられたというふうな考へておりますから、そういう意味で今後やはり日本に炭鉱を残していくということは必要だといふふうな考へております。

の程度の国内炭を残すのか、いわゆる均衡点という問題でございます。私どもとしては、地下掘りだけを言いますと、先ほど申し上げましたとおり、生産量が既に七百万トンを超つておられますし、常用労働者は既に六千人を切つておる、こういう状態でございますから、一億一千万トンあるいは一億四千万トンというオーダーに比較して七百万トンとか六百万トンの国内炭は現状を維持していただきたい、こう強く主張したところでございますが、これが答申のようにさらに均衡点まで縮小と、こういうことになつたわけでございます。

ただ、今後国内炭が残っていくべき道というのは、そういう石炭産業審議会の各界の皆さん方の意見をトータル的に申し上げますと、やはり安定輸入や海外炭開発のために国内に炭鉱を残すべきなのかどうかと、このところにかかつておると思ひます。ある人と言はせませぬ、いや、炭鉱技術を研さんするにしても海外の炭鉱でやればできるのだから、国内には炭鉱は必要ないではないかという極論を申し上げている人もおられます。しかし、私どもはやはり炭鉱がなければ技術の研さんあるいは涵養はできない、こういう考え方でございませぬし、そのほかに技術関係の学者さんなんかもそういうふうな強く主張しておられる方もおられます。

そういう意味では、この安定輸入や技術開発のための国内炭を残すことに国民的なコンセンサスが得られるかどうか、どこまで得られるのか、あるいは一億四千万トンも石炭を使う国が自分の国の石炭を一トンも掘らない、こういうやり方が成り立つのかどうか。この辺についての物の考え方として、これからどうなるかということですが、私どもとしては縮小やむなしといたしまして、その縮小幅はできるだけ小さくして今の炭鉱はできるだけ多く残していただきたい、こういう考え方でございませぬ。

それから、三点目の下請労働者の問題につきましては、なかなか難しい問題なんですけれども、私

どもは基本的には直轄労働者、下請労働者一体となつて炭鉱を守ってきたと、こういうふうには認識してございませう、これから均衡点を指して炭鉱を残していくためには、直轄労働者も厳しい状態に置かれますが、もちろん下請の労働者の皆さんも含めて何としても国内に炭鉱を残すために頑張つていきたい、こういうふうな考えでございませう。

したがって、当然労働条件、福利厚生条件あるいは退職手当等々の問題につきましても、基本的にはやはり直轄労働者同等であるべきである、こういうふうな考えで、今まで八次政策までに至る間もいろいろと関係方面に要望いたしまして、部分的な改善はしていただいております。ただ、基本的な労働条件、大抵のところの下請の皆さんには労働組合がないとか、あるいは場合によっては労働協約ももちろんない、それからつきせんで、退職金制度そのものがはつきりしていないとか、いろいろな事情がございましたし、そこにはもちろん企業の形態あるいは内容等々いろいろ違いがあるわけでございませう。したがって、これらについてなかなか難しい問題があるということで、私どもの言うことがなかなか通っていないという実態がございませうけれども、今後ともできるだけのことばはやっていきたい、こういうふうな考えでございませう、先生各位におかれましては、下請問題につきましても引き続き御検討方をお願いしたいと思います。

○対馬孝且君 それでは、芦別の市長さんに三、四点ちょっと伺います。

東田市長は、私も知っていますけれども、カナディアンワールド構想、星の降る里のプロジェクトの大提言を北海道の中でいち早くしました。私も現地を見て高く評価をしているんですが、やはり何と云つても芦別の場合は、地元の基幹産業である芦別炭鉱の延命ということがどうしたらできるかということが市長としても最大な課題であらうと、こう思ふのであります。かつては、私も同じ友山でございませうが、全盛期は五千三百も

おつたわけですが、現実は今四百四十になつてしまつた。結果として、これ何とかやっばりできるだけ延命をしていくという、市長さんの立場からいってもそういう考えには変わりはないんだけれども思いますが、この点ひとつ伺ひしておきたいと思ひます。

それから第二の問題は、先ほども強調されましたけれども、とりわけ稼行炭鉱としては芦別、歌志内地区、赤平との三方所になつてはいるわけですが、今度の産炭地域振興の新政策の提言として、中核的産業主体による地域の活性化の支援というものが新しく出てきました。とりわけ稼行炭鉱を中心という政府の考え方のようです。これは私も賛成であります。それなりの評価をしていませう。

もちろん、これ道段階でも既に、私聞いておりますが、北海道で新年度予算に八億二千五百万円の中核的産業主体による地域活性化の予算を計上された。これに対して国が三分の二ですから、平成四年、五年度でいきますと大体おおむね四十五億と。大体道が十五億、国レベルで三十億と。四十五億といえ、それなりのやっばり金の面からいうと相当な資金になつていふことを考えた場合に、これ具体的にどういふふうな中核的産業主体の地域活性化、もちろん国あるいは道の段階が基本になりますけれども、もし地元の稼行炭鉱の中空知、空知を中心に考えた場合に、どういふアイデアがこれと政策的にあるいは結合することか一番いいのかなと。

例えば芦別で言えば、カナディアンワールド構想とこの中核地帯の関係をどういふふうなやっばりしたらいのか。例えば、上砂川の無重量実験というのが一つの目玉になつて、あれがこれからこういう関係でさらに拡大していくというか、あるいは赤平で言えばエネルギー構想、この低エネルギーの褐炭あるいはごみを使って新エネルギーをつくる、それが安い電力に結びつくという、こういうような構想も赤平では新エネルギー構想というものが打ち上がつていませう。この点、も

し市長さんの方でお考えがあればこの機会に聞かせておいていただきたい、これが二点目でございます。

それから第三の問題として、新分野の開拓は先ほども市長さんが強調されておりますけれども、今やっばり芦別の場合、とりあえず農林、林業の町でもありませうから、市長の提言としては、単に炭鉱労働者だけじゃなくて、農林業労働者の含めたいわゆる職業訓練ということの非常に積極的な提言がございました。今私も労働省にその話を持ち出しているものであります。地域性の関係で滝川があり岩見沢がありと、北海道の分布では、そこらあたりが至近距離にあるのでそのバランスをどう考えるかと、こういうことなんです。

私は、決して芦別が中心になれという意味じゃないんだけれども、そういう産炭地のこれから稼行炭層条件、構造調整十年間の中に縮小していくという流れはあるわけですから、そういう意味ではこの稼行炭層地域の拠点として芦別なら芦別が能力開発センターというものを位置づけるという考え方をした方がかえっていいんじゃないかと。そのかわり、赤平、芦別、歌志内とこれ三十分で往来できますから、そういう構想をかえて出した方が比較的早く能力開発センター、私の言うのは短期じゃなくて恒久的な能力開発センター、これに単に職業訓練だけじゃなくて情報の機能システムも入れる、情報機能能力開発センターというものをセットにするというふうな考え方を今労働省に出しているのではありませんか、そういう考え方を地元の市長さんとしてどうお考えか。先ほど提言がございましたけれども、いわゆる考へ意味での位置づけがどうだろうかという考へ方を私は持っているのではありませんか、その点ちょっとお聞かせ願ひたい、こう思ひます。

第四点として、産炭地の振興計画、これが出されていふのでありますけれども、この実効性ということが問題で、工業団地は確かに今もう来まして、それ以外の産炭地振興の実効性を上げるためには、どういふ手段が一番いいのかと

いう点がありましたらお聞かせ願ひたい。以上でございます。

○参考人(東田耕一君) 対馬先生から四点ほどお尋ねがございましたので、お答え申し上げます。まず最初に、本市に唯一残されております坑内炭鉱でございます三井芦別炭鉱の延命の件ですが、市といたしましては市民ぐるみで、厳しい状況下にあります。一年でも二年でも長く続けていたいただきたいということを心から願つていませう。

ただその中で、石炭会社の立場でポスト八次策の中に盛り込まれておりますいわゆる経営の多角化、あるいはまた新分野開拓等々の面に国の御援助がさらに強力にいただけることになっておりますので、私の立場から申し上げますならば、石炭会社並びに親会社ともどもにこの政策に盛り込まれた国の支援策というものを十分活用していただいて、そして会社の経営体質の強化に御尽力をいただきたいものだというふうな考えでおります。

ただ、一つそこで申し上げたいことは、会社自体が延命を図ることができて存続していただく、それはそれで結構なことなんです、今石炭を掘っている地域に波及効果が十分あらわれるような新分野開拓であり、経営の多角化の面を石炭を掘っている地域に結びつけてやっていただきたいということを心から望んでいませう。そんなことにつきましては、既に会社の鉱業者側とも十分市も一体となつて協議、検討も進めさせていただいておりますが、何とかさういふ方向で地域波及効果を期待したいと思つていませう。

それから、中核的産業主体の設立につきましては、対馬先生初めこちらの諸先生方にも大変御高配をいただきました、対象地域の市長としては心から感謝を申し上げます。

当面、八次政策の影響地域と現在の稼行炭鉱地域ということで五市一町が対象地域でございますが、これにつきましては新年度予算に国も予算を

計上していただいているところでございますが、
できませんらばもう少し六十億という、何とかい
ますか平成四年、五年で基金の総額を後年度
においてももう少し増額していただければとい
ふふうに希望を申し上げます。

私から申し上げるまでもなく、基金の果実の運
用による産炭地域の活性化ということございま
して、低金利時代を迎えると、六十億にいたしま
しても五割としても三億というふうなことで、
もっと下がるかもしれません。私は、今道を中心
として対象地域がいろいろと協議をしている中
で申し上げていますことは、仮に三億なら三億を五
市一町の六市町が五千万ずつ毎年均等に使用せ
ていただくというふうなような使われ方では
なく、三年とか五年とかたつたときにトータル
してみると大体均衡がとれるように、この年は
この市に重点的に、この年はこの町に重点的に
というような使い方をさせていただくような中核的
事業主体の基金の使い方というものをぜひお願い
したいものだ、こんなふうにも考えているわけ
でございます。

ただ、この基金の使い方につきましては、既存
の補助制度に乗らないもの、なるべく公益的事
業というふうな一定の制約がございまして、そ
れをいかに見つけ出すかということにつきまして
は現在対象地域の中で道を中心にして協議を重
んじていただいているところでございます。でき
ますならば余力をばめたいと考えています。各
市、町単独の大きなプロジェクトについても対
となり得るようなことをお願いできれば、こん
なふうにも考えている次第でございます。

それから、三点目にお話ございました職業訓
練施設につきましては、先ほどの陳述の中でも申
し上げたとおりでございますが、対馬先生にも特
段とこの件については御指導もいただいております
が、ぜひ能力開発センターの恒久的なものを設
立していただきたく、お話のように芦別市は二万
五千の人口ですが、赤平市、歌志内市を加えま
すと五万を超える人口にもなりますし、ちょうど中

空知の三市が今厳しい経営を余儀なくされてい
る、共通の悩みを持っている三市であるというこ
とからいたしますと、先生のお話のように芦別で
なければならぬということではなくて、この三
市の炭産離職者あるいはまた将来離職者になり得
るであろう方々を対象とした職業訓練センター的
なものをぜひ早期に設置していただきたいとい
ふふうに考えている次第でございます。

それから、産炭地振興実施計画につきまして
は、本市も数多くの振興事業等を道に持ち込んで
計画に盛り込んでいただいているところでござい
ます。何といたしても、かねがね陳情申し上げてお
りますように、この実施計画の実効性が上がるよ
うに国の関係省庁や道の御協力をいただくか
なかならない、こう思っている次第でございます。
さつき河原崎参考人に対する御質問の中で対
馬先生がおっしゃっていただいた、最初の五年間に
重点的にぜひ取り上げていただいて、早く産炭地
がそういう振興計画の実現というか実施によつて
地域の疲弊を食い止めるといいますように、衰退
を食い止めるといふようなことにつなげていただ
きますようお願い申し上げます。

○対馬孝且君 あと時間が少なくなりましたの
で、高村参考人に一問だけ伺いたします。
私も石炭に携わって、海外にも調査に行つてき
ました。端的に言って、同じ資本主義、自由主義
陣営である西ドイツが今なお五百万トン採掘
しています。西ドイツの石炭政策、エネルギーの
基本の柱は、かつてシュミット首相が提言をし
た、みずからの資源はみずからの国が使うべきで
ある、それをしない国はやがて滅びる、こういう
名言を残したのが時のシュミット首相でございま
して、それで今日コールペンニ方式、御案内だと
思いますけれども、採用されています。もちろん
国が助成金を出しているし、一定の電力用炭につ
いては〇・八%まで消費者が負担している、その
とおりでございます。

掘っていますね。それから、イギリスは九千三百
万トン行っています。いずれにしても同じ。資源
がないなら別ですよ、私が言いたいのは、先ほど
申しましたように八億トンなんです、私の計算で
いくと。その場合の考え方は別にしまして、そ
ういうコールペンニ方式というものに対する先生
の参考御意見があればひとつお聞かせ願いたい。
それと、やっぱり石炭の資源というのは、先ほ
ども出ましたけれども、これはずっと第一次から
八次まで来まして、最後の二十一世紀は一億四千
二百万トンですよ、海外炭入ってくるのは、先ほ
ど藤原参考人もおっしゃいました。それに対する
一割は国内資源として確保すべきだという意見も
学識者の中にあります。現に、この委員会では先
ほど申しましたけれども、埼玉の室田先生なんか、
それぐらいの姿勢を持たずしてどうして資源愛護
論がとれるんだということも言われましたけれど
も、私はそこを強調する意味で言っているんじや
なくて、せめてベターに考えたって一億四千二百
万トン二十一世紀に海外炭入る、その国外炭の一
千万トン程度がどうして国内の資源として確保す
ることができないのか。いわゆる経済の合理主義
だということですよ。私に言わせれば、それ一本
やりだからこうなっちゃうんですよ。そこにやっ
ぱり国の資源の石炭政策があつてしかるべきだ
と、だから私冒頭ああいうことを申し上げまし
た。その点、参考人に簡単に御意見を賜れば幸
いと思ひます。

○参考人(高村孝一君) 対馬先生のおっしゃられ
るように、ドイツ、フランスでは、かなり国の石
炭供給ということに対しては重要な政策の課題と
してやってきたと思うんです。
ドイツは、石炭供給の大半をまだ依然として国
内炭が占めているということでございます。特に
も、しかしここ二、三年の動きを見ますと、特に
九〇年代に入ってから、石炭委員会が連邦政府に
出した提言などを見ますと、基本的には国内炭と
いうのは非常に大事であるということでありま
すけれども、どうしても内外炭の価格差が日本と同

じようにやっぱり二倍以上あるということですよ。
そうすると、政府の価格差補てんのための補助金
というものをもうちょっと再検討しなきゃならぬ
じゃないか。年間数千億円と言われているよう
すけれども、特に東ドイツとの合併、新生ドイツ
建設ということ、非常に財政的な負担が感じら
れてきておる。さつきも申しましたように、EC
との共同化、経済一体化ということでもハーモナ
イゼーションをとらなきゃいけないというふうな
ことで、相当石炭産業界については合理化のセン
スが生まれてきておるんじゃないかと思つて
それから、フランスも同じように、四割強です
か、国内炭が占めておりますけれども、やはり九
〇年代に入って経済性ということの重視に変わ
ってきているんじゃないかと思つて。やはり、
国内炭と販売価格というのは同じような値段でな
いとおかしいんじゃないかというふうなことに
なつてきていると思つて。したがって、いい
鉱山は残すけれども、余り採算で脈のないもの
は閉山せざるを得ないんじゃないかというふうな
傾向にあると思ひます。

しかし、おっしゃる通りにフランスもドイツも
一遍には政策を転換しているわけではありませ
ん。構造調整ということを時間をかけてやろうと
しているということだと思ひます。それがやっぱ
り国情に応じた政策ということだろうと思ひます
が、共通しているのは、国際化あるいは新秩序と
いうことから、エネルギー政策もかなり経済セン
スが上回つてきているんじゃないかというふうな
感じがいたしておるわけでありませぬ。

我が国も、やはり世界の中の日本ということ
を考えますと、やや同じような流れでとらえるべき
ではないだろうかということでありませぬ。繰り返
しになりますけれども、急にこれは一遍に転換し
て縮小してしまうということではありませぬの
で、それはその状況によって、先ほどから均衡点
というのがなかなか具体的な像を結ばないわけ
すけれども、それはやはりエネルギーの世界とい
うのは非常に動いております。しかも、今度は国

これは、フランスにしたって一千万トン程度

るいは他の業界と一緒にとかいう方がいいんでしょけれども、やはりそういうことも八次政策でやってみてやっとなかっただという問題もございませぬので、今後八次政策を経験にいたしまして、今度の政策ではそういうことについては緻密な政策をお願いしたいと、こう考えております。

○広中和歌子君 年齢的なものもあるかもしれませぬけれども、炭鉱労働というのは意外と高賃金だと伺っているんですが、そういうことも一つのネックになっておられますでしょうか。

○参考人(藤原福夫君) 確かに、そういう点は一部あると思います。

力労働で働いているということと、それから超過労働が炭鉱の場合が多いわけですね。収入の三分の一が超過労働賃金で、現在の年間総労働時間が千三百五十時間ございまして、したがって、それに対応する賃金ということで、時間給にしますとかなり安いんですけれども、超過労働をやっていると稼いでいると、こういうことです。それでもその方がいいということ、炭鉱から離れたくないというのがあると思えます。

しかしともとは、もっと言えば、先生先ほど三Kだと言いますが、危険だということ、これはもうまくないで、絶対事故は起こさないようにというところで、八次政策になってからはこれは相当保安はよくなりました。ただ、汚いとかきついかいいうことは、労働者というのは、ただそれだけで働くのではなくて、やはり自分の父、じいちゃんからずっと歴代炭鉱労働者をやって、特に戦後の時代においては石炭を掘ることを相当誇りとして掘ってきた。そういうところで育ってきておられますし、また先ほど言いましたように友達も親戚もみんな近所にいるしとか、その中で人情味が厚いかも含めまして、いかに住みやすいか、住みなれたかという問題もあるわけですよ。そんなことも含めて、やっぱりできれば炭鉱労働者としてこれからもやっていきたいと、こういう気持ちの方が全体としては強いわけですが、これも年代によって違います。

先ほど言ったように、四十代、五十代になってそういう意識が強い労働者というのはどうしても、私もその一員でございませぬけれども、やはり炭鉱がいい、炭鉱地帯がいいという認識があります。ただ、今ごく少ない人数しかおりませんが、二十代、三十代の若い人たちは、案外身の振り方は軽いので、どうしてもやっていたいかなんかた、どこかよそへいって行きたら行ってもいい、そういうこともございませぬので、やはりそういういわばニーズに合わせたこれからの職業訓練とか、あるいは会社の多角化、新分野、そういうことを労使双方で検討していく必要があるというふうな考えでおります。

○広中和歌子君 私は、先ほど炭鉱の技術というのですか、それも非常に高いので、試験炭鉱としても存続させていんじゃないかというふうな御意見が今同僚議員から出ていたわけでございませぬけれども、もしそうであれば、そして地球上に石炭の埋蔵量というのは非常に多い、それからたぐさん石炭に依存している国がいっぱいあるわけですね。しかも、燃焼技術が悪かったり、あるいは使いたるの問題、今度はユーザーの方の側ですけども、それから脱炭素化が十分でなかったりというふうなことで、これから日本が世界に貢献していく役割の一つとして、そうした何と何とすか技術移転、しかも環境にかかわるような技術移転というふうなものもあるんじゃないかと思っております。少なくとも現在の炭鉱労働者の方々が、海外にまで行ってそういうふうな役割をすることを可能にするかどうかなんかという点も、どなたでも結構でございませぬ。

○参考人(藤原福夫君) 先ほど言いましたが、これは今度の石炭産業審議会の中でいろいろ議論がありまして、一つは海外炭開発ということも考えた場合、開発をして輸入をしなければ日本の輸入量が確保できないわけですから、単に金を出して買ってくればいいという時代から、外国との関係ではもっと深いつながり、開発輸入であると

か、いろいろな輸入の仕方があると思うんですが、それを行う場合に二つ意見がございました。私どもとしては、日本に炭鉱があった方がそういったことをやりやすい、だから残してほしい、こういう考え方でしたが、中には、いや、外国の炭鉱で研究すればいいんだから、無理して国内に炭鉱を要らないんじゃないかという意見がございませぬ。しかし、私どもは、これからはやはり国内に炭鉱を残して、それで国際的に交流をしていくという立場の方がいい考えではなからうかと、こう考えております。

それからもう一つは、今の地球温暖化等の問題については、これは燃焼技術ですから火力発電所等の方での技術にはなるんですけども、しかし、燃焼技術だけを切り離して、いわゆる採掘技術とか炭鉱を残す残さないということとは無関係にして、燃焼技術、温暖化防止技術ということを考えればいいのか。それとも、炭鉱を残しながら採掘もする、生産もする。その中で燃焼技術のこととも考える。言ってみれば、日本の石炭という、石炭技術ということをごろごろして一体にして総合的に進めるといふ観点の方がいいんではないか。僕はこういうふうな考えなんですけど、そうでもない意見の方もおりますので、この点が今度の答申に出ておられますが、今後均衡点についてはさらに検討を続けるというふうな表現になっておられますけれども、そういうことにつきまして私どもは私どもなりに頑張るという意見を展開していきたいと思っております。

基本的には、やはり国会の審議も含めた国民コンセンサスというところにあると思っておりますので、今後五年、十年に向けてまた議論をあるいはお願いをしてまいりたい、こう思っております。

○広中和歌子君 時間が足りなくなってきたんですけど、高村参考人により広い視点から、国際的な視野からお答えいただきたいことが一点と、それから先ほど東田市長さんから芦別市のレジャーランドとか工業団地の誘致とかいろいろ成功した例を

伺ったわけでございますけれども、こうした炭鉱町のいわゆる新分野開拓としてほかにどんなものがあるのか。山本参考人でも結構でございませぬし、また東田さんでもどちらでも結構でございませぬけれども、もうちょっと突っ込んだところでお話しいただければ。

まず、高村さんからお願いたします。

○参考人(高村寿一君) 私も石炭技術については専門では全くありませんで、素人ですので感想みたいなことになるんですけども、やはり日本の石炭の技術は非常に特色もあるようなんです。非常に深度の深いところの技術、採掘技術といたっては非常にすぐれている。それから、保安技術も割合いいんじゃないかと言われているわけですね。こういうのは、やっぱり輸出のできる、輸出というんですか、技術、ノウハウを提供するよいうな経営資源というんでしょか、そういうものにはなると思っています。ですから、それを提供できるような格好はつくってほしいというところは大きいと考えてよろしいんじゃないかと思えます。

それから公害、今度燃す方ですけども、その公害防止の技術も先進的だと言われておりますから、そんなものをパッケージにできて輸出することができれば国際貢献の面でも意義があるんじゃないかと思えます。

ただ、それで藤原参考人の意見とちょっと違うのは、もちろんそういう技術温存ということ、国内炭を守っていくんだという意見もかなり強くあるわけですけども、そこところはもうちょっと私は広く考えるべきではないかと思えます。一番大切なのはエネルギー政策なんです。ですから、そこから出発して技術を活用していくというふうな考えるのはいいんですけども、ただ技術を守っていく、温存していくために非常に保護していくというのはやや違うんじゃないかなというふうな思っています。しかし、やはり技術というのは非常に大事ですから、何らかの方法で、海外でやるにしてもあるいは今のどこを残すかということとは絞って考えて、それでサービス供与みたいな

ことができれば、それは日本の役割ではないかというふうな思ひです。

余り専門的でない話で、一般的かもしれせんが、失礼します。

○参考人(東田耕一君) 広中先生のお尋ねにお答えいたします。

本市が取り組んでまいった観光開発や工業団地の造成を国にお願いして企業誘致活動を展開いたしておりますこと、先ほど申し上げたとおりでございます。第二工業団地、新たな工業団地を今つくっていただくべくお願いしているわけですが、これに会社側にも力を入れていただいでそこに企業を引っ張って来てもらう、新しい企業を創出していただく、そして雇用の場を拡大していただく、このことを強くお願いしているわけですが、市も完成並びに分譲の時期に向けて努力をしているわけですが、そういう効果を上げるためには、早く工業団地が完成していただかなくちゃいけないということがまず第一でございます。それから、先ほど申し上げましたテーマパーク、カナディアンワールドでございますが、これは第三セクターで設立いたしました。第三セクターで設立いたしましたのは、やっぱり第三セクターでなければなかなか大手民間、民間資本がやっていたらというところにならない。先ほど先生もちょっとおっしゃったけれども、山の中であり必ずしも風光明媚なところでないわけですから、結局は第三セクターでやらざるを得なかったということなんです。非常に経営が厳しいというところでございます。これらに対する国の長期低利融資であるとか、もっと門戸を広げていただけないかなという気がいたしております。

それから新分野開拓については、これはさっきも申し上げましたように、石炭会社並びに親会社の方にも強くお願い申し上げているわけですが、やっぱり炭鉱の遊休地、広大なといましようか、広い面積、これを有効に活用していただく。それから、今炭鉱が持っておられる電気や水道などについても十分供給できるわけですから、

そういった場所と水や電気を有効に活用した企業創出、企業誘致という面に、石炭を採掘、生産して経営しておられる会社側の方にもその辺の取り組みを強くお願いしたい、こう思っているわけでございます。

○委員長(若本政光君) 山本参考人、御意見ありましようか。

○参考人(山本文男君) 先生のお尋ねでございますが、私は新分野の開拓はこういうふうな思ひです。

石炭会社というのは、石炭会社そのものが持っているいろんな技術がございます。先ほどからお話のあったとおりです。ですから、もう観光面はすぐだれもが今現在では出てくるだろうと思ひますが、これはお考えになっておられるだろうと思ひますが、例えば炭鉱で技術というと、これひっくり返しますと建設事業なんかはいんじやないでしようか。それから、機械をたくさん使っていますから、機械に関するメーカーになるとかあるいは機械を使うようなそういうような企業などが向くんじやないだろうかと思ひます。さらに、電気については、かなり炭鉱の石炭を掘るために電気を使っていますから、電気の技術を生かしていくという、そういう企業もいんじやないでしようか。

それからもう一つは、たくさんの人たちが炭鉱というところは働くところですから、いろんな面で人間が生活するためのものを備えていなければ炭鉱というものは存立できないわけですので、それらについての炭鉱会社というのは特殊なものを持っていると思ひますので、それらを生かしていく、言うならば、何といいますが商社みたいなものもいんじやないか。ここはちょっと粗いかもしませんが、例えば購買なんかやっていますから、そういうのをやるスーパーといえますか、ああいったものでも炭鉱会社がうまくできるんじゃないでしょうか。それからまたお世話が非常に上手ですから、ホテルなんかのこういったものもいんじやないか。

だから、ある意味では炭鉱会社というのは全部やっているような気がいたしますので、どの分野に進出してもいんじやないかな、こういうふうな思ひです。やっぱり持っている技術を生かしていく企業をつくっていった方がいいいんじやないかな、そういうふうな思ひです。

○委員長(若本政光君) 時間が来ましたので。○市川正一君 私、日本共産党の市川であります。きょうは御苦勞さまで。

まず、藤原参考人に二点お伺いいたします。私も日本共産党は、エネルギーの自主的供給を確保するという立場から、国内炭の復興、開発利用の促進を主張してまいりました。御承知のところだと思ひますが。しかし、今度のこの法案の意味するところは、向こう十年の間に国内炭を事実上放棄しようとするものです。エネルギー供給の脆弱な我が国のエネルギー政策として容認できるものでないかと私どもは考えますが、石炭産業に携わっている労働者の労働組合としてこれをどのように評価されているのか、まずお伺いしたい。

それからもう一点は、石炭産業審議会の答申では緊急就労対策事業、俗に言う緊就ですが、この終息や開発就労事業の見直しを提起し、この法律では事実上法的効果はなくなっているとはいへ緊就を削除するというところについて、この事業に就労しておられる方々が実際に残っている現状のもとで、私どものところへもいろいろ請願、陳情の要請が、はがきその他来ておりますけれども、まさに切実、深刻な問題になっておりますが、同じ働く者という立場から見れば参考人はどういふ見解をお持ちなのか、簡潔にお伺いしたいと思います。

○参考人(藤原福夫君) 私どもも、基本的には少なくとも現行規模の国内炭は残していただきたい、こういうことで主張をしております。先ほど申し上げましたように、全体で討議した結果このようになったものと、こういうことでございまして、できるだけ均衡点を高くしていただきたい、こういうことでこれからお願いをして

いきたいと思っております。

それから、先生十年で放棄されるという表現でございますが、私どもはそういうふうには理解しておりません。均衡点という、今のところまだ数字的なものは明らかではございませんが、これはいわゆる構造調整政策であって、いわゆる撤退政策ではない。したがって、量は別として十年以降も必要な国内炭は残り得る、あるいはまた残していただきたい、こういう観点からこれからも運動を進めていきたい、またお願いもしていきたく、こういうことでございます。また、今度の出されている法案もそういう趣旨で出されていると、こういうふうな判断しておりますので、放棄するという認識ではございません。

それから、緊就、開就の問題につきましても、これはまだ関係者がおられるので削除は問題があると、こういうことで、いろんな話をしましたけれども結果的に前回改定されたときのまま、こういうことで今後運用されると、こういうふうな聞いてございますので、一応法律文からはなくなるというふうには聞いておりますが、実態としては今までの八次政策下でやってきたものが続けられると、こういうふうな認識をしております。

○市川正一君 参考意見として承っております。次に、東田参考人並びに山本参考人にお伺いいたします。

産炭地域振興対策は三十年、石炭鉱害対策は四十年の歴史がございます。これらは所期の目的を達しているとお考えなのだろうか、それとも改善すべき問題が何かあるのだろうか。地方行政に実際に携わっていらっしゃるお立場から、御見解をそれぞれ承りたいと思ひます。

○参考人(東田耕一君) 市川先生のお尋ねにお答えいたします。北海道の場合は鉱害問題が残りございませんが、これは私のコメント外にさせていただきますが、これまで政策並びに関係諸機関の特段の御配慮をいただいで一定の成果を上げることができたというふうな考えております。

ただ、今なお疲弊が著しい地域、それから、これから閉山あるいはまた合理化というものを迎えるようとしている地域もあるわけでございます。本市なんかは特にそういう危機感を強めているわけでございます。そういった地域に対して重点的な対策をぜひお願いを申し上げます。特に、先ほども申し上げたと思いますが、財政運営が非常に産炭地は押しなべて厳しくなっております。したがって、そういった面での重点的な御支援というものを国にお願いを申し上げます。

いずれにいたしましても、産炭地域振興実施計画の実効性の確保についてぜひ国、道の強力な御支援をいただきます。こう考えております。

○参考人(山本文男君) 適切なお答えができるかどうかかわかりませんが、産炭地域振興が目的を達成しているかどうかというところは、これはもう石炭審答申をされておりますからそのとおりだと思います。

ただ私は、最初に申し上げましたように、それなりの三十年の成果は上がっていると思えます。しかし、それでもなおかつその疲弊から脱却し得ないというのはいくつかあるとお尋ねであろうと思えます。もしこの三十年間の支援がなかったとすれば、いまだ疲弊から脱却し得ない市町村というのはいくつかあるとお尋ねいたします。それが支えになって今日の状態を維持していると言っているんじゃないかと思えます。

ところが、同じレベルで支援をされておるから産炭地域の市町村が一般市町村と同じ水準、言うならば進行度、速度でよくなっているとしたとしても、一般の方ととも差がついているわけですから、ギャップがあるわけですから、一般並みに上がっていないということは、これはやむを得なかった。それを追いつくためのさらに強力な支援と市町村の自助努力が相まって効果を上げて

きたならば別だと思えますけれども、何といたしましても産炭地域の市町村の財政力というのは、何回も申し上げるようになります。もう非常に脆弱であるというところがおわかりになるとおりでございます。したがって、支援を受けてやるのが精いっぱい、それ以上のものでないか、というのが目的達成にならなかつたのではないかと、私はいくつか思っています。

それからもう一つ、鉱害復旧でございますけれども、これは五十七年の長期計画のときが五千九百億円だったんですが、この数字はその当時正確であったと、私もそう思うように信頼を申し上げておるんですけども、ところが復旧を行っていくうちに新たな鉱害が発生したり、それからインフラクターでかなり復旧費が高くなってきたりというふうなものがあって、数字の上ではそのとおりに進捗してきたんですけども、量の方が残っていた。すなわち、金額と物の方がうまく合っていないというところがあるんじゃないかと思えます。ですから、広範囲の鉱害が発生しておりますから、時代の流れが後始末に対するものに対して極めて冷たいところがあると言ってもいいような感じがします。ですから、鉱害復旧というのはいくつか面では難しさが伴っている。だから今日残っております。こういうことでよろしいかと思えます。

ちよつと説明が十分でないかもしれませんが、御理解いただければと思えます。

○市川正一君 どうもありがとうございます。最後に、河原崎参考人にお伺いします。石炭鉱業審議会の答申は、国内炭の役割について、エネルギーセキュリティと国内炭技術の国際展開、二つ挙げてございます。技術の国際的展開について申しますならば、確かに石炭企業が持っている石炭関係の技術をパッケージングパワー、言うならばこれにして、そして国際的な企業展開を図ろうというものであります。考えてみると、利益を追求する石炭企業にセキュリティ

という国家的課題で、エネルギーとして将来性がないというふうなみずから位置づけられた国内炭の生産を期待するという答申や政府の姿勢は、ある意味では自己矛盾でもあるんです。業界としては、石炭企業としては、本音のところではどうもこれを受けとめてもらいたくないのか、ちよつとこの機会にお伺いしたいと思っております。私、持ち時間がもう参りましたんで、高村参考人にはまことに失礼をいたしますが、御了承願いたいと思えます。

○参考人(河原崎篤君) 大変申しわけないのでございますが、先生の御質問の趣旨がちよつとはつきりいたしませんので、恐れ入りますが、もう一度。

○市川正一君 回りくどい言い方をいたしました。率直に言うと、国家的課題、セキュリティという課題を言うならば石炭企業に付与している、技術の国際的展開ということですね。しかし、石炭、国内炭というのはいくつか位置づけられて将来性がないと、こういうふうな位置づけられているわけですね。その国内炭の生産をしようとしていく石炭企業、いわばお荷物になっているのと同じです。ですから、どうもこのあたりは、どうもお考えなんでしょうかということなんです。

○参考人(河原崎篤君) 国内炭についても存在の価値がないんだと、こういうふうなこの答申の中では言っているんじゃないかと、こういうふうには私思っております。それは、あくまでもエネルギーセキュリティの面から、また高度に蓄積されました石炭生産あるいは利用のノウハウ、こういうものにつきましてはそれなりの将来担うべき役割があると、こういうふうには私は認識いたしておるところでございます。

○市川正一君 それはまあそう言わざるを得ないでしょうけれども、今の政府の方針、そして今度のこの政策というのは、いわば国内炭切り捨て政策ですからね。その矛盾というのは、これは引き続き法案審査の中でやらせていただきますから、

どうぞお任せください。ありがとうございます。

○古川太三郎君 そんなには聞くところはございませんが、今の話を受けて取って聞かせていただくんですが、先ほどから参考人の皆さん、答申に沿って努力するというようなお話がございましてけれども、本日に答申でいいのかわかるか。今同僚議員が質問したようなところもあると思うんですが、本日に日本の石炭というの、もう価格競争は無理なんだということにははつきりしているだろうと思うんです。この今度の法案が、これは日本の石炭を本日に活性化するために増産していくんだとか、そういう方向でないことだけはもう確かなんで、むしろ段階的縮小という方向に向かっていくことも事実だと思うんです。

それで、本日に十年後にこれはゼロにしてしまつていいのかわかるか。いや、そうじゃなくて、何割かは、あるいは何%になるかもしれないけれども、これは何%かは絶対に残さなきゃならぬものなのか。そういうところが本日にその答申を出されるまでに議論されたらどう思うんですけれども、そこら辺の価値観をどうされているのか。例えば、十年後にはゼロになって、少しは残しても残さなきゃならぬ価値があるんだというふうにも考えられているのか。これは、高村参考人と河原崎参考人にお聞きしたいと思えます。

○参考人(高村寿一君) これは国内炭の役割をどう評価するかという話だろうと思うんですが、この答申ではゼロにするということには全くないわけでありまして、多分そういうふうにはならないだろうと皆さん考えていると思えます。答申の中でも、やっぱり縮小していくんだけれども、全く失われたというのはいくぶん過ぎであって、それ相應の位置づけをするという表現をとっているわけでありまして、それはいろいろの意味があると思えますね。

今、現在七、八千までいらっしやって、八百二十万ちょっとですか、これは急に転換できないというところで、十年間の間にやれるだけやってみよう。特に縮小の目標というところでは挙げているわけではないです。それは余りにも変動要因が大きいと思います。エネルギーもそうだし、これから新しい分野を開拓していくという不確定要素もありまして、それはですから毎年度見直しして、見直しというか評価して、それから先を決めようというところでありまして、今十年後を見定めてゼロだということではないのでありまして、決して私は国内炭を過小評価しているものではないと思っております、答申自身も。私もそういうふうには思っております。

しかし、全体としては、八次策からどうして今のような均衡点が、経済負担の問題とのバランスですね、その需給のバランスからいって、これはやっぱりちょっとアンバランスであるという認識ですから、それは段階的に情勢判断をしていかざるを得ないんじゃないかというふうに思っています。

以上です。

○参考人(河原崎篤君) 答え申し上げます。

私、高村参考人から今お答えがございましたのとほとんど同じ意見でございますが、この答申は、あくまでも国内石炭産業をゼロにしてしまうというところを考へておるわけじゃないかと思っております。国内石炭産業にもそれなりの、減ってきておりますが、国民経済的意味合いがあるということと、それに見合う石炭の国内炭の生産体制は残ると、こういうことで答申がなされておると考へております。私どもの主張もそういうことでございまして、御理解をいただきたいと存じておる次第でございます。

○古川太三郎君 もう一点だけお聞きしますが、そういう日本の国内炭はそれだけ残す価値があるんだというお二人とも御認識なんですけれども、ならば、もう少し違った答申が出てほしいし、また法案も出てほしいと思うんですけれども、これ

は、よくよく目的を定めないので、本当に自然死していく、安楽死するような、そのような感じも受けたいではないんです。

これはもう時間がないもんですから、もう本当に大きめに申すけれども、そういうことであっては、これは逆に、産炭地を活性化するとかいうようなその活性化に向かっているの精力も鈍ってしまうし、これはそういう意味からどっちつかずになってしまふんじゃないかな、私こういう気もしないではないので、いま一度その点について明確に、国内炭は残さなきゃならぬという絶対的なものがあるんだということを、やはり我々素人にも理解できるようにお話を伺えればありがたいと思っております。

○参考人(河原崎篤君) たびたび同じことを繰り返してしまつておられますが、私も国内炭を産を産しておられます者にとりましては、国内炭の国民経済的意味合いは、先ほど高村参考人が言われました雇用の問題もございまして、そのほかにもエネルギーセキュリティーの問題、それから持つておられます技術を、これは温存するというところになって、海外に展開したしまして、それによりまして、今まではほとんど単純買鉱でやっておりました石炭、海外炭につきましても、これを技術に根差した開発輸入というふうなことで日本のエネルギー産業に貢献する、こういうふうな趣旨で、必ず国内炭は残る規模で残る。ただ、どの程度の規模かということにつきまして、これは今後のポスト八次政策の期間中に決まってくると思っております。国民のコンセンサスによって決まってくる、こういうことになって、こういうふうには思っております。

○安恒良一君 時間がありませんし、もう同僚議員がたたくさん聞かれましたから。しかし、どう聞いておつてもはつきりわからない点があります。というのは、石炭をゼロにするんじゃないんだ、セキュリティーの観点から、国民的経済の役割から、それからユーズとの関係ということと均衡点が決められるんだ、こうおっしゃるんですね。一方、労働組合の皆さんその他からも、早く

均衡点を決めてくれ、高い均衡点を決めてくれ、こう言われています。私は、やはりこれにはつきりしない、どれぐらいの人が要るのか、これは例えば新分野とか多角経営に乗り出すに当たっても、それがいいとなかなか計画が立てられない。なぜかという、例えば観光であるとか建設とか機械とかいろいろなことを言われました。私も九州の生まれですが、九州や北海道では産炭地ではまず人がいないんですよ、人口が少ないということですね。そんなところで観光をやろうと思つてもなかなかうまくいかないんです。日本で一番観光で成功しているのはデイズニールと江戸村なんです。その他若干ありますけれども、やはり観光というのは人がいないと、もしくは人がうんと集まらぬとこれは絶対成功しないんです、観光関係というのは。その他いろいろな仕事で炭鉱のノウハウとしてあるというところはわかりますが、私は、やっぱりそれらをやるにしても、均衡点がど

のくらないのか、それがいつごろ決まるかということがはつきりしないと、口では言われているけれども、計画が立てられるかというところと立てられないんじゃないか。

そこでお聞きしたいんですが、今までの答申には石炭の生産目標が示されているんですよ、大体。ところが、今回はそれが示されないうまま、抽象的に均衡点、こう言われています。そこで、この点だけお聞きしたいんですが、高村さん、三つの案があったと言われました。第一次、第二次、第三次案があった、それで第三次案に落ちついた、いろいろ意見があったけれども、こう言われるんですよ。それじゃなぜ、今私が言ったようなところの、少なくとも石炭の生産目標というのが何年後には大体これだけになるということでお示しできなかったんでしょうか。

それがいい、いろいろなことを言われていますけれども、実行に非常な支障があるんですよ。大体、何年後にはこれぐらいの石炭ということになれば、どぐらいの人員が要るといことはわかる。そうすると、それだけの人員を新規事業なり多角経営に持つていくためには、例えば産炭地域

だけでだめなら広域ということも考えなきゃならないですね。しかし、なかなか炭鉱の方々は年齢が高いし定住性が強いということではかに行けるかどうか。組合の委員長も言われましたように若い方は比較的出ていく、しかし年をとった方はなかなか出ていかぬ、こういうことになるんです。平均年齢がもう四十幾つですからね。それらの計画をするには、私はどうしても均衡点における生産点をどうするかということがやはりないと計画が非常に立てにくいと思つて、その点について高村さんのお考えと河原崎さんのお考えを聞かせていただいて、私の質問を終わります。

○参考人(高村寿一君) 冒頭、三つのシナリオがあつて、第一番というのは、市場で関係者だけで個別で話し合う、政府は関係しないんだというやり方です。これは多分ゼロになると思つて、日本の国内炭は、それから第二番目は、もう構造調整は八次で終わらしたんだからこれは現状維持だ。固定的なものです。この一案と二案はとれないわけです。そして、その両方の中間というのが第三案ということで、構造調整を続けるんだけれどもそれはある均衡点を何か仮定したものであつた。これが漠然としているというお話だろと思つておるんです。

しかし私は、過去この日本の石炭産業、さっき四番バッターと言いましたけれども、日本の国の基幹エネルギー産業だったわけですね。それがここまで構造調整を進めてこられたというのは、これは答申にも評価されているわけですから、非常に国際的に見ても割合短期間に構造調整を進めてきたという評価なんです。専門家の方も多分そういうふうには思っているわけですね。その延長でポスト八次と言っているんですよ。九次と言っていない意味は、一応八次で大体のことはやってきたんだけれども、その後は均衡点というのを決めることができない苦しさがあるわけだろと思つておるんです。それは、やはりぎりぎりまでくると、エネルギー情勢というのはなかなか固定的

には見られませんが、非常に流動的だ。オイルショックのときにも石炭というのは見直されたわけだ。

私は、現在セキユリティーという問題では、当面はそれほど危機感はないんじゃないかと思えます。需給関係その他で、海外炭も非常に安定しているんじゃないかと思えますし、原子力エネルギーを考えますと、当面はセキユリティーの論議は緊迫しないと思うんですけれども、しかしエネルギー情勢というのは、オイルで経験したように何が起るか分からないという不気味さが常にあるわけですね、不安があるわけですね。そこで、もって最終段階、もうゼロに近いところで目標を決めるといことはとても難しいと思います。当面は、これが十年の幅で見ているわけですね。したがって、量的規模とか到達時期はいつまでというふうには決められないというところは難しい、間違っているんじゃないかと思えます。

したがって、それじゃその均衡点というのは、つどれぐらいというのがはっきりしないじゃないかというお話ですけども、これはやっぱり現実対応からすると、もう先ほどから河原崎参考人もおっしゃってありますけれども、いろんなファクターがあつて、それは様子を見ながら調整していくというやり方が今は一番いいのではないかと。先ほど、五年で勝負だという御意見もありましたけれども、そうしたら五年ぐらいたつてみて現在の答申をもう一度その時点で考えても決して遅くないと思えます。今までやってきた大改造というのは非常に世界的にも相対的にも急テンポでやってきたわけですから、最後のところはそんなに結論を急がないで、しかしそう言うことになってしましますからそれは十年というところで区切って現実対応しようというのが考え方でございます。

以上でございます。

○参考人(河原崎参考人) 高村参考人から今詳細御説明がございましたので追加することも余りございませんが、私も炭鉱経営者といましては、炭鉱の技術をさらに磨く、保安の技術につき

ましてさらさら磨くというように今後に一生懸命努力していきたい、こういうふうな思っております。また、新規事業あるいは多角化、これにつきましては均衡点が決まらないと腰が入らないというようなことではなくて、これはこれで一生懸命今後最大限の努力をしていきたい、こういうふうな思っております。

どうか、今後ともよろしく御指導、御援助をいただきますようお願いいたします。どうもありがとうございます。

○安恒良一君 もう時間ありませんから。私は、やっぱりどうもいろんな説明を聞きますと、ソフトウェアと、安楽死じゃないんだと、こう言われながらも、そこところが非常に心配だということをや……。

それから、二つ目に申し上げておきたいのは、新分野とか多角経営は一生懸命やると、こう河原崎さんはおっしゃいましたけれども、じゃ、八次までにも当然やらなければならなかったんだけれども、僕たちが見てみますと、これは悪いんです、まず閉山ありきというところで、八次までにも本当に、あなたたちが今おっしゃったように、まず雇用対策をお考えになって新分野や多角経営をおやりになったんだろうか。

どうも、私は八次までの炭鉱閉山の過程をずっと見ておきますと、私自身も、おやじが三菱に勤めておりました、三菱で育った男ですから炭鉱のことをある程度見ていますが、今回は一生懸命やる、それは均衡点が決まらぬでもやると、こう今おっしゃっていますから、その言葉は信用いたしますが、本当にやっぱり積極的におやりくださらぬと、また八次までと同じようなことを繰り返していゆる失業者が産炭地域に滞留する、こういうことになりかねないという心配を私は申し上げておきますから、これはなほ、あした、法案の中ですらなぬと思っております。そのことだけちょっと申し上げておきます。

以上です。終わります。ありがとうございます。

た。

○委員長(岩本政光君) 以上をもちまして、参考人に対する質疑は終わります。参考人の方々には、大変お忙しいところ、長時間にわたり御出席をいただき、貴重な御意見を拝聴させていただきましたこと、ありがとうございます。委員を代表いたしまして厚く御礼申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。午後三時四十二分散会

三月十二日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は二月十七日)
一、伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案

三月十七日本委員会に左の案件が付託された。
一、計量法案

計量法案
計量法
計量法(昭和二十六年法律第二百七号)の全部を改正する。

目次
第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 計量単位(第三条・第九条)
第三章 適正な計量の実施
第一節 正確な計量(第十条)
第二節 商品の販売に係る計量(第十一条・第十五条)
第三節 計量器具の使用(第十六条・第十八条)
第四節 定期検査(第十九条・第二十五条)
第五節 指定定期検査機関(第二十六条・第三十九条)
第四章 正確な特定計量器具等の供給
第一節 製造(第四十条・第四十五条)

第二節 修理(第四十六条・第五十条)
第三節 販売(第五十一条・第五十二条)
第四節 特別な計量器具(第五十三条・第五十七條)
第五節 特殊器具製造事業(第五十八条・第六十九条)
第五章 検定等
第一節 検定、変成器付電気計器検査及び装置検査(第七十条・第七十五条)
第二節 型式の承認(第七十六条・第八十九条)
第三節 指定製造事業者(第九十条・第一百零一条)
第四節 基準器検査(第一百零一条・第一百五十五条)
第五節 指定検定機関(第一百零六条)

第六章 計量証明の事業
第一節 計量証明の事業(第一百七条・第一百八十五条)
第二節 計量証明検査(第一百六条・第一百八十一条)
第七章 適正な計量管理
第一節 計量士(第二百一十二条・第二百二十六条)
第二節 適正計量管理事業所(第二百二十七条・第二百三十二条)

第八章 計量器具の校正等
第一節 特定標準器による校正等(第三百三十四条・第三百四十二条)
第二節 特定標準器以外の計量器具による校正等(第三百四十三条・第三百四十六条)
第九章 雑則(第三百四十七条・第三百四十九条)
第十章 罰則(第三百七十条・第三百七十九条)
附則
第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。(定義等)

(定義等)

第一条 この法律において「計量」とは、次に掲げるもの(以下「物象の状態の量」という。)を計ることをい、計量単位」とは、計量の基準となるものをいう。

- 一 長さ、質量、時間、電流、温度、物質、光度、角度、立体角、面積、体積、角速度、角加速度、速さ、加速度、周波数、回転速度、波数、密度、力、力のモーメント、圧力、応力、粘度、動粘度、仕事、工率、質量流量、熱量、熱伝導率、比熱容量、エントロピー、電気量、電界の強さ、電圧、起電力、静電容量、磁界の強さ、起磁力、磁束密度、磁束、インダクタンス、電気抵抗、電気のコンダクタンス、インピーダンス、電力、無効電力、皮相電力、電力量、無効電力量、皮相電力量、電磁波の減衰量、電磁波の電力密度、放射強度、光束、輝度、照度、音響パワー、音圧レベル、振動加速度レベル、濃度、中性子放出率、放射能、吸収線量、照射線量率、線量当量又は線量当量率
- 二 織度、比重その他の政令で定めるもの

- 2 この法律において「取引」とは、有償であると無償であるとを問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為をい、証明」とは、公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明することをいう。
- 3 車両若しくは船舶の運行又は火災、ガスその他の危険物の取扱に關して人命又は財産に対する危険を防止するために計量であつて政令で定めるものは、この法律の適用に關しては、証明とみなす。
- 4 この法律において「計量器」とは、計量をするための器具、機械又は装置をい、特定計量器」とは、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定

める必要があるものとして政令で定めるものをいう。

5 この法律において計量器の製造には、通商産業省令で定める改造を含むものとし、計量器の修理には、当該通商産業省令で定める改造以外の改造を含むものとする。

6 この法律において「標準物質」とは、政令で定める物象の状態の量の特定の値が付された物質であつて、当該物象の状態の量の計量をするための計量器の誤差の測定に用いるものをいう。

7 この法律において「計量器の校正」とは、その計量器の表示する物象の状態の量と第百三十四条第一項の規定による指定に係る計量器又は同項の規定による指定に係る器具、機械若しくは装置を用いて製造される標準物質が現示する計量器の標準となる特定の物象の状態の量との差を測定することをいう。

8 この法律において「標準物質の値付け」とは、その標準物質に付された物象の状態の量の値を、その物象の状態の量と第百三十四条第一項の規定による指定に係る器具、機械又は装置を用いて製造される標準物質が現示する計量器の標準となる特定の物象の状態の量との差を測定して、改めることをいう。

第二章 計量単位
第一節 計量単位
(国際単位系に係る計量単位)

第三条 前条第一項第一号に掲げる物象の状態の量のうち別表第一の上欄に掲げるもの計量単位は、同表の下欄に掲げるとおりとし、その定義は、国際度量衡総会の決議その他の計量単位に關する国際的な決定及び慣行に従ひ、政令で定める。

第四条 前条に規定する物象の状態の量のほか、別表第二の上欄に掲げる物象の状態の量の計量単位は、同表の下欄に掲げるとおりとし、その定義は、政令で定める。

2 前条に規定する計量単位のほか、別表第一の上欄に掲げる物象の状態の量のうち別表第三の

上欄に掲げるもの計量単位は、同表の下欄に掲げるとおりとし、その定義は、政令で定める。

第五条 前二条に規定する計量単位のほか、これらの計量単位に十の整数乗を乗じたものを表す計量単位及びその定義は、政令で定める。

2 前二条及び前項に規定する計量単位のほか、海面における長さの計量その他の政令で定める特殊の計量に用いる長さ、質量、角度、面積、体積、速さ、加速度、圧力又は熱量の計量単位及びその定義は、政令で定める。

(織度等の計量単位)
第六条 第二条第一項第二号に掲げる物象の状態の量の計量単位及びその定義は、通商産業省令で定める。

(記号)
第七条 第三条から前条までに規定する計量単位の記号であつて、計量単位の記号による表記において標準となるべきものは、通商産業省令で定める。

(非法定計量単位の使用の禁止)
第八条 第三条から第五条までに規定する計量単位(以下「法定計量単位」という。)以外の計量単位(以下「非法定計量単位」という。)は、第二項第一号に掲げる物象の状態の量について、取引又は証明に用いてはならない。

2 第五条第二項の政令で定める計量単位は、同項の政令で定める特殊の計量に係る取引又は証明に用いる場合でなければ、取引又は証明に用いてはならない。

3 前二項の規定は、次の取引又は証明については、適用しない。
一 輸出すべき貨物の取引又は証明
二 貨物の輸入に係る取引又は証明
三 日本国内に住所又は居所を有しない者その他の政令で定める者相互間及びこれらの者その他の者との間における取引又は証明であつて政令で定めるもの

(非法定計量単位による目盛等を付した計量

器)
第九条 第二条第一項第一号に掲げる物象の状態の量の計量に使用する計量器であつて非法定計量単位による目盛又は表記を付したものは、販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。

第五条第二項の政令で定める計量単位による目盛又は表記を付した計量器であつて、専ら同項の政令で定める特殊の計量に使用するものとして通商産業省令で定めるもの以外のものについても、同様とする。

2 前項の規定は、輸出すべき計量器その他の政令で定める計量器については、適用しない。

第三章 適正な計量の実施
第一節 正確な計量
第十条 物象の状態の量について、法定計量単位により取引又は証明における計量をする者は、正確にその物象の状態の量の計量をするように努めなければならない。

2 都道府県知事又は政令で定める市町村若しくは特別区(以下「特定市町村」という。)の長は、前項に規定する者が同項の規定を遵守していないため、適正な計量の実施の確保に著しい支障を生じていると認めるときは、その者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。ただし、第十五条第一項の規定により勧告することができない場合は、この限りでない。

3 都道府県知事又は特定市町村の長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第一節 商品の販売に係る計量
(長さ等の明示)

第十一条 長さ、質量又は体積の計量をして販売するのに適する商品の販売の事業を行う者は、その長さ、質量又は体積を法定計量単位により示してその商品を販売するように努めなければならない。

(特定商品の計量)

第十二条 政令で定める商品以下「特定商品」という。の販売の事業を行う者は、特定商品その物の特定物象量(特定商品)に政令で定める物象の状態の量をいう。以下同じ。を法定計量単位により示して販売するときは、政令で定める誤差(以下「量目公差」という)を超えないように、その特定物象量の計量をしなければならない。

2 政令で定める特定商品の販売の事業を行う者は、容器に入れたその特定商品を販売するときは、その容器にその特定物象量を法定計量単位により、通商産業省令で定めるところにより、表記しなければならない。

3 前二項の規定は、次条第一項若しくは第二項又は第十四条第一項若しくは第二項の規定により表記された物象の状態の量については、適用しない。ただし、その容器若しくは包装又はこれらに付した封紙が破棄された場合は、この限りでない。

(密封をした特定商品に係る特定物象量の表記)

第十三条 政令で定める特定商品の販売の事業を行う者は、その特定商品をその特定物象量に關し密封(商品を容器に入れ、又は包装して、その容器若しくは包装又はこれらに付した封紙を破棄しなければ、当該物象の状態の量を増加し、又は減少することができないようにすること)をいう。以下同じ。をするときは、量目公差を超えないようにその特定物象量の計量をして、その容器又は包装に通商産業省令で定めるところによりこれを表記しなければならない。

3 前二項の規定による表記には、表記する者の氏名又は名称及び住所を付記しなければならない。

(輸入した特定商品に係る特定物象量の表記)

第十四条 前条第一項の政令で定める特定商品の輸入の事業を行う者は、その特定物象量に關し密封をされたその特定商品を輸入して販売するときは、その容器又は包装に、量目公差を超えないように計量をされたその特定物象量が同項の通商産業省令で定めるところにより表記されたものを販売しなければならない。

2 前項の規定は、前条第一項の政令で定める特定商品以外の特定商品の輸入の事業を行う者がその特定物象量に關し密封をされたその特定商品を輸入して販売する場合において、その容器又は包装にその特定物象量が法定計量単位により表記されたものを販売するときに準用する。

3 前条第三項の規定は、前二項の規定による表記に準用する。この場合において、同条第三項中「表記する者」とあるのは、「輸入の事業を行う者」と読み替えるものとする。

(勧告等)

第十五条 都道府県知事又は特定市町村の長は、第十二条第一項若しくは第二項に規定する者がこれらの規定を遵守せず、第十三条第一項若しくは第二項に規定する者が同条各項の規定を遵守せず、又は前条第一項若しくは第二項に規定する者が同条各項の規定を遵守していないため、当該特定商品を購入する者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、これらの者に對し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に對し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第三節 計量器等の使用

(使用の制限)

第十六条 次の各号の一に該当するもの(船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く)は、取引又は証明における法定計量単位による計量(第二條第一項第二号に掲げる物象の状態の量であつて政令で定めるものの第六條の通商産業省令で定める計量単位による計量を含む。第十八條、第十九條第一項及び第二百五十一條第一項において同じ)に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。

一 計量器でないもの
二 次に掲げる特定計量器以外の特定計量器
イ 通商産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は通商産業大臣が指定した者(以下「指定検定機関」という)が行う検定を受け、これに合格したものと第七十二條第一項の検定証印が付されている特定計量器

ロ 通商産業大臣が指定した者が製造した特定計量器であつて、第九十六條第一項(第一百一條第三項において準用する場合を含む。次号において同じ)の表示が付されているもの

三 第七十二條第二項の政令で定める特定計量器で同条第一項の検定証印又は第九十六條第一項の表示(以下「検定証印等」という)が付されているものであつて、検定証印等の有効期間を経過したものを
二 通商産業大臣、日本電気計器検定所又は指定検定機関が電気計器(電気の取引又は証明における法定計量単位による計量に使用される特定計量器であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ)及びこれとともに使用する変成器について行う検査(以下「変成器付電気計器検査」という)を受け、これに合格したものと第七十四條第二項又は第三項の合番号(以下この項において単に「合番号」という)が付されている電気計器をその合番号と同一の合番号が付されている変成器とともに使用する場合を除くほか、電気計器を変成器とともに取引又は証明における法定計量単位による計量に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。

三 車両その他の機械器具に装置して使用される特定計量器であつて政令で定めるもの(以下「車両等装置用計量器」という)は、通商産業大臣、都道府県知事又は指定検定機関が行う機械器具に装置した状態における検査(以下「装置検査」という)を受け、これに合格したものと第七十五條第二項の装置検査証印(有効期間を経過していないものに限る)が付されているものでなければ、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。

(特殊容器の使用)

第十七条 通商産業大臣が指定した者が製造した通商産業省令で定める型式に属する特殊容器(透明又は半透明の容器であつて通商産業省令で定めるものをいう。以下同じ)であつて、第六十三條第一項(第六十九條第一項において準用する場合を含む。次項において同じ)の表示が付されているものに、政令で定める商品を通商産業省令で定める高さまで満たして、体積を法定計量単位により示して販売する場合におけるその特殊容器については、前条第一項の規定は、適用しない。

2 第六十三條第一項の表示が付された特殊容器に前項の通商産業省令で定める高さまでその特殊容器に係る商品を満たしていないときは、その商品は、販売してはならない。ただし、同条第二項(第六十九條第一項において準用する場合を含む)の規定により表記した容量によらな

い旨を明示したときは、この限りでない。

(使用方法等の制限)

第十八条 特定の方法に従って使用し、又は特定の物若しくは一定の範囲内の計量に使用しなれば正確に計量をすることができない特定計量器であつて政令で定めるものは、政令で定めるところにより使用する場合でなければ、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用してはならない。

第四節 定期検査

(定期検査)

第十九条 特定計量器(第十六条第一項又は第七十二条第二項の政令で定める者を除く。)のうち、その構造、使用条件、使用状況等からみて、その性能及び器差に係る検査を定期的に行うことが適当であると認められるものであつて政令で定めるものを取引又は証明における法定計量単位による計量に使用する者は、その特定計量器について、その事業所(事業所がない者があつては、住所。以下この節において同じ。)の所在地を管轄する都道府県知事(その所在地が特定市町村の区域にある場合にあつては、特定市町村の長)が行う定期検査を受けなければならない。ただし、次に掲げる特定計量器については、この限りでない。

一 第七十七条の登録を受けた者が計量上の証明(以下「計量証明」という。)に使用する特定計量器

二 第二百二十七条第一項の指定を受けた者がその指定に係る事業所において使用する特定計量器(前号に掲げるものを除く。)

三 第二十四条第一項の定期検査済証印、検定証印等又は第九十九条第一項の計量証明検査済証印であつて、第二十一条第二項の規定により公示された定期検査の実施の期日(以下「実施期日」という。)において、これらに表示された年月(検定証印等に表示された年月にあつては、第七十二条第三項又は第九十六条第三項の規定により表示されたものに限る。)の翌月一日から起算して特定計量器ごとに政

令で定める期間を経過していないものが付されている特定計量器(前二号に掲げるものを除く。)

2 第二百二十七条第一項の指定を受けた者は、第二十一条第一項の政令で定める期間に一回、第二百二十八条第一号に規定する計量士に、その指定に係る事業所において使用する前項の政令で定める特定計量器(前項第一号に掲げるものを除く。)が第二十三条第一項各号に適合するかどうかを同条第二項及び第三項の通商産業省令で定める方法により検査させなければならない。(指定定期検査機関)

第二十条 都道府県知事又は特定市町村の長は、その指定する者(以下「指定定期検査機関」という。)に、定期検査を行わせることができる。

2 都道府県知事又は特定市町村の長は、前項の規定により指定定期検査機関にその定期検査の業務(以下この章において「検査業務」という。)の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該検査業務の全部又は一部を行わないものとする。

(定期検査の実施時期等)

第二十一条 定期検査は、一年以上において特定計量器ごとに政令で定める期間に一回、区域ごとに行う。

2 都道府県知事又は特定市町村の長は、定期検査を行う区域、その対象となる特定計量器、その実施の期日及び場所並びに前条第一項の規定により指定定期検査機関にこれを行わせる場合にあつては、その指定定期検査機関の名称をその期日の一月前までに公示するものとする。

3 疾病、旅行その他やむを得ない事由により、実施期日に定期検査を受けることができない者が、あらかじめ、都道府県知事又は特定市町村の長にその旨を届け出たときは、その届出に係る特定計量器の定期検査は、その届出があつた日から一月を超えない範囲内で都道府県知事又は特定市町村の長が指定する期日に、都道府県知事又は特定市町村の長が指定する場所で行

う。

(事前調査)

第二十二条 都道府県知事が定期検査の実施について前条第二項の規定により公示したときは、当該定期検査を行う区域内の市町村の長は、その対象となる特定計量器の数を調査し、通商産業省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない。

(定期検査の合格条件)

第二十三条 定期検査を行った特定計量器が次の各号に適合するときは、合格とする。

- 一 検定証印等が付されていること。
- 二 その性能が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。
- 三 その器差が通商産業省令で定める使用公差を超えないこと。

2 前項第二号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

3 第一項第三号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により、第二百一条第一項の基準器検査に合格した計量器(第七十一条第三項の通商産業省令で定める特定計量器の器差については、同項の通商産業省令で定める標準物質)を用いて定めるものとする。

(定期検査済証印等)

第二十四条 定期検査に合格した特定計量器には、通商産業省令で定めるところにより、定期検査済証印を付する。

2 前項の定期検査済証印には、その定期検査を行った年月を表示するものとする。

3 定期検査に合格しなかつた特定計量器に検定証印等が付されているときは、その検定証印等を除去する。

(定期検査に代わる計量士による検査)

第二十五条 第十九条第一項の規定により定期検査を受けなければならない特定計量器であつて、その特定計量器の種類に応じて通商産業省令で定める計量士が、第二十三条第二項及び第三項の通商産業省令で定める方法による検査を

実施期日前第十九条第一項第三号の政令で定める期間以内に行ひ、第三項の規定により表示を付したものについて、これを使用する者が、その事業所の所在地を管轄する都道府県知事又は特定市町村の長に実施期日までにその旨を届け出たときは、当該特定計量器については、同条の規定にかかわらず、当該定期検査を受けることを要しない。

2 前項の規定による届出は、次項の規定により交付された証明書添えて、通商産業省令で定めるところによりしなければならない。

3 第一項の検査をした計量士は、その特定計量器が第二十三条第一項各号に適合するときは、通商産業省令で定めるところにより、その旨を記載した証明書をその特定計量器を使用する者に交付し、その特定計量器に通商産業省令で定める方法により表示及び検査をした年月を付することができる。

第五節 指定定期検査機関

(指定)

第二十六条 第二十条第一項の指定は、検査業務を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第二十七条 次の各号の一に該当する者は、第二十条第一項の指定を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第三十八条の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 三 その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者

イ 第一号に該当する者

ロ 第三十五条の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

(指定の基準)

第二十八条 都道府県知事又は特定市町村の長は、第二十条第一項の指定の申請が次の各号に

適合していると認められるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 通商産業省令で定める器具、機械又は装置を用いて定期検査を行うものであること。

二 通商産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が定期検査を実施し、その数が通商産業省令で定める数以上であること。

三 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十条四の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員の構成が定期検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 検査業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて定期検査が不公正になるおそれがないものであること。

五 検査業務を正確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有するものであること。

六 その指定をすることによつて申請に係る定期検査の適確かつ円滑な実施を阻害することとならぬこと。

(定期検査の方法)

第二十九条 指定定期検査機関は、定期検査を行うときは、前条第一号に規定する器具、機械又は装置を用い、かつ、同条第二号に規定する者に定期検査を実施させなければならない。

(業務規程)

第三十条 指定定期検査機関は、検査業務に関する規程(以下「業務規程」という)を定め、都道府県知事又は特定市町村の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

3 都道府県知事又は特定市町村の長は、第一項の認可をした業務規程が定期検査の公正な実施上不適當となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(帳簿の記載)

第三十一条 指定定期検査機関は、通商産業省令

で定めるところにより、帳簿を備え、定期検査に關し通商産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(業務の休止)

第三十二条 指定定期検査機関は、都道府県知事又は特定市町村の長の許可を受けなければ、検査業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(事業計画等)

第三十三条 指定定期検査機関は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、都道府県知事又は特定市町村の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定定期検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事又は特定市町村の長に提出しなければならない。

(役員及び解任)

第三十四条 指定定期検査機関の役員及び解任は、都道府県知事又は特定市町村の長の認可を受けなければならない。

(解任命令)

第三十五条 都道府県知事又は特定市町村の長は、指定定期検査機関の役員又は第二十八条第一号に規定する者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その指定定期検査機関に対し、その役員又は同号に規定する者を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員)の地位)

第三十六条 検査業務に従事する指定定期検査機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令)

第三十七条 都道府県知事又は特定市町村の長は、指定定期検査機関が第二十八条第一号から第五号までに適合しなくなつたと認めるとき

は、その指定定期検査機関に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第三十八条 都道府県知事又は特定市町村の長は、指定定期検査機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて検査業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この節の規定に違反したとき。

二 第二十七条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 第三十条第一項の認可を受けた業務規程によらないで定期検査を行ったとき。

四 第三十条第三項、第三十五条又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第二十条第一項の指定を受けたとき。

(都道府県知事等による検査業務の実施)

第三十九条 都道府県知事又は特定市町村の長は、指定定期検査機関が第三十二条の許可を受けて検査業務の全部若しくは一部を休止したとき、前条の規定により指定定期検査機関に対して検査業務の全部若しくは一部を停止を命じたとき、又は指定定期検査機関が天災その他の事由により検査業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該検査業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 都道府県知事若しくは特定市町村の長が前項の規定により検査業務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定定期検査機関が第三十二条の許可を受けて検査業務の全部若しくは一部を廃止した場合又は前条の規定により指定定期検査機関の指定を取り消した場合における検査業務の引継ぎその他の必要な事項については、通商産業省令で定める。

第四章 正確な特定計量器等の供給

第一節 製造

(事業の届出)

第四十条 特定計量器の製造の事業を行おうとする者(自己が取引又は証明における計量以外のみ使用する特定計量器の製造の事業を行う者を除く)は、通商産業省令で定める事業の区分(第二号において単に「事業の区分」という)に従ひ、あらかじめ、次の事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 事業の区分

三 当該特定計量器を製造しようとする工場又は事業場の名称及び所在地

四 当該特定計量器の検査のための器具、機械又は装置であつて、通商産業省令で定めるものの名称、性能及び数

2 前項の規定による届出は、電気計器以外の特定計量器に係る場合にあつては、通商産業省令で定めるところにより、都道府県知事を経由してしなければならない。

(承継)

第四十一条 前条第一項の規定による届出をした者(以下「届出製造事業者」という)がその届出に係る事業の全部を譲渡し、又は届出製造事業者について相統若しくは合併があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相統人(相統人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相統人を選定したときは、その者。以下同じ)若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人(変更の届出等)

第四十二条 届出製造事業者は、第四十条第一項第一号、第三号又は第四号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 前項の場合において、前条の規定により届出製造事業者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を提出しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 都道府県知事は、第一項の通商産業省令で定める事項を遵守しないため第二項の規定による勧告を受けた販売事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第四節 特別な計量器

(製造等における基準適合義務)

第五十三条 主として一般消費者の生活の用に供される特定計量器(第五十七条第一項の政令で定める特定計量器を除く。)であつて政令で定めるものの届出製造事業者は、当該特定計量器を製造するときは、当該特定計量器が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するようにしなければならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を製造する場合においてあらかじめ都道府県知事に届け出たとき、及び試験的に当該特定計量器を製造する場合は、この限りでない。

2 前項の政令で定める特定計量器の輸入の事業を行う者は、当該特定計量器を販売するときは、同項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものを販売しなければならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を販売する場合において、あらかじめ、都道府県知事に届け出たときは、この限りでない。

(表示)

第五十四条 前条第一項に規定する届出製造事業者又は同条第二項に規定する者は、当該特定計量器を販売する時までに、通商産業省令で定めるところにより、これに表示を付さなければならない。

2 前項の規定は、前条第一項ただし書又は第二項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は販売される特定計量器及び検定証印等が付され

た特定計量器については、適用しない。

3 何人も、第一項に規定する場合を除くほか、特定計量器に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

第五十五条 第五十三条第一項の政令で定める特定計量器の販売の事業(同項に規定する届出製造事業者又は同条第二項に規定する者が行うその製造又は輸入をした特定計量器の販売の事業を除く。)を行う者は、前条第一項の表示又は検定証印等が付されているものでなければ、当該特定計量器を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を販売する場合において、あらかじめ、都道府県知事に届け出たときは、この限りでない。

(改善命令)

第五十六条 通商産業大臣は、第五十三条第一項に規定する届出製造事業者又は同条第二項に規定する者が同条第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、その製造し、又は販売する特定計量器が同条第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(譲渡等の制限)

第五十七条 体温計その他の政令で定める特定計量器の製造、修理又は輸入の事業を行う者は、検定証印等(第七十二条第二項の政令で定める特定計量器にあつては、有効期間を経過していないものに限る。次項において同じ。)が付されているものでなければ、当該特定計量器を譲渡し、貸し渡し、又は修理を委託した者に引き渡してはならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を譲渡し、貸し渡し、又は引き渡す場合において、あらかじめ、都道府県知事に届け出たときは、この限りでない。

2 前項の政令で定める特定計量器の販売の事業を行う者(同項に規定する者を除く。)は、検定証印等が付されているものでなければ、当該特

定計量器を譲渡し、貸し渡し、又は譲渡し、若しくは貸し渡すために所持してはならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を譲渡し、又は貸し渡す場合において、あらかじめ、都道府県知事に届け出たときは、この限りでない。

第五節 特殊容器製造事業

(指定)

第五十八条 第十七条第一項の指定は、特殊容器の製造の事業を行う者(以下この節において「製造者」という。)又は外国において本邦に輸出される特殊容器の製造の事業を行う者(以下この節において「外国製造者」という。)の申請により、その工場又は事業場ごとに行う。

(指定の申請)

第五十九条 第十七条第一項の指定を受けようとする製造者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 特殊容器の製造及び検査の方法に関する事項(通商産業省令で定めるものに限る。)
- 四 その者が製造した特殊容器であることを表示するための記号

(指定の基準)

第六十条 第六十七条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない製造者は、第十七条第一項の指定を受けることができる。

2 通商産業大臣は、第十七条第一項の指定の申請が次の各号に適合すると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

(承継)

第六十一条 第十七条第一項の指定を受けた製造者(以下「指定製造者」という。)が当該指定に係

る事業の全部を譲渡し、又は指定製造者について相続若しくは合併があつたときは、その事業の全部を譲り受けたる者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その指定製造者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けたる者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人が前条第一項に該当するときは、この限りでない。

(変更の届出等)

第六十二条 指定製造者は、第五十九条各号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 前項の場合において、前条の規定により指定製造者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を提出しなければならない。

(表示)

第六十三条 指定製造者は、その指定に係る工場又は事業場において製造した特殊容器が次の各号に適合するものであるときは、通商産業省令で定めるところにより、これに表示を付することができる。

- 一 第十七条第一項の通商産業省令で定める型式に属すること。
- 二 その器差が通商産業省令で定める容量公差を超えないこと。
- 2 指定製造者は、前項の表示をするときは、その特殊容器に、通商産業省令で定める方法により、第五十九条第四号の規定により同条の申請書に記載した記号及びその型式について第七十二条第一項の通商産業省令で定める容量を表記しなければならない。

3 何人も、第一項(第六十九条第一項において準用する場合を含む。)に規定する場合を除くほか、特殊容器に第一項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(適合命令)

第六十四条 通商産業大臣は、指定製造者が第六十条第二項各号に適合しなくなつたと認めると

きは、その指定製造者に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(廃止の届出)

第六十五条 指定製造者は、その指定に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(指定の失効)

第六十六条 指定製造者がその指定に係る事業を廃止したときは、その指定は効力を失う。

(指定の取消し)

第六十七条 通商産業大臣は、指定製造者が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- 一 第六十二条第一項又は第六十三条第二項若しくは第三項の規定に違反したとき。
- 二 第六十四条の規定による命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第十七条第一項の指定を受けたとき。

(表示の除去)

第六十八条 特殊容器の輸入(商品を入れ、その商品とともに輸入する場合を含む。以下この条において同じ。)の事業を行う者(以下「特殊容器輸入者」という。)は、第六十三条第一項(次条第一項)において準用する場合を含む。の規定により表示が付されている場合を除くほか、第六十三条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示が付されている特殊容器を輸入したときは、これを譲渡し、又は貸し渡す時までその表示を除去しなければならない。

(外国製造者に係る指定)

第六十九条 第五十九条及び第六十条の規定は外国製造者に係る第十七条第一項の指定に、第六十一条から第六十七条までの規定は同項の指定を受けた外国製造者(以下「指定外国製造者」という。)に準用する。この場合において、第六十条第一項中「第六十七条」とあるのは「第六十九条第一項において準用する第六十七条又は第六

十九条第二項」と、第六十三条第三項中「何人も」とあるのは「指定外国製造者は」と、「特殊容器」とあるのは「本邦に輸出される特殊容器」と、第六十四条中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第六十七条第二号中「命令に違反したとき」とあるのは「請求に応じなかったとき」と読み替えるものとする。

二 通商産業大臣は、前項において準用する第六十七条の規定によるもののほか、指定外国製造者が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- 一 通商産業大臣が、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、指定外国製造者に対し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。
- 二 通商産業大臣が、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定外国製造者の工場、事業場、営業所、事務所又は倉庫において、特殊容器、特殊容器の製造若しくは検査のための設備、帳簿、書類その他の物件について検査させ、又は関係人に質問させようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

三 次項の規定による費用の負担をしないとき。

3 前項第二号の規定による検査に要する費用(政令で定めるものに限る。)は、当該検査を受ける指定外国製造者の負担とする。

第五章 検定等

第一節 検定、変成器付電気計器検査及び装置検査

(検定の申請)

第七十条 特定計量器について第十六条第一項第二号イの検定(以下単に「検定」という。)を受けようとする者は、政令で定める区分に従い、通商産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は指定検定機関に申請書を提出しなければならない。

第七十一条 検定を行った特定計量器が次の各号に適合するときは、合格とする。

- 一 その構造、性能及び材料の性質を含む。以下同じ。)が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。
- 二 その器差が通商産業省令で定める検定公差を超えないこと。

2 前項第一号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。ただし、第八十四条第一項(第八十九条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の表示が付された特定計量器(第五十条第一項の政令で定める特定計量器であつて第八十四条第一項の表示が付されてから特定計量器ごとに通商産業省令で定める期間を経過したもの)にあつては、第五十条第一項の表示が付され、かつ、同項の表示が付されてから通商産業省令で定める期間を経過していないものに限る。は、その検定に際しては、同号の通商産業省令で定める技術上の基準(性能に関するもの)であつてこれに適合するかどうかを個々に定める必要があるものとして通商産業省令で定めるものを除く。)に適合するものとみなす。

3 第一項第二号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により、第二百一条第一項の基準器検査に合格した計量器(通商産業省令で定める特定計量器の器差については、通商産業省令で定める標準物質を用いて定めるものとする。)

(検定証印)

第七十二条 検定に合格した特定計量器には、通商産業省令で定めるところにより、検定証印を付する。

の検定証印の有効期間は、その政令で定める期間とし、その満了の年月を検定証印に表示するものとする。

3 第十九条第一項又は第六十六条第一項の政令で定める特定計量器の検定証印には、その検定を行った年月を表示するものとする。

4 検定に合格しなかった特定計量器に検定証印等が付されているときは、その検定証印等を除去する。

5 検定を行った電気計器に第七十四条第二項又は第三項の合番号が付されているときは、その合番号を除去する。

(変成器付電気計器検査の申請)

第七十三条 電気計器について変成器付電気計器検査を受けようとする者は、政令で定める区分に従い、通商産業大臣、日本電気計器検定所又は指定検定機関に申請書を提出しなければならない。

2 前項の規定により申請を行う場合には、電気計器にこれとともに使用する変成器を添えなければならない。ただし、次条第二項の合番号であつて、これに表示された日から起算して通商産業省令で定める期間を経過していないものが付されている変成器とともに使用しようとする電気計器について変成器付電気計器検査を受ける場合において、その変成器に関し通商産業省令で定める事項を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(合格条件及び合番号)

第七十四条 通商産業大臣、日本電気計器検定所又は指定検定機関は、通商産業省令で定める方法により変成器付電気計器検査を行い、電気計器及びこれとともに使用される変成器が次の各号(前条第二項ただし書の規定により変成器が添えられていない場合にあつては、第二号)に適合するときは、合格とする。

- 一 変成器の構造及び誤差が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。
- 二 電気計器が当該変成器とともに使用される

場合の誤差が通商産業省令で定める公差を超えないこと。

2 前条第二項ただし書に規定する場合を除くほか、変成器付電気計器検査に合格した電気計器及びこれとともに使用する変成器には、通商産業省令で定めるところにより、合番号を付する。この場合において、変成器に付する合番号には、変成器付電気計器検査を行った日を表示するものとする。

3 前条第二項ただし書に規定する場合においては、変成器付電気計器検査に合格した電気計器には、通商産業省令で定めるところにより、当該変成器に付されている合番号と同一の合番号を付する。

4 変成器付電気計器検査に合格しなかった電気計器又はこれとともに使用する変成器に前二項の合番号が付されているときは、これを除去する。

(装置検査)

第七十五条 車両等装置用計量器について装置検査を受けようとする者は、政令で定める区分に従い、通商産業大臣、都道府県知事又は指定検定機関に申請書を提出しなければならない。

2 通商産業大臣、都道府県知事又は指定検定機関は、通商産業省令で定める方法により装置検査を行い、車両等装置用計量器が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するときは合格とし、通商産業省令で定めるところにより、装置検査証印を付する。

3 装置検査証印の有効期間は、車両等装置用計量器ごとに政令で定める期間とし、その満了の年月を装置検査証印に表示するものとする。

4 装置検査に合格しなかった車両等装置用計量器に装置検査証印が付されているときは、これを除去する。

第二節 型式の承認

(製造事業者に係る型式の承認)

第七十六条 届出製造事業者は、その製造する特定計量器の型式について、政令で定める区分に

従い、通商産業大臣又は日本電気計器検定所の承認を受けることができる。

2 前項の承認を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣又は日本電気計器検定所に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 第四十条第一項の通商産業省令で定める事業の区分

三 当該特定計量器を製造する工場又は事業場の名称及び所在地

四 第四十条第一項の規定による届出の年月日

3 前項の申請書には、通商産業省令で定めるところにより、試験用の特定計量器及び構造図その他の書類を添えなければならない。ただし、第七十八条第一項の試験に合格した特定計量器の型式について第一項の承認を受けようとする場合において、当該試験に合格したことを証する書面を添えたときは、この限りでない。

(承認の基準)

第七十七条 第八十八条(第八十九条第四項において準用する場合を含む。)又は第八十九条第五項の規定により承認を取り消され、その取消の日から一年を経過しない者は、前条第一項の承認を受けることができない。

2 通商産業大臣又は日本電気計器検定所は、前条第一項の承認の申請に係る特定計量器の構造が第七十一条第一項第一号の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するときは、その承認をしなければならない。

(指定検定機関の試験)

第七十八条 届出製造事業者は、第七十六条第一項の承認を受けようとする型式の特定計量器について、当該特定計量器の検定を行う指定検定機関の行う試験を受けることができる。

2 前項の試験を受けようとする届出製造事業者は、通商産業省令で定めるところにより、試験用の特定計量器及び構造図その他の書類を当該指定検定機関に提出しなければならない。

3 第一項の試験においては、その試験用の特定計量器の構造が第七十一条第一項第一号の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するときは、合格とする。

(変更の届出等)

第七十九条 第七十六条第一項の承認を受けた届出製造事業者(以下「承認製造事業者」という。)は、同条第二項第一号又は第三号の事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣又は日本電気計器検定所に届け出なければならない。

2 第六十一条及び第六十二条第二項の規定は、承認製造事業者に準用する。この場合において、第六十一条中「前条第一項」とあるのは「第七十七条第一項」と、同項中「前項」とあるのは「第七十九条第一項」と読み替えるものとする。

(承認製造事業者に係る基準適合義務)

第八十条 承認製造事業者は、その承認に係る型式に属する特定計量器を製造するときは、当該特定計量器が第七十一条第一項第一号の通商産業省令で定める技術上の基準(同条第二項の通商産業省令で定めるところを除く。以下「製造技術基準」という。)に適合するようにしなければならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を製造する場合においてあらかじめ都道府県知事に届け出たときは、及び試験的に当該特定計量器を製造する場合は、この限りでない。

(輸入事業者に係る型式の承認等)

第八十一条 特定計量器の輸入の事業を行う者(以下「輸入事業者」という。)は、その輸入する特定計量器の型式について、第七十六条第一項の政令で定める区分に従い、通商産業大臣又は日本電気計器検定所の承認を受けることができる。

2 第七十六条第二項(第二号及び第四号を除く。)及び第三項、第七十七条並びに第七十八条の規定は、前項の承認に準用する。この場合において、第七十六条第二項第三号中「製造する工場又は事業場の名称及び所在地」とあるのは、

「製造する者の氏名又は名称及び住所」と読み替えるものとする。

3 第六十一条、第六十二条第二項及び第七十九条第一項の規定は、第一項の承認を受けた輸入事業者(以下「承認輸入事業者」という。)に準用する。この場合において、第六十一条中「前条第一項」とあるのは「第七十七条第一項」と、第六十二条第二項中「前項」とあるのは「第八十一条第三項において準用する第七十九条第一項」と読み替えるものとする。

(承認輸入事業者に係る基準適合義務)

第八十二条 承認輸入事業者は、その承認に係る型式に属する特定計量器を販売するときは、製造技術基準に適合するものを販売しなければならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を販売する場合において、あらかじめ、都道府県知事に届け出たときは、この限りでない。

(承認の有効期間等)

第八十三条 第七十六条第一項及び第八十一条第一項の承認は、特定計量器ごとに政令で定める期間ごとにその更新を受けなければならない。その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の承認の更新の申請に必要な手続的事項は、通商産業省令で定める。

(表示)

第八十四条 承認製造事業者又は承認輸入事業者は、その承認に係る型式に属する特定計量器(第八十条ただし書又は第八十二条ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は販売されるものを除く。)を製造し、又は輸入したときは、通商産業省令で定めるところにより、これに表示を付することができる。

2 第五十条第一項の政令で定める特定計量器に付する前項の表示には、その表示を付した年を表示するものとする。

3 何人も、第一項(第八十九条第四項において準用する場合を含む。)に規定する場合を除くほか、特定計量器に第一項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(表示の除去)

第八十五条 輸入事業者は、前条第一項(第八十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定により表示が付されている場合を除くほか、前条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示が付されている特定計量器を輸入したときは、これを譲渡し、若しくは貸し渡し、又はこれについて検定を受ける時までにその表示を除去しなければならぬ。

(改善命令)

第八十六条 通商産業大臣は、承認製造事業者又は承認輸入事業者が第八十条又は第八十二条の規定に違反していると認めるときは、その者に對し、その製造し、又は輸入する特定計量器が製造技術基準に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(承認の失効)

第八十七条 承認製造事業者がその届出に係る特定計量器の製造の事業を廃止したとき、又は承認輸入事業者が特定計量器の輸入の事業を廃止したときは、その承認は効力を失う。

(承認の取消)

第八十八条 通商産業大臣は、承認製造事業者又は承認輸入事業者が次の各号の一に該当するときは、その承認を取り消すことができる。

- 一 第七十九条第一項(第八十一条第三項において準用する場合を含む。)又は第八十四条第三項の規定に違反したとき。
- 二 第四十四条又は第八十六条の規定による命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第七十六条第一項又は第八十一条第一項の承認を受けたとき。

(外国製造事業者に係る型式の承認等)

第八十九条 外国において本邦に輸出される特定計量器の製造の事業を行う者(以下「外国製造事業者」という)は、その特定計量器の型式について、第七十六条第一項の政令で定める区分に従い、通商産業大臣又は日本電気計器検定所の承認を受けることができる。

2 前項の承認を受けた外国製造事業者(以下「承認外国製造事業者」という)は、その承認に係る型式に属する特定計量器で本邦に輸出されるものを製造するときは、当該特定計量器が製造技術基準に適合するようにならなければならない。

3 第七十六条第二項(第二号及び第四号を除く。)及び第三項、第七十七条、第七十八条並びに第八十三条の規定は、第一項の承認に準用する。

4 第六十一条、第六十二条第二項、第七十九条第一項、第八十四条第一項及び第三項並びに前三条の規定は、承認外国製造事業者に準用する。この場合において、第六十一条中「前条第一項」とあるのは「第八十九条第三項において準用する第七十七条第一項」と、第六十二条第二項中「前項」とあるのは「第八十九条第四項において準用する第七十九条第一項」と、第八十四条第三項中「何人も」とあるのは「承認外国製造事業者」と、特定計量器」とあるのは「本邦に輸出される特定計量器」と、第八十六条中「第八十条又は第八十二条」とあるのは「第八十九条第二項」と、「命ずる」とあるのは「請求する」と、前条第二号中「命令に違反したとき」とあるのは「請求に応じなかったとき」と読み替えるものとする。

5 通商産業大臣は、前項において準用する前条の規定によるもののほか、承認外国製造事業者が次の各号の一に該当するときは、その承認を取り消すことができる。

- 一 通商産業大臣が、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、承認外国製造事業者に対し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。
- 二 通商産業大臣が、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、承認外国製造事業者の工場、事業場、営業所、事務所又は倉庫において、特定計量器、帳簿、書類その他

の物件について検査させ、又は関係人に質問させようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

三 前号の規定による検査において、通商産業大臣が、承認外国製造事業者に対し、その所在の場所において職員に検査させることが著しく困難であると認められる特定計量器を期限を定めて提出すべきことを請求した場合において、その請求に応じなかったとき。

6 国は、前項第三号の規定による請求によって生じた損失を承認外国製造事業者に対し補償しなければならない。この場合において、補償すべき損失は、同号の規定による請求により通常生ずべき損失とする。

第三節 指定製造事業者

(指定)
第九十条 第十六条第一項第二号の指定は、届出製造事業者又は外国製造事業者の申請により、第四十条第一項の通商産業省令で定める事業の区分(次条第一項において単に「事業の区分」という。)に従い、その工場又は事業場ごと(届出製造事業者に係る指定の申請)

第九十一条 第十六条第一項第二号の指定を受けようとする届出製造事業者は、次の事項を記載した申請書を、通商産業大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 事業の区分
- 三 工場又は事業場の名称及び所在地
- 四 第四十条第一項の規定による届出の年月日
- 五 品質管理の方法に関する事項(通商産業省令で定めるものに限る。)

2 前項の規定により申請をした届出製造事業者は、当該工場又は事業場における品質管理の方法について、政令で定める区分に従い、都道府

県知事又は日本電気計器検定所が行う検査を受けなければならない。ただし、同項の申請書に第九十三条第二項の書面を添えたときは、この限りでない。

(指定の基準)
第九十二条 次の各号の一に該当する届出製造事業者は、第十六条第一項第二号の指定を受けることができる。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第九十九条の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

2 通商産業大臣は、第十六条第一項第二号の指定の申請に係る工場又は事業場における品質管理の方法が通商産業省令で定める基準に適合すると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

(指定検定機関の調査)
第九十三条 届出製造事業者は、第十六条第一項第二号の指定の申請に係る工場又は事業場における品質管理の方法について、当該特定計量器の検定を行う指定検定機関の行う調査を受けることができる。

2 指定検定機関は、前項の調査をした工場又は事業場における品質管理の方法が前条第二項の通商産業省令で定める基準に適合すると認めるときは、その旨を示す書面を交付するものとする。

(変更の届出等)

第九十四条 第十六条第一項第二号の指定を受けた届出製造事業者(以下「指定製造事業者」という)は、第九十一条第一項第五号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 第六十一条及び第六十二条第二項の規定は、

指定製造事業者に準用する。この場合において、第六十一条中「前条第一項」とあるのは、「第九十二条第一項」と、同項中「前項」とあるのは、「第九十四条第一項」と読み替えるものとする。
(基準適合義務等)

第九十五条 指定製造事業者は、その指定に係る工場又は事業場において、第七十六条第一項の承認に係る型式に属する特定計量器を製造するときは、当該特定計量器が第七十一条第一項第一号の通商産業省令で定める技術上の基準であつて同条第二項の通商産業省令で定めるものに適合し、かつ、その器差が同条第一項第二号の通商産業省令で定める検定公差を超えないようにしなければならぬ。ただし、輸出のため当該特定計量器を製造する場合においてあらかじめ都道府県知事に届け出たとき、及び試験的に当該特定計量器を製造する場合は、この限りでない。

2 指定製造事業者は、通商産業省令で定めるところにより、その指定に係る工場又は事業場において製造する第七十六条第一項の承認に係る型式に属する特定計量器(前項ただし書の規定の適用を受けて製造されるものを除く。)について、検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。
(表示)

第九十六条 指定製造事業者は、その指定に係る工場又は事業場において、第七十六条第一項の承認に係る型式に属する特定計量器(前条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造されるものを除く。)を製造したときは、通商産業省令で定めるところにより、これに表示を付することができる。

2 第七十二条第二項の政令で定める特定計量器に付する前項の表示の有効期間は、同条第二項の政令で定める期間とし、その満了の年月をその表示に表示するものとする。
3 第十九条第一項又は第百十六條第一項の政令で定める特定計量器に付する第一項の表示に

は、その表示を付した年月を表示するものとする。
(表示の制限)

第九十七条 何人も、前条第一項(第百一条第三項)において準用する場合を含む。)に規定する場合作を除くほか、特定計量器に前条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

2 輸入事業者は、前条第一項(第百一条第三項)において準用する場合を含む。)の規定により表示が付されている場合を除くほか、前条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示が付されている特定計量器を輸入したときは、これを譲渡し、又は貸し渡す時までにその表示を除去しなければならぬ。
(改善命令)

第九十八条 通商産業大臣は、次の場合には、指定製造事業者に対し、当該特定計量器の検査のための器具、機械又は装置の改善、品質管理の業務の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 当該指定に係る工場又は事業場における品質管理の方法が第九十二条第二項の通商産業省令で定める基準に適合していないと認めるとき。
二 第九十五条第一項の規定に違反していると認めるとき。
(指定の取消)

第九十九条 通商産業大臣は、指定製造事業者が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消すことができる。
一 第八十四条第三項、第九十四条第一項、第九十五条第二項又は第九十七条第一項の規定に違反したとき。
二 第九十二条第一項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
三 第八十六条又は前条の規定による命令に違反したとき。

四 不正の手段により第十六条第一項第二号ロ

の指定を受けたとき。
(準用)

第一百条 第四十条第二項の規定は第九十一条第一項の申請書の提出及び第九十四条第一項の規定による届出に、第六十六条の規定は指定製造事業者に準用する。
(外国製造事業者に係る指定等)

第九十一条 第十六条第一項第二号ロの指定を受けようとする外国製造事業者は、第九十一条第一項第一号から第三号まで及び第五号の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

2 第十六条第一項第二号ロの指定を受けた外国製造事業者(以下「指定外国製造事業者」という。)は、その指定に係る工場又は事業場において、第八十九条第一項の承認を受けた型式に属する特定計量器で本邦に輸出されるものを製造するときは、当該特定計量器が第七十一条第一項第一号の通商産業省令で定める技術上の基準であつて同条第二項の通商産業省令で定めるところに適合し、かつ、その器差が同条第一項第二号の通商産業省令で定める検定公差を超えないようにしなければならない。

3 第九十二条の規定は第一項の規定による申請に係る第十六条第一項第二号ロの指定に、第六十一条、第六十二条、第六十五条、第六十六条、第八十九条第五項及び第六項、第九十四条第一項、第九十五条第二項、第九十六条並びに第九十九条の規定は指定外国製造事業者に準用する。この場合において、第六十一条中「前条第一項」とあるのは「第百一条第三項」において準用する第九十二条第一項」と、第六十二条第一項中「第五十九条各号」とあるのは「第九十一条第一項第一号から第三号まで」と、第八十九条第五項中「前項において準用する前条」とあるのは「第百一条第三項において準用する第九十九条」と、第九十五条第二項中「第七十六条第一項の承認に係る型式に属する特定計量器(前項ただし

書の規定の適用を受けて製造されるものを除く。)」とあり、及び第九十六条第一項中「第七十六条第一項の承認に係る型式に属する特定計量器(前条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造されるものを除く。)」とあるのは「第八十九条第一項の承認に係る型式に属する特定計量器で本邦に輸出されるもの」と、第九十七条第一項中「何人も」とあるのは「指定外国製造事業者は」と、「特定計量器」とあるのは「特定計量器で本邦に輸出されるもの」と、第九十八条中「命ずる」とあるのは「請求する」と、同条第二号中「第九十五条第一項」とあるのは「第百一条第二項」と、第九十九条第一号中「第八十四条第三項」とあるのは「第八十九条第四項において準用する第八十四条第三項」と、同条第三号中「第八十六条」とあるのは「第八十九条第四項において準用する第八十六条」と、「命令に違反したとき」とあるのは「請求に応じなかつたとき」と読み替へるものとする。

第四節 基準器検査
(基準器検査)
第一百条 検定、定期検査その他計量器の検査であつて通商産業省令で定めるところに用いる計量器の検査(以下「基準器検査」という。)は、政令で定める区分に従い、通商産業大臣、都道府県知事又は日本電気計器検定所が行う。

2 基準器検査を行う計量器の種類及びこれを受けることができる者は、通商産業省令で定める。
(基準器検査の合格条件)
第一百零一条 基準器検査を行った計量器が次の各号に適合するときは、合格とする。
一 その構造が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。
二 その器差が通商産業省令で定める基準に適合すること。
2 前項第一号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。
3 第一項第二号に適合するかどうかは、通商産

業省令で定める方法により、その計量器について計量器の校正をして定めるものとする。

(基準器検査証印)
第四百四条 基準器検査に合格した計量器(以下「基準器」という。)には、通商産業省令で定めるところにより、基準器検査証印を付する。

2 基準器検査証印の有効期間は、計量器の種類ごとに通商産業省令で定める期間とする。

3 基準器検査に合格しなかった計量器に基準器検査証印が付されているときは、その基準器検査証印を除去する。

(基準器検査成績書)
第四百五条 計量器が基準器検査に合格したときは、基準器検査を申請した者に対し、器差、器差の補正の方法及び前条第二項の有効期間を記載した基準器検査成績書を交付する。

2 通商産業省令で定める基準器については、基準器検査成績書にその用途又は使用の方法を記載する。

3 基準器検査を申請した者が基準器検査に合格しなかった計量器に係る基準器検査成績書の交付を受けているときは、その記載に消印を付する。

4 基準器を譲渡し、又は貸し渡すときは、基準器検査成績書とともにしなければならない。

第五節 指定検定機関
第四百六条 第十六条第一項第二号イの指定は、政令で定める区分ごとに、検定・変成器付電気計器検査、装置検査、第七十八条第一項(第八十一条第二項及び第八十九条第三項において準用する場合を含む。)の試験及び第九十三条第一項の調査を含む。以下この条において同じ。を行おうとする者の申請により行う。

2 指定検定機関は、検定を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、通商産業大臣に届け出なければならない。

3 第二十七条から第三十八条までの規定は、指定検定機関及び検定に準用する。この場合において、

いて、これらの規定中「都道府県知事又は特定市町村の長」とあるのは「通商産業大臣」と、第二十七条、第二十八条及び第三十八条第五号中「第二十条第一項」とあるのは「第十六条第一項第二号イ」と読み替えるものとする。

第六章 計量証明の事業

第一節 計量証明の事業
(計量証明の事業の登録)
第四百七条 計量証明の事業であつて次に掲げるものを行うとする者は、通商産業省令で定める事業の区分(次条において単に「事業の区分」という。)に従い、その事業ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。ただし、国又は地方公共団体が当該計量証明の事業を行う場合及び政令で定める法律の規定に基づきその業務を行うことについては登録、指定その他の処分を受けた者が当該業務として当該計量証明の事業を行う場合は、この限りでない。

一 運送、寄託又は売買の目的たる貨物の積卸し又は入出庫に際して行うその貨物の長さ、質量、面積、体積又は熱量の計量証明(船積貨物の積込み又は陸揚げに際して行うその貨物の質量又は体積の計量証明を除く。)の事業

二 濃度、音圧レベルその他の物象の状態の量で政令で定めるものの計量証明の事業(前号に掲げるものを除く。)

(登録の申請)
第四百八条 前条の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書をその事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 事業の区分

三 事業所の所在地

四 計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置であつて通商産業省令で定めるものの名称、性能及び数

五 その事業に係る業務に従事する者であつて次に掲げるものの氏名(イに掲げるものにあつては、氏名及びその登録番号)及びその職務の内容

イ 事業の区分に応じて通商産業省令で定める計量士

ロ 事業の区分に応じて通商産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者

(登録の基準)
第四百九条 都道府県知事は、第四百七条の登録の申請が次の各号に適合するときは、その登録をしなければならない。

一 計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置が通商産業省令で定める基準に適合するものであること。

二 前条第五号イ又はロに掲げる者が当該事業に係る計量管理(計量器の整備、計量の正確の保持、計量の方法の改善その他適正な計量の実施を確保するために必要な措置を講ずること)をいう。以下同じ。)を行うものであること。

(事業規程)
第四百十條 第四百七条の登録を受けた者(以下「計量証明事業者」という。)は、その登録に係る事業の実施の方法に関し通商産業省令で定める事項を記載した事業規程を作成し、その登録を受けた後、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 都道府県知事は、計量証明の適正な実施を確保する上で必要があると認めるときは、計量証明事業者に対し、前項の規定による届出に係る事業規程を変更すべきことを命ずることができる。

(適合命令)
第四百十一條 都道府県知事は、計量証明事業者が第四百九条各号に適合しなくなったと認めるときは、その計量証明事業者に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを

命ずることができる。

(登録の失効)
第四百十二條 計量証明事業者がその登録に係る事業を廃止したとき、又はその登録をした都道府県知事の管轄区域外に事業所を移転したときは、その登録は効力を失う。

(登録の取消し等)
第四百十三條 都道府県知事は、計量証明事業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて、その事業の停止を命ずることができる。

一 一次条において準用する第六十二条第一項又は第六十六条の規定に違反したとき。

二 二次条において準用する第九十二条第一項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 第四百十條第二項又は第四百十一條の規定による命令に違反したとき。

四 第四百十條第一項の規定による届出に係る事業規程を実施していないと認めるとき。

五 不正の手段により第四百七条の登録を受けたとき。

(準用)
第四百十四條 第九十二条第一項の規定は第四百七条の登録に、第六十一条、第六十二条及び第六十五条の規定は計量証明事業者に準用する。この場合において、第九十二条第一項第一号及び第二号中「二年」とあるのは「一年」と、同号中「第九十二条」とあるのは「第九十三条」と、第六十一条中「前条第一項」とあるのは「第九十四条において準用する第九十二条第一項」と、第六十二条第一項中「第五十九条各号」とあるのは「第九十四条第一号又は第三号から第五号まで」と読み替へるものとする。

(通商産業省令への委任)
第四百十五條 第四百七条から前条までに規定するものは、登録証の交付、訂正、再交付及び返納、登録簿の謄本の交付及び閲覧その他の計量証明の事業の登録に関する事項は、通商産業省令で定める。

第二節 計量証明検査

(計量証明検査)

第百十六條 計量証明事業者は、第百七條の登録を受けた日から特定計量器ごとに政令で定める期間ごとに、通商産業省令で定めるところにより、計量証明に使用する特定計量器(第十六條第一項の政令で定めるものを除く)であつて政令で定めるものについて、その登録をした都道府県知事が行う検査(以下「計量証明検査」という)を受けなければならない。ただし、次に掲げる特定計量器については、この限りでない。

一 検定証印等であつて、第七十二條第三項又は第九十六條第三項の規定によりこれらに表示された年月の翌月一日から起算して特定計量器ごとに政令で定める期間を経過しないものが付されている特定計量器

二 第百二十七條第一項の指定を受けた計量証明事業者がその指定に係る事業所において使用する特定計量器(前号に掲げるものを除く)。

2 第百二十七條第一項の指定を受けた計量証明事業者は、前項各号列記以外の部分の政令で定める期間に一回、第百二十八條第一号に規定する計量士に、その指定に係る事業所において使用する同項の政令で定める特定計量器が、第百十八條第一項各号に適合するかどうかを同条第二項及び第三項の通商産業省令で定める方法により検査させなければならない。

(指定計量証明検査機関)

第百十七條 都道府県知事は、その指定する者(以下「指定計量証明検査機関」という)に、計量証明検査を行わせることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により指定計量証明検査機関にその計量証明検査の業務(以下この節において「検査業務」という)の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該検査業務の全部又は一部を行わないものとする。(計量証明検査の合格条件) 第百十八條 計量証明検査を行った特定計量器が

次の各号に適合するときは、合格とする。

一 検定証印等(第七十二條第二項の政令で定める特定計量器にあつては、有効期間を経過していないものに限る)が付されていること。

二 その性能が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

三 その器差が通商産業省令で定める使用公差を超えないこと。

2 前項第二号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

3 第一項第三号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により、基準器第七十一條第三項の通商産業省令で定める特定計量器の器差については、同項の通商産業省令で定める標準物質を用いて定めるものとする。(計量証明検査済証印等) 第百十九條 計量証明検査に合格した特定計量器には、通商産業省令で定めるところにより、計量証明検査済証印を付する。

2 前項の計量証明検査済証印には、その計量証明検査を行った年月を表示するものとする。

3 計量証明検査に合格しなかつた特定計量器に検定証印等が付されているときは、その検定証印等を除去する。(計量証明検査に代わる計量士による検査) 第百二十條 第百十六條第一項の規定により計量証明検査を受けなければならない特定計量器であつて、その特定計量器の種類に応じて通商産業省令で定める計量士が、第百十八條第二項及び第三項の通商産業省令で定める方法による検査を通商産業省令で定める期間内に行ひ、次項において準用する第二十五條第三項の規定により表示を付したのものについて、その計量証明事業者がその事業所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出たときは、当該特定計量器については、第百十六條第一項の規定にかかわらず、計量証明検査を受けることを要しな

い。

2 第二十五條第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「第二十三條第一項各号」とあるのは、「第百十八條第一項各号」と読み替へるものとする。

(指定計量証明検査機関の指定等)

第百二十一條 第百十七條第一項の指定は、検査業務を行うとする者の申請により行ふ。

2 第二十七條から第三十九條まで及び第百六條第二項の規定は、指定計量証明検査機関及び計量証明検査に準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事又は特定市町村の長」とあり、及び第百六條第二項中「通商産業大臣」とあるのは、「都道府県知事」と、第二十七條、第二十八條及び第三十八條第五号中「第二十二條第一項」とあるのは、「第百十七條第一項」と読み替へるものとする。

第七章 適正な計量管理

第一節 計量士

(登録)

第百二十二條 通商産業大臣は、計量器の検査その他の計量管理を適確に行うために必要な知識経験を有する者を計量士として登録する。

2 次の各号の一に該当する者は、通商産業省令で定める計量士の区分(以下単に「計量士の区分」という)ごとに、氏名、生年月日その他通商産業省令で定める事項について、前項の規定による登録を受けて、計量士となることができる。

一 計量士国家試験に合格し、かつ、計量士の区分に応じて通商産業省令で定める実務の経験その他の条件に適合する者

二 計量教育所の課程を修了し、かつ、計量士の区分に応じて通商産業省令で定める実務の経験その他の条件に適合する者であつて、計量行政審議会が前号に掲げる者と同等以上の学識経験を有すると認めたる者 3 次の各号の一に該当する者は、第一項の規定

による登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者

二 次条の規定により計量士の登録を取り消され、その取消の日から一年を経過しない者 (登録の取消し等)

第百二十三條 通商産業大臣は、計量士が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて、計量士の名称の使用の停止を命ずることができる。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。

二 前号に規定する場合のほか、特定計量器の検査の業務について不正の行為をしたとき。

(名称の使用制限)

第百二十四條 計量士でない者は、計量士の名称を用いてはならない。(計量士国家試験) 第百二十五條 計量士国家試験は、計量士の区分ごとに、計量器の検査その他の計量管理に必要な知識及び技能について、毎年少なくとも一回通商産業大臣が行ふ。

(通商産業省令への委任) 第百二十六條 第百二十二條から前条までに規定するもののほか、登録の申請、登録証の交付、訂正、再交付及び返納、登録簿の交付及び閲覧その他の計量士の登録に関する事項並びに試験科目、受験手続その他の計量士国家試験の実施細目は、通商産業省令で定める。

第二節 適正計量管理事業所 (指定) 第百二十七條 通商産業大臣は、特定計量器を使用する事業所であつて、適正な計量管理を行うものについて、適正計量管理事業所の指定を行

2 前項の指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を当該特定計量器を使用する事業所の所在地を管轄する都道府県知事(その所在地が特定市町村の区域にある場合にあっては、特定市町村の長)を経由して、通商産業大臣に提出しなければならない。

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 事業所の名称及び所在地
- 3 使用する特定計量器の名称、性能及び数
- 4 使用する特定計量器の検査を行う計量士の氏名、登録番号及び計量士の区分
- 5 計量管理の方法に関する事項(通商産業省令で定めるものに限る。)

3 第一項の指定の申請をした者は、遅滞なく、当該事業所における計量管理の方法について、当該都道府県知事又は特定市町村の長が行う検査を受けなければならない。

(指定の基準)

第百二十八条 通商産業大臣は、前条第一項の指定の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その指定をしなければならない。

- 1 特定計量器の種類に応じて通商産業省令で定める計量士が、当該事業所で使用する特定計量器について、通商産業省令で定めるところにより、検査を定期的に行うものであること。
- 2 その他計量管理の方法が通商産業省令で定める基準に適合すること。

(帳簿の記載)

第百二十九条 第百二十七条第一項の指定を受けた者は、通商産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、当該適正計量管理事業所において使用する特定計量器について計量士が行った検査の結果を記載し、これを保存しなければならない。

(標識)

第百三十条 第百二十七条第一項の指定を受けた者は、当該適正計量管理事業所において、通商

産業省令で定める様式の標識を掲げることができ、

2 何人も、前項に規定する場合を除くほか、同項の標識又はこれと紛らわしい標識を掲げてはならない。

(適合命令)

第百三十一条 通商産業大臣は、第百二十七条第一項の指定を受けた者が第百二十八条各号に適合しなくなったと認めるときは、その者に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消)

第百三十二条 通商産業大臣は、第百二十七条第一項の指定を受けた者が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- 1 第百三十条第二項又は次条において準用する第六十二条第一項の規定に違反したとき。
- 2 次条において準用する第九十二条第一項第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
- 3 前条の規定による命令に違反したとき。
- 4 不正の手段により第百二十七条第一項の指定を受けたとき。

(準用)

第百三十三条 第九十二条第一項の規定は第百一十七条第一項の指定に、第六十一条、第六十二条、第六十五条及び第六十六条の規定は第百一十七条第一項の指定を受けた者に準用する。この場合において、第九十二条第一項第一号及び第二号中「二年」とあるのは「一年」と、同号中「第九十九条」とあるのは「第百三十一条」と、第六十一条中「前条第一項」とあるのは「第百三十三条において準用する第九十二条第一項」と、第六十二条第一項中「第五十九条各号」とあるのは「第百一十七条第二項各号」と読み替えるものとする。

第八章 計量器の校正等

第一節 特定標準器による校正等

第百三十四条 通商産業大臣は、計量器の標準と

なる特定の物象の状態の量を現示する計量器又はこれを現示する標準物質を製造するための器具、機械若しくは装置を指定するものとする。

2 通商産業大臣は、前項の規定により計量器の標準となる特定の物象の状態の量を現示する計量器を指定する場合において、その指定に係る計量器(以下「特定標準器」という。)を計量器の校正に繰り返し用いることが不適当であると認めるときは、その特定標準器を用いて計量器の校正をされた計量器であつて、その特定標準器に代わり得るものとして計量器の校正に用いることが適当であると認めるものを併せて指定するものとする。

3 通商産業大臣は、特定標準器又は第一項の規定による指定に係る器具、機械若しくは装置を用いて製造される標準物質(以下「特定標準物質」という。)が計量器の標準となる特定の物象の状態の量を現示するものとして不適当となつたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。この場合において、その指定の取消に係る特定標準器について前項の規定による指定がされているときは、その指定を併せて取り消すものとする。

4 通商産業大臣は、第二項の規定による指定に係る計量器が特定標準器に代わり得るものとして計量器の校正に用いるものとして不適当となつたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

(特定標準器による校正等)

第百三十五条 特定標準器若しくは前条第二項の規定による指定に係る計量器(以下「特定標準器等」という。)又は特定標準物質を用いて行う計量器の校正又は標準物質の値付け(以下「特定標準器による校正等」という。)は、通商産業大臣、日本電気計器検定所又は通商産業大臣が指定した者(以下「指定校正機関」という。)が行う。

2 通商産業大臣は、前項の規定により通商産業大臣、日本電気計器検定所又は指定校正機関が

特定標準器による校正等を行うときは、次の事項を公示するものとする。

- 1 特定標準器による校正等を行う者
- 2 特定標準器による校正等を行う計量器又は標準物質
- 3 特定標準器による校正等に用いる特定標準器等又は特定標準物質

通商産業大臣は、前項の規定による公示に係る特定標準器による校正等を行うことができなかったときは、その旨を公示するものとする。

(証明書の交付等)

第百三十六条 通商産業大臣、日本電気計器検定所又は指定校正機関は、特定標準器による校正等を行ったときは、通商産業省令で定める事項を記載し、通商産業省令で定める標章を付した証明書を交付するものとする。

2 何人も、前項に規定する場合を除くほか、計量器の校正又は標準物質の値付け(以下「計量器の校正等」という。)に係る証明書に同項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

3 前項に規定するものほか、指定校正機関及び第百四十三条の認定を受けた者は、計量器の校正等に係る証明書以外のものに第一項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

(特定標準器による校正等の義務)

第百三十七条 通商産業大臣、日本電気計器検定所又は指定校正機関は、特定標準器による校正等を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、特定標準器による校正等を行わなければならない。

(指定の申請)

第百三十八条 第百三十五条第一項の指定は、特定標準器による校正等を行うおとする者の申請により、その業務の範囲を限って行う。

(欠格事項)

第百三十九条 次の各号の一に該当する者は、第

なる特定の物象の状態の量を現示する計量器又はこれを現示する標準物質を製造するための器具、機械若しくは装置を指定するものとする。

2 通商産業大臣は、前項の規定により計量器の標準となる特定の物象の状態の量を現示する計量器を指定する場合において、その指定に係る計量器(以下「特定標準器」という。)を計量器の校正に繰り返し用いることが不適当であると認めるときは、その特定標準器を用いて計量器の校正をされた計量器であつて、その特定標準器に代わり得るものとして計量器の校正に用いることが適当であると認めるものを併せて指定するものとする。

3 通商産業大臣は、特定標準器又は第一項の規定による指定に係る器具、機械若しくは装置を用いて製造される標準物質(以下「特定標準物質」という。)が計量器の標準となる特定の物象の状態の量を現示するものとして不適当となつたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。この場合において、その指定の取消に係る特定標準器について前項の規定による指定がされているときは、その指定を併せて取り消すものとする。

4 通商産業大臣は、第二項の規定による指定に係る計量器が特定標準器に代わり得るものとして計量器の校正に用いるものとして不適当となつたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

(特定標準器による校正等)

第百三十五条 特定標準器若しくは前条第二項の規定による指定に係る計量器(以下「特定標準器等」という。)又は特定標準物質を用いて行う計量器の校正又は標準物質の値付け(以下「特定標準器による校正等」という。)は、通商産業大臣、日本電気計器検定所又は通商産業大臣が指定した者(以下「指定校正機関」という。)が行う。

2 通商産業大臣は、前項の規定により通商産業大臣、日本電気計器検定所又は指定校正機関が

特定標準器による校正等を行うときは、次の事項を公示するものとする。

- 1 特定標準器による校正等を行う者
- 2 特定標準器による校正等を行う計量器又は標準物質
- 3 特定標準器による校正等に用いる特定標準器等又は特定標準物質

通商産業大臣は、前項の規定による公示に係る特定標準器による校正等を行うことができなかったときは、その旨を公示するものとする。

(証明書の交付等)

第百三十六条 通商産業大臣、日本電気計器検定所又は指定校正機関は、特定標準器による校正等を行ったときは、通商産業省令で定める事項を記載し、通商産業省令で定める標章を付した証明書を交付するものとする。

2 何人も、前項に規定する場合を除くほか、計量器の校正又は標準物質の値付け(以下「計量器の校正等」という。)に係る証明書に同項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

3 前項に規定するものほか、指定校正機関及び第百四十三条の認定を受けた者は、計量器の校正等に係る証明書以外のものに第一項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

(特定標準器による校正等の義務)

第百三十七条 通商産業大臣、日本電気計器検定所又は指定校正機関は、特定標準器による校正等を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、特定標準器による校正等を行わなければならない。

(指定の申請)

第百三十八条 第百三十五条第一項の指定は、特定標準器による校正等を行うおとする者の申請により、その業務の範囲を限って行う。

(欠格事項)

第百三十九条 次の各号の一に該当する者は、第

第九節 第九号 商工委員会議録第三号 平成四年三月二十五日【参議院】

第九節 第九号 商工委員会議録第三号 平成四年三月二十五日【参議院】

第九節 第九号 商工委員会議録第三号 平成四年三月二十五日【参議院】

第九節 第九号 商工委員会議録第三号 平成四年三月二十五日【参議院】

百三十五條第一項の指定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第四百四十一條の規定により第百三十五條第一項の指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者(第百三十四條第三項又は第四項の規定により同条第一項又は第二項の規定による指定が取り消されたことに伴い、第百四十一條第三号に該当するものとして第百三十五條第一項の指定を取り消された者を除く。)

三 その業務を行う役員のうち、第一号に該当する者がある者

(指定の基準)

第百四十條 通商産業大臣は、第百三十五條第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 特定標準器等を用いて計量器の校正を行うもの又は第百三十四條第一項の規定による指定に係る器具、機械若しくは装置を用いて特定標準物質を製造し、これを用いて計量器の校正若しくは標準物質の値付けを行うものであること。

二 特定標準器による校正等の業務を適確かつ円滑に行うに必要な技術的能力及び経理的基礎を有するものであること。

三 民法第三十四條の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員の構成が特定標準器による校正等の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 特定標準器による校正等の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて特定標準器による校正等が不公平になるおそれがないものであること。

(指定の取消し等)

第百四十一條 通商産業大臣は、指定校正機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて特定標準器による校正等の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ、

一 この節の規定に違反したとき。

二 第百三十九條第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 前条第一号に適合しなくなつたとき。

四 次条において準用する第三十條第一項の認可を受けた業務規程によらないで特定標準器による校正等の業務を行ったとき。

五 次条において準用する第三十條第三項又は第三十七條の規定による命令に違反したとき。

六 不正の手段により第百三十五條第一項の指定を受けたとき。

(準用)

第百四十二條 第三十條から第三十二條まで、第三十六條、第三十七條及び第百六條第二項の規定は、指定校正機関及び特定標準器による校正等に準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事又は特定市町村の長」とあるのは「通商産業大臣」と、第三十七條中「第二十八條第一号から第五号まで」とあるのは「第百四十條第二号から第四号まで」と読み替へるものとする。

第二節 特定標準器以外の計量器による校正等

(認定)

第百四十三條 計量器の校正等の事業を行う者は、通商産業省令で定める事業の区分に従い、通商産業大臣に申請して、その事業が次の各号に適合している旨の認定を受けることができる。

一 通商産業省令で定める期間内に特定標準器による校正等をされた計量器又は標準物質を用いて計量器の校正等を行うものであること。

二 計量器の校正等を適確かつ円滑に行うに必要な技術的能力を有するものであること。

三 計量器の校正等を適正に行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。

(証明書の交付)

第百四十四條 前条の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、同条第一号の特定標準器による校正等をされた計量器又は標準物質を用いて計量器の校正等を行ったときは、通商産業省令で定める事項を記載し、通商産業省令で定める標準を付した証明書を交付することができる。

2 認定事業者が自ら販売し、又は貸し渡す計量器又は標準物質について計量器の校正等を行う者である場合にあっては、その認定事業者は、前項の証明書を付して計量器又は標準物質を販売し、又は貸し渡すことができる。

3 何人も、前二項に規定する場合を除くほか、計量器の校正等に係る証明書に第一項の標準又はこれと紛らわしい標準を付してはならない。

4 前項に規定するものは、認定事業者は、計量器の校正等に係る証明書以外のものに、第一項の標準又はこれと紛らわしい標準を付してはならない。

(認定の取消し)

第百四十五條 通商産業大臣は、認定事業者が次の各号の一に該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 第百四十三條各号の一に適合しなくなつたとき。

二 不正の手段により第百四十三條の認定を受けたとき。

(準用)

第百四十六條 第四十一條、第六十五條及び第六十六條の規定は、認定事業者に準用する。

第九章 雜則

第九節 雜則

第百四十七條 通商産業大臣又は都道府県知事若

しくは特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、届出製造事業者、届出修理事業者、計量器の販売の事業を行う者、指定製造者、特殊容器輸入者、輸入事業者、計量士、認定事業者又は取引若しくは証明における計量をする者(特定商品であつてその特定物質量に密封をし、その容器又は包装にその特定物質量を表記したもの(以下「特定物質量が表記された特定商品」という。))を販売する者を含む。次条第一項において同じ。に對し、その業務に關し報告させることができる。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定検定機関又は指定校正機関に對し、その業務又は経理の状況に關し報告させることができる。

3 都道府県知事又は特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関に對し、その業務又は経理の状況に關し報告させることができる。

(立入検査)

第百四十八條 通商産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、届出製造事業者、届出修理事業者、計量器の販売の事業を行う者、指定製造者、特殊容器輸入者、輸入事業者、計量士、認定事業者又は取引若しくは証明における計量をする者の工場、事業場、営業所、事務所、事業所又は倉庫に立ち入り、計量器、計量器の検査のための器具、機械若しくは装置、特殊容器、特定物質量が表記された特定商品、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定検定機関又は指定校正機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

できる。

3 都道府県知事又は特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第一項から第三項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(計量器等の提出)

第百四十九条 通商産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、前条第一項の規定により、その職員に検査させた場合において、その所在の場所において検査させることが著しく困難であると認められる計量器、特殊容器又は特定物象量が表記された特定商品があったときは、その所有者又は占有者に対し、期限を定め、これを提出すべきことを命ずることができ

2 国又は都道府県若しくは特定市町村は、前項の規定による命令によって生じた損失を所有者又は占有者に対し補償しなければならない。

3 前項の規定により補償すべき損失は、第一項の命令により通常生ずべき損失とする。

(特定物象量の表記の抹消)

第百五十条 都道府県知事又は特定市町村の長は、第百四十八条第一項の規定により、その職員に、特定物象量が表記された特定商品を通商産業省令で定めるところにより検査させた場合において、その特定物象量の誤差が量公差を超えるときは、その特定物象量の表記を抹消することができる。

2 都道府県知事又は特定市町村の長は、前項の規定による処分をするときは、その特定商品の所有者又は占有者に対して、その理由を告知し

なければならない。

(検定証印等の除去)

第百五十一条 通商産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、第百四十八条第一項の規定により、その職員に、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されている特定計量器(第百四十六条第一項の政令で定めるものを除く。)を検査させた場合において、その特定計量器が次の各号の一に該当するときは、その特定計量器に付されている検定証印等を除去することができる。

一 その性能が通商産業省令で定める技術上の基準に適合しないこと。
二 その器差が通商産業省令で定める使用公差を超えること。

三 第七十二条第二項の政令で定める特定計量器にあっては、検定証印等がその有効期間を経過していること。

2 前項第一号に該当するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

3 第一項第二号に該当するかどうかは、通商産業省令で定める方法により、基準器(第七十一条第三項の通商産業省令で定める特定計量器の器差については、同項の通商産業省令で定める標準物質)を用いて定めるものとする。

4 通商産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、第一項の規定による処分をするときは、その特定計量器の所有者又は占有者に対して、その理由を告知しなければならない。

(合番号の除去)

第百五十二条 通商産業大臣は、第百四十八条第一項の規定により、その職員に、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されている電気計器及びこれとともに使用されている変成器を検査させた場合において、その電気計器又はこれとともに使用されている変成器が次の各号の一に該当するときは、これらに付されている第七十四条第二項又は第三項の合番号を除去することができる。

一 変成器の構造及び誤差が通商産業省令で定める技術上の基準に適合しないこと。

二 電気計器が当該変成器とともに使用される場合の誤差が通商産業省令で定める公差を超えること。

2 前項各号に該当するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

3 前条第四項の規定は、第一項の規定による処分に準用する。

(装置検査証印の除去)

第百五十三条 通商産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、第百四十八条第一項の規定により、その職員に、機械器具に装置されて取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されている車両等装置用計量器を検査させた場合において、その車両等装置用計量器が次の各号の一に該当するときは、その車両等装置用計量器に付されている第七十五条第二項の装置検査証印を除去することができる。

一 通商産業省令で定める技術上の基準に適合しないこと。

二 第七十五条第二項の装置検査証印がその有効期間を経過していること。

2 前項第一号に該当するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

3 第百五十一条第四項の規定は、第一項の規定による処分に準用する。

(立入検査によらない検定証印等の除去)

第百五十四条 第百五十一条第一項に規定する場合は、通商産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、政令で定める特定計量器であつて取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されているものが同項各号の一に該当するときは、その特定計量器に付されている検定証印等を除去することができる。

はこれとともに使用されている変成器が同項各号の一に該当するときは、これらに付されている第七十四条第二項又は第三項の合番号を除去することができる。

3 第百五十一条第二項から第四項までの規定は、第一項の場合に、同条第四項及び第百五十二条第二項の規定は前項の場合に準用する。この場合において、第百五十一条第四項中「理由」とあるのは、「時期及び理由」と読み替えるものとする。

(協議)

第百五十五条 都道府県知事及び特定市町村の長は、この法律によりその権限に属する事務の当該特定市町村の区域における執行に関し、毎年四月に、協議しなければならない。

(計量行政審議会)

第百五十六条 通商産業省に、計量行政審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、計量に関する重要な事項について、通商産業大臣の諮問に応じて答申し、又は通商産業大臣に建議する。

3 審議会は、学識経験を有する者のうちから、通商産業大臣が任命する会長一人及び委員三十人以内で組織する。

4 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

(審議会への諮問)

第百五十七条 通商産業大臣は、次の場合には、審議会に諮問しなければならない。

一 第二条第一項第二号若しくは第四項、第三条、第四条第一項若しくは第二項、第五条第二項、第十二条第二項、第十三条第一項、第十六条第一項、第五十一条第一項、第五十三条第一項、第五十七条第一項若しくは第七十二条第二項の政令、第十二条第一項の商品を定める政令又は第十九条第一項の特定計量器を定める政令又は改廃の立案をしようとするとき。

二 第一百三十四条第一項若しくは第二項の規定による指定をし、又は同条第三項若しくは第四項の規定によりこれらの指定を取り消そうとするとき。

三 第三百二十五条第一項の規定により特定標準器による校正等を行い、若しくは日本電気計器検定所若しくは指定校正機関に行わせ、又はこれらを取りやめようとするとき。

（手数料）
第五百五十八条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数を納付しなければならない。ただし、通商産業大臣、都道府県知事、特定市町村の長、日本電気計器検定所、指定定期検査機関、指定検査機関又は指定計量証明検査機関が、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による検査に用いる計量器について基準器検査を受ける場合は、この限りでない。

一 定期検査を受けようとする者
二 第十七条第一項の指定を受けようとする者
三 検査（指定検査機関が行うものを除く。）を受けようとする者

四 変成器付電気計器検査（指定検査機関が行うものを除く。）を受けようとする者
五 装置検査（指定検査機関が行うものを除く。）を受けようとする者
六 第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認を受けようとする者（第七十八条第一項（第八十一条第二項及び第八十九条第三項）において準用する場合を含む。）の試験に合格した特定計量器の型式について、これらの承認を受けようとする者を除く。

七 第八十三条第一項（第八十九条第三項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）の承認の更新を受けようとする者
八 第十六条第一項第二号の指定を受けようとする者
九 第九十一条第二項の検査を受けようとする者

十 基準器検査を受けようとする者
十一 計量証明の事業の登録を受けようとする者
十二 計量証明の事業の登録証の訂正又は再交付を受けようとする者
十三 計量証明の事業の登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求しようとする者
十四 計量証明検査を受けようとする者
十五 計量士の登録を受けようとする者
十六 計量士の登録証の訂正又は再交付を受けようとする者
十七 計量士の登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求しようとする者
十八 計量士国家試験を受けようとする者
十九 適正計量管理事業所の指定を受けようとする者
二十 第二百二十七条第三項の検査を受けようとする者
二十一 第四百四十三条の認定を受けようとする者

2 特定標準器による校正等を受けようとする者は、通商産業大臣が行う特定標準器による校正等にあつては実費を勘案して通商産業大臣が定める額の、日本電気計器検定所又は指定校正機関が行う特定標準器による校正等にあつては日本電気計器検定所又は当該指定校正機関が実費を超えない範囲内において通商産業大臣の認可を受けて定める額の手数を納めなければならない。

3 前二項の手数は、通商産業大臣が行う第七十七条第一項の指定、検定、変成器付電気計器検査、装置検査、第七十六条第一項、第八十一条第一項若しくは第八十九条第一項の承認、第八十三条第一項の承認の更新、第十六条第一項第二号の指定、基準器検査、計量士の登録、計量士の登録証の訂正若しくは再交付、計量士国家試験、適正計量管理事業所の指定、第四百四十三条の認定若しくは特定標準器による校正等を受け、又は通商産業大臣に対し計量士の登録簿

の謄本の交付若しくは閲覧を請求しようとする者の納付するものについては国庫の、特定市町村の長が行う定期検査又は第二百二十七条第三項の検査を受けようとする者の納付するものについては当該特定市町村の、日本電気計器検定所が行う検定、変成器付電気計器検査、第七十六条第一項、第八十一条第一項若しくは第八十九条第一項の承認、第八十三条第一項の承認の更新、第九十一条第二項の検査、基準器検査又は特定標準器による校正等を受けようとする者の納付するものについては日本電気計器検定所の、指定定期検査機関が行う定期検査を受けようとする者の納付するものについては当該指定定期検査機関の、指定計量証明検査機関が行う計量証明検査を受けようとする者の納付するものについては当該指定計量証明検査機関の、指定校正機関が行う特定標準器による校正等を受けようとする者の納付するものについては当該指定校正機関の、その他の者が納付するものについては当該都道府県の収入とする。

（公示）
第五百五十九条 通商産業大臣は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。
一 第十六条第一項第二号イの指定をしたとき。
二 第十六条第一項第二号ロの指定をしたとき。
三 第十七条第一項の指定をしたとき。
四 第六十六条（第六十九条第一項、第百条、第百一条第三項及び第四百四十六条）において準用する場合を含む。）の規定により指定若しくは認定が効力を失つたことを確認したとき、又は第六十七条（第六十九条第一項）において準用する場合を含む。）若しくは第六十九条第二項の規定により指定を取り消したとき。
五 第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認をしたとき。
六 第八十七条（第八十九条第四項）において準用する場合を含む。）の規定により承認が効力を失つたことを確認したとき、又は第八十八条（第八十九条第四項）において準用する場合を含む。）若しくは第八十九条第五項の規定により承認を取り消したとき。
七 第九十九条（第一百一条第三項）において準用する場合を含む。）又は第一百一条第三項において準用する第八十九条第五項の規定により指定を取り消したとき。
八 第六十六条第二項（第四百四十二条）において準用する場合を含む。）の規定による届出があつたとき。
九 第六十六条第三項において準用する第三十二条の許可をしたとき。
十 第六十六条第三項において準用する第三十八条の規定により指定を取り消し、又は検定（変成器付電気計器検査、装置検査、第七十七条第一項（第八十一条第二項及び第八十九条第三項）において準用する場合を含む。）の試験及び第九十三条第一項の調査を含む。）の業務の停止を命じたとき。
十一 第三十四条第一項又は第二項の規定による指定をしたとき。
十二 第三十四条第三項又は第四項の規定により指定を取り消したとき。
十三 第三十五条第一項の指定をしたとき。
十四 第四十一条の規定により指定を取り消し、又は特定標準器による校正等の業務の停止を命じたとき。
十五 第四十二条において準用する第三十二条の許可をしたとき。
十六 第四十三条の規定により認定を取り消したとき。
十七 第四十五条の規定により認定を取り消したとき。

2 都道府県知事は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。
一 第二十条第一項の指定をしたとき。
二 第三十二条（第二十一条第二項）において準用する場合を含む。）の許可をしたとき。
三 第三十八条（第二十一条第二項）において

の謄本の交付若しくは閲覧を請求しようとする者の納付するものについては国庫の、特定市町村の長が行う定期検査又は第二百二十七条第三項の検査を受けようとする者の納付するものについては当該特定市町村の、日本電気計器検定所が行う検定、変成器付電気計器検査、第七十六条第一項、第八十一条第一項若しくは第八十九条第一項の承認、第八十三条第一項の承認の更新、第九十一条第二項の検査、基準器検査又は特定標準器による校正等を受けようとする者の納付するものについては日本電気計器検定所の、指定定期検査機関が行う定期検査を受けようとする者の納付するものについては当該指定定期検査機関の、指定計量証明検査機関が行う計量証明検査を受けようとする者の納付するものについては当該指定計量証明検査機関の、指定校正機関が行う特定標準器による校正等を受けようとする者の納付するものについては当該指定校正機関の、その他の者が納付するものについては当該都道府県の収入とする。

（公示）
第五百五十九条 通商産業大臣は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。
一 第十六条第一項第二号イの指定をしたとき。
二 第十六条第一項第二号ロの指定をしたとき。
三 第十七条第一項の指定をしたとき。
四 第六十六条（第六十九条第一項、第百条、第百一条第三項及び第四百四十六条）において準用する場合を含む。）の規定により指定若しくは認定が効力を失つたことを確認したとき、又は第六十七条（第六十九条第一項）において準用する場合を含む。）若しくは第六十九条第二項の規定により指定を取り消したとき。
五 第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認をしたとき。
六 第八十七条（第八十九条第四項）において準用する場合を含む。）の規定により承認が効力を失つたことを確認したとき、又は第八十八条（第八十九条第四項）において準用する場合を含む。）若しくは第八十九条第五項の規定により承認を取り消したとき。
七 第九十九条（第一百一条第三項）において準用する場合を含む。）又は第一百一条第三項において準用する第八十九条第五項の規定により指定を取り消したとき。
八 第六十六条第二項（第四百四十二条）において準用する場合を含む。）の規定による届出があつたとき。
九 第六十六条第三項において準用する第三十二条の許可をしたとき。
十 第六十六条第三項において準用する第三十八条の規定により指定を取り消し、又は検定（変成器付電気計器検査、装置検査、第七十七条第一項（第八十一条第二項及び第八十九条第三項）において準用する場合を含む。）の試験及び第九十三条第一項の調査を含む。）の業務の停止を命じたとき。
十一 第三十四条第一項又は第二項の規定による指定をしたとき。
十二 第三十四条第三項又は第四項の規定により指定を取り消したとき。
十三 第三十五条第一項の指定をしたとき。
十四 第四十一条の規定により指定を取り消し、又は特定標準器による校正等の業務の停止を命じたとき。
十五 第四十二条において準用する第三十二条の許可をしたとき。
十六 第四十三条の規定により認定を取り消したとき。
十七 第四十五条の規定により認定を取り消したとき。

2 都道府県知事は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。
一 第二十条第一項の指定をしたとき。
二 第三十二条（第二十一条第二項）において準用する場合を含む。）の許可をしたとき。
三 第三十八条（第二十一条第二項）において

の謄本の交付若しくは閲覧を請求しようとする者の納付するものについては国庫の、特定市町村の長が行う定期検査又は第二百二十七条第三項の検査を受けようとする者の納付するものについては当該特定市町村の、日本電気計器検定所が行う検定、変成器付電気計器検査、第七十六条第一項、第八十一条第一項若しくは第八十九条第一項の承認、第八十三条第一項の承認の更新、第九十一条第二項の検査、基準器検査又は特定標準器による校正等を受けようとする者の納付するものについては日本電気計器検定所の、指定定期検査機関が行う定期検査を受けようとする者の納付するものについては当該指定定期検査機関の、指定計量証明検査機関が行う計量証明検査を受けようとする者の納付するものについては当該指定計量証明検査機関の、指定校正機関が行う特定標準器による校正等を受けようとする者の納付するものについては当該指定校正機関の、その他の者が納付するものについては当該都道府県の収入とする。

（公示）
第五百五十九条 通商産業大臣は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。
一 第十六条第一項第二号イの指定をしたとき。
二 第十六条第一項第二号ロの指定をしたとき。
三 第十七条第一項の指定をしたとき。
四 第六十六条（第六十九条第一項、第百条、第百一条第三項及び第四百四十六条）において準用する場合を含む。）の規定により指定若しくは認定が効力を失つたことを確認したとき、又は第六十七条（第六十九条第一項）において準用する場合を含む。）若しくは第六十九条第二項の規定により指定を取り消したとき。
五 第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認をしたとき。
六 第八十七条（第八十九条第四項）において準用する場合を含む。）の規定により承認が効力を失つたことを確認したとき、又は第八十八条（第八十九条第四項）において準用する場合を含む。）若しくは第八十九条第五項の規定により承認を取り消したとき。
七 第九十九条（第一百一条第三項）において準用する場合を含む。）又は第一百一条第三項において準用する第八十九条第五項の規定により指定を取り消したとき。
八 第六十六条第二項（第四百四十二条）において準用する場合を含む。）の規定による届出があつたとき。
九 第六十六条第三項において準用する第三十二条の許可をしたとき。
十 第六十六条第三項において準用する第三十八条の規定により指定を取り消し、又は検定（変成器付電気計器検査、装置検査、第七十七条第一項（第八十一条第二項及び第八十九条第三項）において準用する場合を含む。）の試験及び第九十三条第一項の調査を含む。）の業務の停止を命じたとき。
十一 第三十四条第一項又は第二項の規定による指定をしたとき。
十二 第三十四条第三項又は第四項の規定により指定を取り消したとき。
十三 第三十五条第一項の指定をしたとき。
十四 第四十一条の規定により指定を取り消し、又は特定標準器による校正等の業務の停止を命じたとき。
十五 第四十二条において準用する第三十二条の許可をしたとき。
十六 第四十三条の規定により認定を取り消したとき。
十七 第四十五条の規定により認定を取り消したとき。

2 都道府県知事は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。
一 第二十条第一項の指定をしたとき。
二 第三十二条（第二十一条第二項）において準用する場合を含む。）の許可をしたとき。
三 第三十八条（第二十一条第二項）において

の謄本の交付若しくは閲覧を請求しようとする者の納付するものについては国庫の、特定市町村の長が行う定期検査又は第二百二十七条第三項の検査を受けようとする者の納付するものについては当該特定市町村の、日本電気計器検定所が行う検定、変成器付電気計器検査、第七十六条第一項、第八十一条第一項若しくは第八十九条第一項の承認、第八十三条第一項の承認の更新、第九十一条第二項の検査、基準器検査又は特定標準器による校正等を受けようとする者の納付するものについては日本電気計器検定所の、指定定期検査機関が行う定期検査を受けようとする者の納付するものについては当該指定定期検査機関の、指定計量証明検査機関が行う計量証明検査を受けようとする者の納付するものについては当該指定計量証明検査機関の、指定校正機関が行う特定標準器による校正等を受けようとする者の納付するものについては当該指定校正機関の、その他の者が納付するものについては当該都道府県の収入とする。

準用する場合を含む。の規定により指定を取り消し、又は定期検査若しくは計量証明検査の業務の停止を命じたとき。

四 第三十九条第一項(第二百一十一条第二項において準用する場合を含む。の規定により定期検査又は計量証明検査の全部又は一部を自ら行うこととするとき。

五 第一百七十七条第一項の指定をしたとき。
3 特定市町村の長は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。
一 第二十条第一項の指定をしたとき。
二 第三十二条の許可をしたとき。
三 第三十八条の規定により指定を取り消し、又は定期検査の業務の停止を命じたとき。
四 第三十九条第一項の規定により定期検査の全部又は一部を自ら行うこととするとき。
4 日本電気計器検定所は、第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(検定等をするべき期限)
第六十条 通商産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は指定検定機関は、検定、変成器付電気計器検査、装置検査若しくは基準器検査又は第七十六条第一項、第八十一条第一項若しくは第八十九条第一項の承認の申請があったときは、通商産業省令で定める期間以内に合格若しくは不合格の処分又は承認若しくは不承認の処分をしなければならない。

2 指定検定機関は、第七十八条第一項(第八十一条第二項及び第八十九条第三項において準用する場合を含む。の試験を行うことを求められたときは、通商産業省令で定める期間以内に合格又は不合格の判定をしなければならない。
第六十一条 通商産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は指定検定機関は、前条第一項に規定する場合において、不合格又は不承認の処分をしたときは、その申請をした者に対して

し、その理由を通知しなければならない。指定検定機関が同条第二項に規定する試験を行い、不合格の判定をしたときも、同様とする。
2 都道府県知事、特定市町村の長、指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関は、定期検査又は計量証明検査を行った場合において、不合格の処分をしたときは、その申請をした者に対して、その理由を通知しなければならない。
(聴聞)
第六十二条 通商産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、第三十八条(第六百六条第三項及び第六百一十一条第二項において準用する場合を含む。)、第六十七条(第六十九条第一項において準用する場合を含む。)、第六十九条第二項、第八十八条(第八十九条第四項において準用する場合を含む。)、第八十九条第五項(第九十一条第三項において準用する場合を含む。)、第九十九条(第一百一条第三項において準用する場合を含む。)、第一百零三条、第一百二十三条、第二百三十二条、第二百四十一条又は第二百四十五条の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対して相当な期間を置いて予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。
3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。
(審査庁)
第六十三条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による市町村の庁の処分又は不作為についての審査請求は、通商産業大臣に対してするものとする。

2 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による日本電気計器検定所、指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関又は指定校正機関の処分又は不作為については不服がある

者は、通商産業大臣に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。
(不服申立ての手続における聴聞)
第六十四条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定(却下の裁決又は決定を除く)は、第六十二条の例により公開による聴聞をした後にしなければならない。
(計量調査官)
第六十五条 通商産業大臣は、その職員であつて通商産業省令で定める資格を有するものうちから、計量調査官を任命し、不服申立てに関する事務に従事させるものとする。
(計量教習所)
第六十六条 通商産業省の本省に計量教習所を置く。
2 計量教習所は、計量に関する事務に従事する通商産業省、都道府県、市町村、指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び指定校正機関の職員並びに計量士になろうとする者に対し、必要な技術及び実務を教授する機関とする。
3 計量教習所の教習を受講しなければならない職員の範囲は、政令で定める。
4 前三項に規定するもののほか、計量教習所に必要事項は、通商産業省令で定める。
(検定用具等の貸付け)
第六十七条 通商産業大臣は、定期検査、検定、装置検査、基準器検査、計量証明検査又は第六十八条第一項の規定による検査に必要な用具であつて、通商産業省令で定めるもの(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)の適用を受けるものを除く)を都道府県知事又は特定市町村の長に無償で貸し付けなければならない。

(経過措置)
第六十八条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令

で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。
(権限の委任)
第六十九条 この法律の規定により通商産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、通商産業局長又は都道府県知事に行わせることができる。
2 都道府県知事は、第十条第一項又は第十二条から第十四条までの規定の実施を確保するために特に必要があると認めるときは、特定市町村以外の市町村の長に、第十条第二項若しくは第三項、第十五条、第四十八条第一項(第十条第二項若しくは第三項又は第十五条に係る部分に限る)又は第五十条の規定による権限を行わせることができる。
第十章 罰則
第七十条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 第五十七条第一項若しくは第二項又は第七十七条の規定に違反した者
二 第七十一条の規定による命令に違反した者
第七十一条 第三十八条(第六百六条第三項及び第六百一十一条第二項において準用する場合を含む)又は第四十一条の規定による業務の停止の命令に違反した場合においては、その違反行為をした指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関又は指定校正機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
第七十二条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 第六十一条第一項から第三項まで、第七十一条第二項、第四十九条第一項若しくは第三項、第六十八条、第九十七条第二項又は第六十六条第一項若しくは第二項の規定に違反した者

二 第六十三條第三項、第八十四條第三項又は第九十七條第一項の規定に違反して表示を付した者
第七十三條 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第八條第一項若しくは第二項、第九條第一項、第十八條第二項、第十九條第一項若しくは第二項、第四十九條第二項、第六十三條第二項、第八十五條又は第九十四條の規定に違反した者
二 第十五條第三項、第五十六條、第六十四條、第八十六條、第九十八條、第一百十一條、第一百二十三條又は第九十一條の規定による命令に違反した者

三 第二十五條第三項(第百二十條第二項において準用する場合を含む。)(の規定に違反して、第二十三條第一項各号に適合する旨を証明書に記載した計量士
四 第五十條第三項又は第五十四條第三項の規定に違反して表示を付した者
五 第五十四條第一項の規定に違反して表示を付さなかつた者
六 第五十五條の規定に違反して特定計量器を販売し、又は販売の目的で陳列した者
七 第九十五條第二項の規定に違反して検査を行わず、検査記録を作成せず、虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかつた者

八 第九十九條の規定に違反して検査の結果を記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
九 第九十條第二項の規定に違反して標識を掲げた者
十 第九十三條第二項又は第九十四條第三項の規定に違反して標章を付した者
第七十四條 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十條第一項、第四十六條第一項又は第五十一條第一項の規定に違反した者

二 第四十四條、第四十八條又は第五十二條第四項の規定による命令に違反した者
第七十五條 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第四十七條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
三 第四十八條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
四 第四十九條第一項の規定による命令に違反した者
五 第五十條第一項、第五十一條第一項、第五十二條第一項又は第五十三條第一項の規定による処分を拒み、妨げ、又は忌避した者

第七十六條 次の各号の一に掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定定期検査機関、指定検査機関、指定計量証明検査機関又は指定校正機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第三十一條(第百六條第三項、第百二十一條第二項及び第百四十二條において準用する場合を含む。)(の規定に違反して第三十一條に規定する事項を記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき
二 第三十二條(第百六條第三項、第百二十一條第二項及び第百四十二條において準用する場合を含む。)(の許可を受けずに定期検査、検定(変成器付電気計器検査、装置検査、第七十八條第一項(第八十一條第二項及び第八十九條第三項において準用する場合を含む。)(の試験及び第九十三條第一項の調査を含む。)(計量証明検査又は特定標準器による校正等の業務の全部を廃止したとき
三 第四十七條第二項又は第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき

四 第四十八條第二項又は第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき
第七十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第七十條又は第七十二条から第七十五條までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本條の罰金刑を科する。
第七十八條 第六十二條第一項(第百四十四條及び第百三十三條において準用する場合を含む。)(及び第七十九條第一項(第八十一條第三項において準用する場合を含む。)(又は第九十四條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。
第七十九條 第四十二條第一項(第四十六條第二項及び第五十一條第二項において準用する場合を含む。)(、第四十五條第一項(第四十六條第二項及び第五十一條第二項において準用する場合を含む。)(又は第六十五條(第百四十四條、第百三十三條及び第百四十六條において準用する場合を含む。)(の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(計量法施行法の廃止)
第二条 計量法施行法(昭和二十六年法律第二百八号。以下「旧施行法」という。)(は、廃止する。
(計量単位)
第三条 附則別表第一の下欄に掲げる計量単位及びこれに十の整数乗を乗じたものを表す計量単位であつて政令で定めるものは、平成七年九月三十日までは、同表の上欄に掲げる物象の状態の量の改正後の計量法(以下「新法」という。)(第

八條第一項の法定計量単位(以下単に「法定計量単位」という。)(とみなす。
2 附則別表第二の下欄に掲げる計量単位及びこれに十の整数乗を乗じたものを表す計量単位であつて政令で定めるものは、平成九年九月三十日までは、同表の上欄に掲げる物象の状態の量の法定計量単位とみなす。
3 附則別表第三の下欄に掲げる計量単位及びこれに十の整数乗を乗じたものを表す計量単位であつて政令で定めるものは、平成十一年九月三十日までは、同表の上欄に掲げる物象の状態の量の法定計量単位とみなす。
4 前三項に規定する計量単位の定義は、政令で定める。
第四条 前条第一項から第三項までに規定する計量単位については、これらの規定で定める期日後においても、政令でなお法定計量単位とみなすことができる。
2 前項の場合においては、その政令で当該計量単位を法定計量単位とみなす期限並びにこれを用いることができる取引又は証明の範囲及びこれを用いる方法を定めなければならない。
(ヤードポンド法による計量単位)
第五条 ヤードポンド法による計量単位及びその定義は、政令で定める。
2 前項の政令で定めるヤードポンド法による計量単位は、次に掲げる取引又は証明に用いる場合にあつては、当分の間、法定計量単位とみなす。

一 航空機の運航に関する取引又は証明その他の航空に関する取引又は証明であつて政令で定めるもの
二 その物象の状態の量が前項の政令で定めるヤードポンド法による計量単位により表記されて輸入された商品であつて政令で定めるものに係る取引又は証明
(仏馬力)
第六条 仏馬力は、内燃機関に関する取引又は証明その他の政令で定める取引又は証明に用いる

一 航空機の運航に関する取引又は証明その他の航空に関する取引又は証明であつて政令で定めるもの
二 その物象の状態の量が前項の政令で定めるヤードポンド法による計量単位により表記されて輸入された商品であつて政令で定めるものに係る取引又は証明
(仏馬力)
第六条 仏馬力は、内燃機関に関する取引又は証明その他の政令で定める取引又は証明に用いる

一 航空機の運航に関する取引又は証明その他の航空に関する取引又は証明であつて政令で定めるもの
二 その物象の状態の量が前項の政令で定めるヤードポンド法による計量単位により表記されて輸入された商品であつて政令で定めるものに係る取引又は証明
(仏馬力)
第六条 仏馬力は、内燃機関に関する取引又は証明その他の政令で定める取引又は証明に用いる

場合にあっては、当分の間、工事の法定計量單位をみなす。

2 仏馬力の定義は、政令で定める。
(記号)

第七條 附則第三條第一項から第三項まで、第五條第一項及び前條第一項に規定する計量單位の記号であつて、計量單位の記号による表記において標準となるべきものは、通商産業省令で定める。
(計量單位の表示等)

第八條 附則第三條第一項から第三項までに規定する期日以前に、これらの規定で定める計量單位による表示を文書に記載し、又は商品その他の物件に付したときは、その表示は、新法第八條第一項の規定にかかわらず、当該期日後においても、取引又は証明に用いることができる。
2 次條第一項に規定する計量器については、新法第八條第一項の規定にかかわらず、附則第三條第一項から第三項までに規定する期日後においても、これを使用して新法第二條第三項の政令で定める計量器をすることができ、

3 旧施行法第三條、第六條第一項、第九條第一項又は第十條第一項に規定する期日以前に、文書に記載し、又は商品その他の物件に付した旧施行法第四條、第五條、第七條、第八條、第九條第一項又は第十條第一項に規定する計量單位による表示は、新法第八條第一項の規定にかかわらず、取引又は証明に用いることができる。
(計量器)

第九條 附則第三條第一項から第三項までに規定する計量單位による目盛又は表記を付した計量器であつて、その目盛又は表記が、同條第一項から第三項までに規定する期日以前に付されたものについては、新法第九條第一項の規定は、適用しない。
2 附則第五條第一項又は第六條第一項に規定する計量單位による目盛又は表記を付した計量器であつて政令で定めるものについては、当分の間、新法第九條第一項の規定は、適用しない。

(定期検査)
第十條 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の属する年に行われる新法第十九條第一項の定期検査についての同項の規定の適用については、同項第三号中「付されている特定計量器」とあるのは、「付されている特定計量器及び計量法(昭和二十六年法律第二百七号。以下「旧法」という。)第三百三十六條若しくは第五百五十一條の検査済証印又は旧法第四百四十六條の定期検査済証印であつて、当該定期検査を行う年と同一の年を表示する数字が付されている特定計量器」とする。

2 施行日前に改正前の計量法(以下「旧法」という。)第四百四十三條の規定によりその期日及び場所が公示され、施行日以後に行われる定期検査の合格条件については、なお従前の例による。
(製造の事業)

第十一條 この法律の施行の際現に旧法第十三條の登録を受けている者は、施行日に、その登録に係る同條の通商産業省令で定める事業の区分に属する特定計量器が属する新法第四十條第一項の通商産業省令で定める事業の区分について、同項の規定による届出をしたものとみなす。
(修理の事業)

第十二條 この法律の施行の際現に旧法第三十一條の登録を受けている者は、その登録に係る同條の通商産業省令で定める事業の区分に属する特定計量器が属する新法第四十六條第一項の通商産業省令で定める事業の区分について、同項の規定による届出をしたものとみなす。
(販売の事業)

第十三條 この法律の施行の際現に旧法第四十七條第一項の登録を受けている者は、その登録に係る同項の通商産業省令で定める事業の区分に属する特定計量器が属する新法第五十一條第一項の通商産業省令で定める事業の区分について、同項の規定による届出をしたものとみなす。
2 施行日前にした旧法第四十七條第二項の規定による届出に係る特定計量器の販売の事業につ

いては、新法第五十一條第一項の規定は、適用しない。
(検定の申請等)

第十四條 施行日前にされた旧法第八十六條の検定若しくは旧法第六十六條の基準器検査の申請であつて、この法律の施行の際、合格若しくは不合格の処分がなされていないもの又は施行日前にされた旧法第九十五條、第九十六條の第三項若しくは第九十六條の十の二第一項の承認、旧法第一百十三條の登録若しくは旧法第七十三條、第八十一條の二若しくは第八十一條の十の二第一項の指定の申請であつて、この法律の施行の際承認、登録若しくは指定をするかどうかの処分がなされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。
2 施行日前にされた旧法第九十六條の二第一項、第九十六條の三第二項又は第九十六條の十の二第二項の試験の申請であつて、この法律の施行の際、合格又は不合格の判定がなされていないものについての合格又は不合格の判定については、なお従前の例による。
(検定証印)

第十五條 旧法第九十一條第一項の規定により付された検定証印は、新法第七十二條第一項の検定証印とみなす。この場合において、同條第二項の政令で定める特定計量器に付された旧法第九十一條第一項の検定証印の有効期間は、これに表示された同條第二項の有効期間の満了の日までとする。
2 附則第二十九條第二項の規定により新法第八十四條第一項(新法第八十九條第四項において準用する場合を含む。)の表示とみなされた旧法第九十六條の六第一項又は第九十六條の十の三第一項の型式承認番号が付された新法第五十條第一項の政令で定める特定計量器についての新法第七十一條第二項の適用については、同項中「第八十四條第一項の表示が付されてから」とあるのは、「この法律の施行の日から」とする。
(合番号)

第十六條 旧法第九十一條第四項の規定により、電氣計器及びこれとともに使用される変成器に付された合番号は、新法第七十四條第二項又は第三項の合番号とみなす。
(装置検査)

第十七條 附則第十五條第一項の規定により新法第七十二條第一項の検定証印とみなされた旧法第九十一條第一項の検定証印が付されている車両等装置用計量器については、当該検定証印の有効期間の満了の日までは、新法第十六條第三項の規定は、適用しない。
(型式の承認)

第十八條 この法律の施行の際現に旧法第九十五條、第九十六條の三第一項又は第九十六條の十の二第一項の承認を受けている者(計量法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百十二号)附則第十四條の規定により旧法の規定による承認を受けたとみなされた者を含む。)は、当該承認に係る型式について、施行日に、新法第七十六條第一項、第八十一條第一項又は第八十九條第一項の承認を受けたものとみなす。
2 前項の規定により新法第七十六條第一項又は第八十一條第一項の新法第八十條ただし書又は第八十二條ただし書の適用については、これらの規定中「あらかじめ」とあるのは、「この法律の施行の日から六十日以内」とする。
(指定製造事業者)

第十九條 新法第十六條第一項第二号口の指定は、新法第四十條第一項の通商産業省令で定める事業の区分ごとに特定計量器の製造に係る品質管理の状況を勘案して政令で定める日以後に行う。
2 前項の政令で定める日は、施行日から起算して五年を超えない。
(比較検査)

第二十條 通商産業大臣は、当分の間、政令で定める特定計量器の比較検査を行うことができる。
2 前項の規定により通商産業大臣が比較検査を行う場合においては、旧法第九十九條第一項

第一号を除く)、第百一条第一項、第百二条及び第百四条の規定は、当該比較検査について、なおその効力を有する。この場合において、旧法第九十九条第一項第三号中「政令」とあるのは「通商産業省令」と、旧法第百四条第一項中「第八十八条第一項第一号から第三号まで」とあるのは「第八十八条第一項第二号及び第三号」とする。

3 新法第六十条第一項及び第百六十一条第一項の規定は、比較検査に準用する。

4 施行日前に旧法第百一条第一項の規定により付された比較検査証印(比較検査の有効期間を経過していないものに限る。)及び施行日以後に第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条第一項の規定により付された比較検査証印は、新法第十六条第一項、第四十九条第一項、第七十二条第四項、第百八十八条第一項、第百九十九条第三項及び第百五十一条第一項の適用については、新法第七十二条第一項の検定証印とみなす。

5 第一項の比較検査を受けようとする者は、実費を動案して政令で定める金額の手料を納付しなければならない。

(基準器検査)

第二十一条 旧法第九十九条の規定により付された基準器検査証印は、新法第百四条第一項の基準器検査証印とみなす。この場合において、当該基準器検査証印の有効期間は、旧法第八十八条の有効期間の満了の日までとする。

(計量証明の事業)

第二十二條 この法律の施行の際現に旧法第百一十三條の登録を受けている者は、施行日に、その登録に係る同條の通商産業省令で定める事業の区分に属する事業が属する新法第百七條の通商産業省令で定める事業の区分について、同條の規定による登録を受けたものとみなす。

2 前項の規定により新法第百七條の登録を受けたものとみなされた旧法第百一十三條の登録を受けている者についての新法第百十六條第一項

の規定の適用については、同項中「第百七條の登録を受けた日」とあるのは、「この法律の施行の日前最後に旧法第百三十二條第一項の検査を受けた日」とする。

(計量士國家試験)

第二十三條 施行日前に旧法第百六十九條の計量士國家試験に合格した者(計量法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第四十二号)附則第八項の規定により旧法の規定による計量士國家試験に合格したとみなされた者を含む。)は、新法第百二十五條の計量士國家試験に合格したものとみなす。

(計量器使用事業場)

第二十四條 この法律の施行の際現に旧法第百七十三條の指定を受けている者は、新法第百二十七條第一項の指定を受けたものとみなす。

(計量行政審議会)

第二十五條 旧法第百二十八條の規定により置かれた計量行政審議会並びにその会長及び委員は、施行日において、新法第百五十六條第一項の規定により置かれた計量行政審議会並びにその会長及び委員となり、同一性をもって存続するものとする。

(講習)

第二十六條 施行日前に旧法第百二十四條の計量講習所の課程を修了した者(旧施行法第六十八條の規定により旧法第百二十四條の計量講習所の課程を修了したとみなされた者を含む。)は、新法第百六十六條の計量講習所の課程を修了したものとみなす。

(再検査及び不服申立て)

第二十七條 施行日前に申請された再検査並びに施行日前にされた異議申立て及び審査請求については、なお従前の例による。

(欠格事由)

第二十八條 旧法第二十七條の規定による登録の取消しは、新法第七十七條第一項又は第九十二条第一項の規定の適用については、新法第八十八条の規定による承認の取消し又は新法第九十

九條の規定による指定の取消しとみなす。

2 旧法又はこれに基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられた者は、新法第二十七條(新法第百六條第三項及び第百二十一條第二項において準用する場合を含む。)、第九十二条第一項(新法第百一条第三項、第百十四條及び第百三十三條において準用する場合を含む。)、第百二十二條第三項及び第百三十九條の適用については、新法又はこれに基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられたものとみなす。

(処分等)

第二十九條 施行日前に旧法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法又はこれに基づく命令の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法又はこれに基づく命令の相当の規定によつてしたものとみなす。

2 施行日前に旧法又はこれに基づく命令の規定によつて付された表示又は交付された書面であつて、新法又はこれに基づく命令の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法又はこれに基づく命令の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則の適用)

第三十條 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三十一條 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第三十二條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号九十四を次のように改める。

(九十四) 計量法(平成四年法律第九号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、特定計量器の定期検査、検定及び装置検査並びに基準器検査を行い、特定計量器の修理又は販売の事業及び輸出計量器の製造等に関する届出を受理し、並びに計量証明の事業を登録する等の事務を行い、並びに特定計量器の製造事業者等から必要な報告を求め、又は職員をして工場等に立入検査させる等適正な計量の確保上必要な措置を講ずること。

ろにより、特定計量器の定期検査、検定及び装置検査並びに基準器検査を行い、特定計量器の修理又は販売の事業及び輸出計量器の製造等に関する届出を受理し、並びに計量証明の事業を登録する等の事務を行い、並びに特定計量器の製造事業者等から必要な報告を求め、又は職員をして工場等に立入検査させる等適正な計量の確保上必要な措置を講ずること。

別表第四第二号(三十六)中、「計量器を」と、「特定計量器」に、「実施し、及び計量器を」を行い、及び特定計量器に、「計量器の取締上」を適正な計量の確保上」に改め、同号(三十七)中「計量器の種類及び」を「特定計量器の」に改める。

別表第五第一号の表検定所の項を削る。

別表第六第一号(一)及び(二)の表中「計量器の検定等」を「計量に関する」に、「計量法第百二十五條」を「計量法第百六十六條第三項の規定に基づく政令」に改める。

(気象業務法の一部改正)

第三十三條 気象業務法(昭和二十七年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第九條中「又は計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四章第三節の比較検査(政府機関、地方公共団体、電気事業法第一条第六項に規定する電気事業者及び第七條第一項の船舶以外の者の受けるものに限る。)」を削り、「但しを、ただし」に改める。

(日本電気計器検定所法の一部改正)

第三十四條 日本電気計器検定所法(昭和三十九年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第一項第一号を次のように改める。

一 電気計器(これとともに使用される変成器を含む。)について、計量法(平成四年法律第九号)第十六條第一項第二号イの検定、同條第二項の変成器付電気計器検査、

同法第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認、同法第九十一条第二項の検査、同法第二百二十五条第一項の基準器検査及び同法第二百二十五条第一項の特定標準器による校正等(以下「検定等」という。)を行うこと。

第二十五条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

(船舶のトン数の測定に関する法律の一部改正)

第三十五条 船舶のトン数の測定に関する法律(昭和五十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第六條第一項第二号に規定する」を「計量法(平成四年法律第一号)別表第一の

附則別表第一

物象の状態の量	計量単位
力	計量単位
仕事	ダイン
熱量	エルグ
中性子放出率	重量キログラムメートル エルグ
放射能	中性子毎秒 中性子毎分 壊変毎秒 壊変毎分

附則別表第二

物象の状態の量	計量単位
長さ	マイクロン
周波数	サイクル又はサイクル毎秒
磁界の強さ	アンペア回数毎メートル エルステッド
起磁力	アンペア回数
磁束密度	ガンマ ガウス
磁束	マクスウェル
音圧レベル	ホン
濃度	規定

質量の項に掲げる」に改める。

(工業技術院設置法の一部改正)

第三十六条 工業技術院設置法(昭和二十三年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「キログラム原器、カンデラの標準器、オームの標準器、壊変毎秒の標準器、中性子毎秒の標準器、クーロン毎キログラムの標準器及びホンの標準器」を「政令で定める標準器」に、「並びに」を「及び」に改める。

(通商産業省設置法の一部改正)

第三十七条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二十五号中「計量器の製造事業者等」を「計量証明事業者」に改める。

第二十条中「第二十五号」を削る。

附則別表第三

物象の状態の量	計量単位
力	重量キログラム 重量グラム 重量トン
力のモーメント	重量キログラムメートル
圧力	重量キログラム毎平方メートル 重量グラム毎平方メートル 水銀柱メートル 水柱メートル
応力	重量キログラム毎平方メートル 重量グラム毎平方メートル
仕事	重量キログラムメートル
工率	重量キログラムメートル毎秒
熱量	カロリー
熱伝導率	カロリー毎秒毎メートル毎度 カロリー毎時毎メートル毎度
比熱容量	カロリー毎キログラム毎度

別表第一(第三条関係)

物象の状態の量	計量単位
長さ	メートル
質量	キログラム グラム トン
時間	秒 分 時
電流	アンペア
温度	ケルビン セルシウス度又は度
物質重	モル
光度	カンデラ
角度	ラジアン 度 秒 分
立体角	ステラジアン
面積	平方メートル
体積	立方メートル リットル
角速度	ラジアン毎秒
角加速度	ラジアン毎秒毎秒
速さ	メートル毎秒 メートル毎時

加速度	メートル毎秒毎秒	磁束密度	テスラ又はウェーバ毎平方メートル
周波数	ヘルツ	磁束	ウェーバ
回転速度	毎秒 毎分 毎時	インダクタンス	ヘンリー
波数	毎メートル	電気抵抗	オーム
密度	キログラム毎立方メートル グラム毎立方メートル グラム毎リットル	電気のコンダクタンス	ジトメン
力	ニュートン	インピーダンス	オーム
力のモーメント	ニュートンメートル	電力	ワット
圧力	パスカル又はニュートン毎平方メートル パスカル又はニュートン毎平方メートル パスカル又はニュートン毎平方メートル	電力量	ジュール又はワット秒 ワット時
応力	パスカル又はニュートン毎平方メートル	電磁波の電力密度	ワット毎平方メートル
粘度	パスカル秒又はニュートン秒毎平方メートル	放射強度	ワット毎ステラジアン
動粘度	平方メートル毎秒	光束	ルーメン
仕事	ジュール又はワット秒 ワット時	輝度	カンデラ毎平方メートル
工率	ワット	照度	ルクス
質量流量	キログラム毎秒 キログラム毎分 キログラム毎時 トン毎時 トン毎分	音響パワー	ワット
流量	立方メートル毎秒 立方メートル毎分 立方メートル毎時 リットル毎秒 リットル毎分 リットル毎時	濃度	モル毎立方メートル モル毎リットル モル毎グラム モル毎リットル グラム毎立方メートル グラム毎リットル
熱量	ジュール又はワット秒 ワット時	中性子放出率	毎秒 毎分
熱伝導率	ワット毎メートル毎ケルビン又はワット毎メートル毎度	放射能	ベクレル キュリー
比熱容量	ジュール毎キログラム毎ケルビン又はジュール毎キログラム毎度	吸収線量率	グレイ毎秒 グレイ毎分 グレイ毎時 ラド毎秒 ラド毎分 ラド毎時
エントロピー	ジュール毎ケルビン	カーマ	グレイ
電気量	クーロン	カーマ率	グレイ毎秒 グレイ毎分 グレイ毎時
電界の強さ	ボルト毎メートル	照射線量	クーロン毎キログラム レントゲン
電圧	ボルト	照射線量率	クーロン毎キログラム毎秒 クーロン毎キログラム毎分 クーロン毎キログラム毎時 レントゲン毎分 レントゲン毎時
起電力	ボルト	線量当量	シーベルト レム
静電容量	ファラド	線量当量率	シーベルト毎秒 レム毎秒 シーベルト毎分 レム毎分 シーベルト毎時 レム毎時
磁界の強さ	アンペア毎メートル		
起磁力	アンペア		

別表第二(第四条関係)

対象の状態の量	計	量	単	位
無効電力	パーセント			
皮相電力	ボルトアンペア			
無効電力量	ワット			
皮相電力量	ボルトアンペア			
電磁波の減衰量	デシベル			
音圧レベル	デシベル			
振動加速度レベル	デシベル			

別表第三(第四条関係)

対象の状態の量	計	量	単	位
回転速度	回毎分			回毎時
圧力	気圧			
粘度	ポアズ			
動粘度	ストークス			
濃度	質量百分率	質量千分率	質量百分率	質量十億分率
	体積百分率	体積千分率	体積百分率	体積十億分率
	ピーエッチ			

三月十七日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、特定債権等に係る事業の規制に関する法律案

特定債権等に係る事業の規制に関する法律案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 特定債権等の譲渡等

第一節 特定債権等の譲渡(第三条―第十一條)

第二節 指定調査機関(第十二条―第二十九條)

第三章 特定債権等譲受業

第一節 許可(第三十条―第四十二条)

第二節 業務(第四十三条―第四十五条)

第三節 監督(第四十六条―第五十一条)

第四章 小口債権販売業

第一節 許可(第五十二条―第五十四条)

第二節 業務(第五十五条―第六十四条)

第三節 監督(第六十五条)

第五章 雑則(第六十六条―第七十四条)

第六章 罰則(第七十五条―第八十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、特定債権等に係る譲渡及び譲受けの事業並びに特定債権等に係る小口債権

の販売の事業を営む者について許可その他の必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営を確保し、もって特定債権等に係るこれらの事業を公正かつ円滑にするとともに、投資者の保護を図ることを目的とする。

第二条 この法律において「特定債権」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 機械類その他の物品を使用させる契約であつてその使用させる期間(以下「使用期間」という。)が一年を超えるものであり、かつ、使用期間の開始の日(以下「使用開始日」という。)以後又は使用開始日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる定めがないものに基づいて、当該物品を使用させること(以下「金銭債権」という。)
- 二 それと引換えに、又はそれを指示して特定の販売業者から商品を購入することができる証券その他の物(以下「証券等」という。)をこれにより商品を購入しようとする者(以下「利用者」という。)に交付し、当該利用者がその証券等と引換えに、又はそれを提示して特定の販売業者から商品を購入した場合において、その代金に相当する金額を当該販売業者に交付し、当該利用者から、二月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分割して当該金額を受領することを約する契約に基づいて、当該利用者に対し生ずる金銭債権

三 証券等を利用することなく、特定の販売業者が行う購入者への商品の販売を条件として、その代金の全部又は一部に相当する金額を当該販売業者に交付し、当該購入者から、二月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分割して当該金額を受領することを約する契約に基づいて、当該購入者に対し生ずる金銭債権

四 証券等を利用者に交付し、当該利用者がその証券等と引換えに、又はそれを提示して特定の販売業者から商品を購入した場合において、その代金に相当する金額を当該販売業者に交付し、当該利用者からあらかじめ定められた時期ごとに、その代金の合計額を基礎としてあらかじめ定められた方法により算定して得た金額を受領することを約する契約に基づいて、当該利用者に対し生ずる金銭債権

の証券等と引換えに、又はそれを提示して特定の販売業者から商品を購入した場合において、その代金に相当する金額を当該販売業者に交付し、当該利用者からあらかじめ定められた時期ごとに、その代金の合計額を基礎としてあらかじめ定められた方法により算定して得た金額を受領することを約する契約に基づいて、当該利用者に対し生ずる金銭債権

- 五 前各号に規定する契約に類する契約として政令で定めるものに基づいて生ずる金銭債権
- この法律において「特定債権等」とは、特定債権又は前項第一号に規定する契約に基づいて使用される物品(以下「特定物品」という。)をいう。
- この法律において「特定事業者」とは、第一項各号に規定する契約の締結を行う事業(以下「特定事業」という。)を営む者をいう。
- この法律において「特定債権等譲受業」とは、次に掲げる行為を行う営業をいう。
 - 一 その譲受けの対価として当該特定債権等を譲渡した特定事業者が生ずる金銭債権(以下「基本債権」という。)を分割して顧客に対し販売させることを目的として特定債権等を譲り受けること(信託の引受けに該当するものを除く。)
 - 二 次に掲げる契約に基づいて、特定債権等を譲り受けること。
 - イ 当事者の一方が相手方の営業のために出資を行い、相手方が営業としてその出資された財産を特定債権等の取得及び行使(特定物品にあつては、その譲渡又は貸貸をいう。以下同じ。)により運用し、当該運用から生ずる利益の分配及び当該出資の価額(当該出資が損失によって減少した場合にあっては、その残額)の返還(以下「利益の分配等」という。)を行うことを約する契約
 - ロ 各当事者が出資を行い、業務の執行を委任された者が共同の事業としてその出資された財産を特定債権等の取得及び行使によ

り運用し、当該運用から生ずる収益の分配及び当該出資の価額に応じて分割された残余財産の価額の返還(以下「収益の分配等」という。)を行うことを約する契約

ハ イ又はロに掲げるもののほか、特定債権等に係る譲受けの事業の公正及び投資者の保護を確保することが必要な契約として政令で定めるもの

5 この法律において「特定債権等譲受業者」とは、第三十条の許可を受けて特定債権等譲受業を営む者をいう。

6 この法律において「小口債権」とは、次に掲げる権利(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項に規定する有価証券に表示され、又は表示されるべき権利を除く。)をいう。

一 特定債権等譲受業者に対する基本債権を分割した債権

二 第四項第二号イ又はロに掲げる契約(以下「特定債権等組合契約」という。)に係る利益の分配等又は収益の分配等を受ける権利

三 第四項第二号ハに掲げる契約に係る権利であつて、特定債権等に係る小口債権の販売の事業の公正及び投資者の保護を確保することが必要なものとして政令で定めるもの

四 特定債権等の信託の収益の分配及び元本の返還を受ける権利

五 外国の法令に準拠して設立された法人(以下「外国法人」という。)に対する権利であつて、前各号に掲げるものに類するもの

7 この法律において「小口債権販売業者」とは、次に掲げる行為を行う営業をいう。

一 小口債権の販売を内容とする契約(以下「小口債権販売契約」という。)の締結又はその代理若しくは媒介(以下「締結等」という。)

二 特定債権等組合契約の締結の代理又は媒介

8 この法律において「小口債権販売業者」とは、第五十二条の許可を受けて小口債権販売業を営む者をいう。

第二章 特定債権等の譲渡等

第一節 特定債権等の譲渡

(届出)

第三条 特定債権等譲受業者にその特定債権等を譲渡しようとする特定事業者(特定事業者の特定債権等を譲り受けた者を含む。以下「特定事業者等」という。)及び当該特定債権等譲受業者は、通商産業省令で定めるところにより、当該譲渡及び譲受けの計画を通商産業大臣に届け出なければならない。当該計画の変更(通商産業省令で定める軽微なものを除く。)をしようとするときも、同様とする。

(特定債権等の譲渡の制限等)

第四条 前条の規定による届出をした特定事業者等及び特定債権等譲受業者は、通商産業大臣が当該届出を受理した日から起算して六十日を経過する日までは、当該届出に係る特定債権等を譲渡し、及び譲り受けてはならない。ただし、通商産業大臣は、当該届出に係る計画の内容その他からみて特に支障がないと認めるときは、当該期間を短縮することができる。

2 通商産業大臣は、前条の規定による届出に係る特定債権等の譲渡及び譲受けが行われる場合には、その特定債権についての債務の弁済が円滑に行われぬおそれがあるとき、その特定債権等に係る小口債権についての債務の弁済を担保するための措置が不十分であるとき、その他投資者の利益を害するおそれがあると認められるときに限り、当該特定事業者等及び特定債権等譲受業者に対し、当該届出を受理した日から六十日以内に限り、当該計画を変更すべきことを命ずることができる。

(特定債権等の譲渡に係る対抗要件)

第五条 特定事業者等は、特定債権等譲受業者に特定債権等を譲渡したときは、遅滞なく、民法(明治二十九年法律第八十九号)第一百七十八条又は第四百六十七條の規定その他法令で定めるところにより、当該特定債権等に係る権利の移転をもちて第三者に対抗するために必要な行為をしなければならない。

(特定債権の譲渡に係る計画の確認)

第六条 特定事業者は、一年以内において通商産業省令で定める期間(と)に、通商産業省令で定めるところにより、当該期間の特定債権の譲渡に係る計画を通商産業大臣に提出して、その計画が次の各号に適合する旨の確認を受けることができる。当該確認を受けた特定債権の譲渡の総額の変更(特定債権の譲渡の総額の増加に係るものに限る。)をしようとするときも、同様とする。

一 その特定債権の譲渡の総額が当該特定事業の実施のために必要な限度を超えるものでないこと。

二 その特定債権の譲渡の総額が当該特定事業者の財産の状況に照らして過大なものでないこと。

三 その特定事業者が譲渡しようとする当該特定債権の取立てについて、当該特定債権等譲受業者から委託を受けていること。

(特定債権の譲渡の公告等)

第七条 前条の規定により特定債権の譲渡に係る計画について確認を受けた特定事業者は、当該計画に従つて特定債権等譲受業者に特定債権を譲渡したときは、通商産業省令で定めるところにより、その旨の公告をすることができる。

2 前項の規定による公告(以下この節において単に「公告」という。)がされたときは、当該特定債権の債務者に対して民法第四百六十七條の規定による確定日付のある証書による通知があったものとみなす。この場合においては、当該公告の日付をもって確定日付とする。

(特定債権に関する書面の閲覧)

第八条 特定事業者は、第六条の規定により確認を受けた計画に従つて特定債権を譲渡した場合において、公告をしようとするときは、当該特定債権に関する事項であつて通商産業省令で定めるものについて記載した書面を通商産業大臣に提出しなければならない。

2 特定債権の債務者、特定事業者から特定債権

を譲り受ける者又は特定事業者の債権者は、通商産業大臣に対し、利害関係のある部分に限り、前項の書面の閲覧を請求することができる。

3 前項の規定による請求は、請求事由その他通商産業省令で定める事項を明らかにしてしなければならない。

4 通商産業大臣は、第二項の規定による請求が不当な目的によることが明らかとなるときは、これを拒むことができる。

(取立てを委託する契約の解除の禁止等)

第九条 特定事業者又は特定債権等譲受業者は、その譲渡し、又は譲り受けた特定債権について公告により対抗要件が備えられたときは、当該特定債権について当該特定事業者に取立てを委託する契約の解除を行うことができない。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、特定債権等譲受業者は、取立てを委託する契約の解除による当該特定事業者の弁済受領の権限の消滅をもちて当該特定債権の債務者に対抗することができない。ただし、当該債務者がその弁済受領の権限の消滅を知り、又は過失により知らなかつたときは、この限りでない。

(報告の徴収等)

第十条 通商産業大臣は、特定事業者等及び特定債権等譲受業者に対し、第三条の規定による届出に係る計画又は第六条の規定により確認を受けた計画(第三条又は第六条の規定による変更の届出又は変更の確認があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)の実施状況について報告を求めることができる。

2 通商産業大臣は、第六条の規定により確認を受けた計画が同条各号に適合しなくなつたと認めるときは、その確認を取り消さなければならない。

3 前項の規定により確認が取り消された場合において、その確認を受けた計画に従つて譲渡さ

ことができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項に規定する立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(適合命令等)

第二十四条 通商産業大臣は、指定調査機関が第十四条第一号から第四号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定調査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 通商産業大臣は、前項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定調査機関に対し、調査業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第二十五条 通商産業大臣は、指定調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて調査業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この節の規定に違反したとき。
二 第十三条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 第十七条第一項の認可を受けた業務規程によらないで調査業務を行つたとき。

四 第十七条第三項、第二十一条又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により指定を受けたとき。
(帳簿の記載)

第二十六条 指定調査機関は、帳簿を備え、調査業務に関し通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、通商産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。
(聴聞)

第二十七条 通商産業大臣は、第二十一条又は第二十五条の規定による処分をする場合において

は、当該処分に係る者に対し、相当な期間を置いて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提出し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(公示)

第二十八条 通商産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第十二条第一項の指定をしたとき。
二 第十六条の規定による届出があつたとき。
三 第十八条の許可をしたとき。

四 第二十五条の規定により指定を取り消し、又は調査業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
(通商産業省令への委任)

第二十九条 この節に規定するもののほか、指定調査機関の行う調査業務に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第三章 特定債権等譲受業

第一節 許可

(特定債権等譲受業者の許可)

第三十条 特定債権等譲受業は、主務大臣の許可を受けた法人(外国法人については、国内に営業所を有するものに限る。)でなければ、営むことができない。ただし、その譲り受ける特定債権の債権額及び特定物品の価額の年間の合計額が政令で定める金額に満たない場合は、この限りでない。

(許可の条件)

第三十一条 主務大臣は、前条の許可に条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、公益又は投資者の保護のために必要な最小限度のものでなければならない。
(許可の申請)

第三十二条 第三十条の許可を受けようとする者

は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 商号又は名称及び住所

二 営業所の名称及び所在地

三 役員の名簿及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所

四 資本の額又は出資の総額

五 業務の種類及び方法

六 他に事業を行っているときは、その事業の種類

七 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

2 前項の許可申請書には、主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(許可の基準)

第三十三条 主務大臣は、前条の規定による許可の申請があつたときは、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三十条の許可をしなければならない。

一 資本の額又は出資の総額が投資者の保護のため必要かつ適當なものとして政令で定める金額以上の法人でない者

二 資産の合計額から負債の合計額を控除した額が資本又は出資の額の百分の九十に相当する額に満たない法人

三 第五十条第一項(第六十五条において準用する場合を含む。)の規定により第三十条若しくは第五十二条の許可を取り消され、その取消の日から三年を経過しない法人又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種の許可(当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。以下「許可等」という。)を取り消され、その取消の日から三年を経過しない法人

四 第十三条第一号に掲げる法律又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

五 役員又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ 禁治産者若しくは準禁治産者又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

ニ 第十三条第一号に掲げる法律若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法第二百四十二条、第二百六条、第二百八条、第二百八条ノ二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

ホ 特定債権等譲受業者が第五十条第一項の規定により第三十条の許可を取り消され、又は小口債権販売業者が第六十五条において準用する同項の規定により第五十二条の許可を取り消された場合において、その取消の日前三十日以内に当該特定債権等譲受業者又は当該小口債権販売業者の役員又は政令で定める使用人であつた者で当該取消の日から三年を経過しないもの

ヘ この法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種の許可等を取り消され、その取消の日から三年を経過しない者(当該許可等を取り消された法人の当該取消の日前三十日以内に

から三年を経過しない法人

役員又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ 禁治産者若しくは準禁治産者又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

ニ 第十三条第一号に掲げる法律若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法第二百四十二条、第二百六条、第二百八条、第二百八条ノ二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

ホ 特定債権等譲受業者が第五十条第一項の規定により第三十条の許可を取り消され、又は小口債権販売業者が第六十五条において準用する同項の規定により第五十二条の許可を取り消された場合において、その取消の日前三十日以内に当該特定債権等譲受業者又は当該小口債権販売業者の役員又は政令で定める使用人であつた者で当該取消の日から三年を経過しないもの

ヘ この法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種の許可等を取り消され、その取消の日から三年を経過しない者(当該許可等を取り消された法人の当該取消の日前三十日以内に

役員又は政令で定める使用人であった者で当該取消の日から三年を経過しないものを含む。

六 業務の種類及び方法が投資者の保護のために必要なものとして主務省令で定める基準に適合しない法人

七 特定債権等譲受業を適確に遂行するに足りる財産的基礎及び人的構成を有しない法人
2 主務大臣は、第三十条の許可の申請があった場合において、不許可の処分をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(許可の有効期間)
第三十四条 第三十条の許可の有効期間は、許可の日から起算して三年とする。

(許可の有効期間の更新)
第三十五条 第三十条の許可の有効期間(この項の規定による有効期間の更新を受けた場合における当該有効期間の更新に係る同条の許可の有効期間を含む。以下同じ)の満了の後引き続き当該許可に係る特定債権等譲受業を営もうとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣の行う有効期間の更新を受けなければならない。

2 第三十一条から第三十三条までの規定は、第三十条の許可の有効期間の更新について準用する。
3 第三十条の許可の有効期間の満了の日までに有効期間の更新の申請があった場合において、その申請について有効期間の更新の承認又は拒否の通知があるまでの間は、当該申請に係る同条の許可は、同条の許可の有効期間の満了後も、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、有効期間の更新が承認されたときは、当該有効期間の更新に係る第三十条の許可の有効期間は、従前のその許可の有効期間の満了する日の翌日から起算するものとする。

(変更の認可)

第三十六条 特定債権等譲受業者は、第三十二条第一項第五号に掲げる事項を変更しようとするとき、又はその資本の額若しくは出資の総額を減少しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(変更の届出)
第三十七条 特定債権等譲受業者は、第三十二条第一項第一号から第三号まで、第六号若しくは第七号に掲げる事項に変更があったとき、又はその資本の額若しくは出資の総額を増加したときは、その日から二週間以内、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(特定債権等譲受業の譲渡及び譲受け並びに法人の合併)
第三十八条 特定債権等譲受業の全部又は一部の譲渡及び譲受けは、主務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。
2 特定債権等譲受業者たる法人の合併は、主務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

8 第三十三条の規定は、前二項の認可について準用する。
(承継)
第三十九条 特定債権等譲受業の全部の譲渡があり、又は特定債権等譲受業者について合併があったときは、特定債権等譲受業の全部を譲り受けた法人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、その特定債権等譲受業者の地位を承継する。

(廃業の届出等)
第四十条 特定債権等譲受業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
一 破産により解散したとき。その破産管財人
二 合併及び破産以外の理由により解散したとき。その清算人
三 特定債権等譲受業を廃止したとき。特定

債権等譲受業者であった法人を代表する役員
2 特定債権等譲受業者が前項各号のいずれかに該当することとなったときは、当該特定債権等譲受業者の第三十条の許可は、その効力を失う。

(他業兼営の許可)
第四十一条 特定債権等譲受業者は、特定債権等譲受業以外の事業を営もうとするときは、主務大臣の許可を受けなければならない。

2 主務大臣は、特定債権等譲受業者が特定債権等譲受業以外の事業を営むことにより投資者の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めるときでなければ、前項の許可をしてはならない。
(登録免許税及び手数料)
第四十二条 第三十条の許可を受けようとする者は、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の定めるところにより登録免許税を、第三十五条第一項の有効期間の更新を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を、それぞれ納めなければならない。

第一節 業務
(名義貸しの禁止)
第四十三条 特定債権等譲受業者は、自己の名義をもって、他人に特定債権等譲受業を営ませてはならない。
(余裕金の運用)
第四十四条 特定債権等譲受業者は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他主務大臣の指定する有価証券の取得
二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金
三 信託会社への金銭信託であつて、元本補てんの契約のあるもの
四 前三号に掲げるもののほか、主務省令で定める方法
(書類の閲覧)
第四十五条 特定債権等譲受業者は、主務省令で

定めるところにより、その業務及び財産の状況を記載した書類を、営業所ごとに備え置き、当該特定債権等譲受業者に係る小口債権を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

第三節 監督
(業務に関する帳簿書類)
第四十六条 特定債権等譲受業者は、主務省令で定めるところにより、その業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。
(事業報告書の提出)
第四十七条 特定債権等譲受業者は、事業年度ごとに、主務省令で定める様式により、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これを主務大臣に提出しなければならない。

(立入検査等)
第四十八条 主務大臣は、投資者の保護のため必要があると認めるときは、特定債権等譲受業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、特定債権等譲受業者の営業所若しくは事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 主務大臣は、投資者の保護のため必要があると認めるときは、特定債権等譲受業者と取引する者に対し、当該特定債権等譲受業者の業務又は財産に関して報告又は資料の提出を命ずることができる。

3 第二十三条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による立入検査又は質問について準用する。
(業務改善命令)
第四十九条 主務大臣は、特定債権等譲受業者の業務の運営に関し、投資者の利益を害する事実があると認めるときは、投資者の保護のため必要な限度において、当該特定債権等譲受業者に対し、業務の種類及び方法の変更、財産の供託その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、当該特定債権等譲受業者にその処分を通知し、弁明及び証拠の提出の機会を与えなければならない。

(許可の取消し等)

第五十条 主務大臣は、特定債権等譲受業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十条の許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることが出来る。

一 第三十三条第一項第一号から第五号まで(同項第三号については、第五十二条の許可の取消しに係る部分及びこの法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)のいずれかに該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第三十条の許可又は第三十五条第一項の有効期間の更新を受けたとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は第三十一条第一項に規定する許可に付した条件に違反したとき。

四 特定債権等譲受業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いと認められるとき。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による処分をしようとする場合について準用する。

(監督処分の公告)

第五十一条 主務大臣は、前条第一項の規定による処分をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

第四章 小口債権販売業

第一節 許可

(小口債権販売業者の許可)

第五十二条 小口債権販売業は、主務大臣の許可を受けた法人(外国法人については、国内に営業所を有するものに限る。)でなければ、営むことができない。

(廃業の届出等)

第五十三条 小口債権販売業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

一 合併により消滅したとき。その法人を代表する役員であつた者

二 破産により解散したとき。その破産管財人

三 合併及び破産以外の理由により解散したとき。その清算人

四 小口債権販売業を廃止したとき。小口債権販売業者であつた法人を代表する役員

2 小口債権販売業者が前項各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該小口債権販売業者の前条の許可は、その効力を失う。

(準用規定)

第五十四条 第三十一条、第三十二条、第三十三条第一項第二号を除く。第三十四条から第三十七条まで及び第四十二条の規定は、小口債権販売業者について準用する。この場合において、第三十一条第一項中「前条」とあり、並びに第三十二条第一項、第三十三条第一項各号列記以外の部分及び第二項、第三十四条、第三十五条並びに第四十二条の規定中「第三十条」とあるのは「第五十二条」と、同条中「第三十五条第一項」とあるのは「第五十四条において準用する第三十五条第一項」と読み替へるものとする。

第二節 業務

(標識の掲示)

第五十五条 小口債権販売業者は、営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、主務省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 小口債権販売業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

(広告の規制)

第五十六条 小口債権販売業者は、その行う小口債権販売業に関して広告をするときは、その者の信用、小口債権の支払の確実性その他の主務

省令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

(小口債権販売契約等の成立前の書面の交付)

第五十七条 小口債権販売業者は、小口債権販売契約の締結等又は特定債権等組合契約の締結の代理若しくは媒介をしようとするときは、顧客に対し、当該小口債権販売契約又は特定債権等組合契約(以下「小口債権販売契約等」という。)が成立するまでの間に、主務省令で定めるところにより、小口債権販売契約等並びに小口債権販売契約等に係る小口債権及び特定債権等(以下「小口債権販売契約・特定債権等」と総称する。)の内容及びその履行に関する事項であつて主務省令で定めるものについて当該小口債権販売契約・特定債権等に係る概要を記載した書面を交付しなければならない。

(小口債権販売契約等の成立時の書面の交付)

第五十八条 小口債権販売業者は、小口債権販売契約等が成立したときは、顧客に対し、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、当該小口債権販売契約・特定債権等の内容及びその履行に関する次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 小口債権の内容に関する事項

二 特定債権等の内容に関する事項

三 特定債権等譲受業者に関する事項

四 小口債権についての債務の弁済を担保するための措置の有無及び当該措置が講ぜられていない場合にあつては、その内容

五 契約の解除に関する事項(次条第一項から第三項までの規定に関する事項を含む。)

六 損害賠償額の予定(違約金を含む。)に関する定めがあるときは、その内容

七 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

(書面による解除)

第五十九条 小口債権販売業者と小口債権販売契約を締結した顧客(当該小口債権販売契約の締

結前主務省令で定める期間内に、当該小口債権販売業者と同種の小口債権販売契約の締結をした者を除く。)は、前条の書面を受領した日から起算して八日を経過するまでの間、書面によりその契約の解除を行うことが出来る。

2 前項の契約の解除は、その契約の解除を行う旨の書面を發した時に、その効力を生ずる。

3 小口債権販売業者は、第一項の規定による契約の解除があつた場合には、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

4 前三項の規定に反する特約で顧客に不利なものは、無効とする。

(金銭等の貸付け又はその媒介等の禁止)

第六十条 小口債権販売業者は、その行う小口債権販売業に関して、顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸付け、又は顧客への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付けにつき媒介、取次ぎ若しくは代理をしてはならない。

(小口債権販売契約等の締結についての勧誘等)

第六十一条 小口債権販売業者は、小口債権販売契約等の締結又は更新について勧誘をするに際し、小口債権販売契約・特定債権等に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。

2 小口債権販売業者は、小口債権販売契約等の解除(特定債権等組合契約に係る組合からの脱退を含む。次条第一号及び第二号において同じ。)を妨げるため、小口債権販売契約・特定債権等に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、不実のことを告げる行為をしてはならない。

(不当な勧誘等の禁止)

第六十二条 小口債権販売業者又はその代理人、使用人その他の従業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 威迫する言動を交えて、小口債権販売契約

省令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

(小口債権販売契約等の成立前の書面の交付)

第五十七条 小口債権販売業者は、小口債権販売契約の締結等又は特定債権等組合契約の締結の代理若しくは媒介をしようとするときは、顧客に対し、当該小口債権販売契約又は特定債権等組合契約(以下「小口債権販売契約等」という。)が成立するまでの間に、主務省令で定めるところにより、小口債権販売契約等並びに小口債権販売契約等に係る小口債権及び特定債権等(以下「小口債権販売契約・特定債権等」と総称する。)の内容及びその履行に関する事項であつて主務省令で定めるものについて当該小口債権販売契約・特定債権等に係る概要を記載した書面を交付しなければならない。

(小口債権販売契約等の成立時の書面の交付)

第五十八条 小口債権販売業者は、小口債権販売契約等が成立したときは、顧客に対し、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、当該小口債権販売契約・特定債権等の内容及びその履行に関する次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 小口債権の内容に関する事項

二 特定債権等の内容に関する事項

三 特定債権等譲受業者に関する事項

四 小口債権についての債務の弁済を担保するための措置の有無及び当該措置が講ぜられていない場合にあつては、その内容

五 契約の解除に関する事項(次条第一項から第三項までの規定に関する事項を含む。)

六 損害賠償額の予定(違約金を含む。)に関する定めがあるときは、その内容

七 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

(書面による解除)

第五十九条 小口債権販売業者と小口債権販売契約を締結した顧客(当該小口債権販売契約の締

結前主務省令で定める期間内に、当該小口債権販売業者と同種の小口債権販売契約の締結をした者を除く。)は、前条の書面を受領した日から起算して八日を経過するまでの間、書面によりその契約の解除を行うことが出来る。

2 前項の契約の解除は、その契約の解除を行う旨の書面を發した時に、その効力を生ずる。

3 小口債権販売業者は、第一項の規定による契約の解除があつた場合には、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

4 前三項の規定に反する特約で顧客に不利なものは、無効とする。

(金銭等の貸付け又はその媒介等の禁止)

第六十条 小口債権販売業者は、その行う小口債権販売業に関して、顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸付け、又は顧客への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付けにつき媒介、取次ぎ若しくは代理をしてはならない。

(小口債権販売契約等の締結についての勧誘等)

第六十一条 小口債権販売業者は、小口債権販売契約等の締結又は更新について勧誘をするに際し、小口債権販売契約・特定債権等に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。

2 小口債権販売業者は、小口債権販売契約等の解除(特定債権等組合契約に係る組合からの脱退を含む。次条第一号及び第二号において同じ。)を妨げるため、小口債権販売契約・特定債権等に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、不実のことを告げる行為をしてはならない。

(不当な勧誘等の禁止)

第六十二条 小口債権販売業者又はその代理人、使用人その他の従業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 威迫する言動を交えて、小口債権販売契約

省令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

(小口債権販売契約等の成立前の書面の交付)

第五十七条 小口債権販売業者は、小口債権販売契約の締結等又は特定債権等組合契約の締結の代理若しくは媒介をしようとするときは、顧客に対し、当該小口債権販売契約又は特定債権等組合契約(以下「小口債権販売契約等」という。)が成立するまでの間に、主務省令で定めるところにより、小口債権販売契約等並びに小口債権販売契約等に係る小口債権及び特定債権等(以下「小口債権販売契約・特定債権等」と総称する。)の内容及びその履行に関する事項であつて主務省令で定めるものについて当該小口債権販売契約・特定債権等に係る概要を記載した書面を交付しなければならない。

(小口債権販売契約等の成立時の書面の交付)

第五十八条 小口債権販売業者は、小口債権販売契約等が成立したときは、顧客に対し、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、当該小口債権販売契約・特定債権等の内容及びその履行に関する次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 小口債権の内容に関する事項

二 特定債権等の内容に関する事項

三 特定債権等譲受業者に関する事項

四 小口債権についての債務の弁済を担保するための措置の有無及び当該措置が講ぜられていない場合にあつては、その内容

五 契約の解除に関する事項(次条第一項から第三項までの規定に関する事項を含む。)

六 損害賠償額の予定(違約金を含む。)に関する定めがあるときは、その内容

七 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

(書面による解除)

第五十九条 小口債権販売業者と小口債権販売契約を締結した顧客(当該小口債権販売契約の締

結前主務省令で定める期間内に、当該小口債権販売業者と同種の小口債権販売契約の締結をした者を除く。)は、前条の書面を受領した日から起算して八日を経過するまでの間、書面によりその契約の解除を行うことが出来る。

2 前項の契約の解除は、その契約の解除を行う旨の書面を發した時に、その効力を生ずる。

3 小口債権販売業者は、第一項の規定による契約の解除があつた場合には、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

4 前三項の規定に反する特約で顧客に不利なものは、無効とする。

(金銭等の貸付け又はその媒介等の禁止)

第六十条 小口債権販売業者は、その行う小口債権販売業に関して、顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸付け、又は顧客への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付けにつき媒介、取次ぎ若しくは代理をしてはならない。

(小口債権販売契約等の締結についての勧誘等)

第六十一条 小口債権販売業者は、小口債権販売契約等の締結又は更新について勧誘をするに際し、小口債権販売契約・特定債権等に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。

2 小口債権販売業者は、小口債権販売契約等の解除(特定債権等組合契約に係る組合からの脱退を含む。次条第一号及び第二号において同じ。)を妨げるため、小口債権販売契約・特定債権等に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、不実のことを告げる行為をしてはならない。

(不当な勧誘等の禁止)

第六十二条 小口債権販売業者又はその代理人、使用人その他の従業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 威迫する言動を交えて、小口債権販売契約

等の締結若しくは更新についての勧誘をし、又は小口債権販売契約等の解除を妨げることを。

二 小口債権販売契約等に基づく債務又は小口債権販売契約等の解除によって生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。

三 前二号に掲げるもののほか、小口債権販売業に関する行為であつて、投資者の保護に欠けるものとして主務省令で定めるもの。

(準用規定)

第六十三條 第四十三條及び第四十五條の規定は、小口債権販売業者について準用する。この場合において、同条中「書類」とあるのは「書類並びに販売を行った小口債権に関する書類」と、「当該特定債権等譲受業者に係る小口債権を有する者」とあるのは「顧客」と読み替へるものとする。

(小口債権販売業者とみなす特定債権等譲受業者)

第六十四條 特定債権等譲受業者が特定債権等組合契約の締結を行う場合においては、当該特定債権等譲受業者を小口債権販売業者とみなして、この節の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、第五十八條第五号及び第五十九條第一項から第三項までの規定中「解除」とあるのは、「解除(特定債権等組合契約に係る組合からの脱退を含む。）」とする。

第三節 監督

(準用規定)

第六十五條 前章第三節の規定は、小口債権販売業者について準用する。この場合において、第五十條第一項中「第三十條」とあるのは「第五十一條」と、同項第一号中「第三十三條第一項第一号から第五号まで」とあるのは「第五十四條において準用する第三十三條第一項第一号、第三号から第五号まで」と、「第五十二條」とあるのは「第三十條」と、同項第二号中「第三十五條第一

項」とあるのは「第五十四條において準用する第三十五條第一項」と、同項第三号中「第三十一條第一項」とあるのは「第五十四條において準用する第三十一條第一項」と読み替へるものとする。

第五章 雜則

(許可の取消し等に伴う債務の履行)

第六十六條 特定債権等譲受業者について、第三十條の許可の有効期間(第三十五條第三項に規定する場合にあっては、同項の規定によりなお効力を有することとされる期間を含む。)が満了したとき、第四十條第二項の規定により第三十條の許可が効力を失つたとき、又は第五十條第一項の規定により第三十條の許可が取り消されたときは、当該特定債権等譲受業者であつた者は、当該特定債権等譲受業者に係る小口債権に関する取引を終了する目的の範囲内においては、なお特定債権等譲受業者とみなす。

(外国法人に対するこの法律の規定の適用に当たつての技術的統替え等)

第六十七條 特定債権等譲受業者又は小口債権販売業者が外国法人である場合において、当該特定債権等譲受業者又は当該小口債権販売業者に対するこの法律の規定の適用に当たつての技術的統替えその他この法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(特定投資者に関する適用除外)

第六十八條 第三十條から第五十條までの規定は、これらの規定に規定する特定債権等に係る小口債権販売契約等の締結についての勧誘が資本の額が通商産業省令で定める金額以上の株式会社その他通商産業省令で定める者(以下「特定投資者」という。)のみに對して行われる場合であつて、当該小口債権販売契約等に係る小口債権が当該小口債権販売契約等を締結した顧客から特定投資者以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定めるときは、適用しない。(営業のために締結する小口債権販売契約等の適用除外)

第六十九條 第五十七條から第六十二條までの規定は、小口債権販売契約等であつて、小口債権販売業者(第六十四條の規定により小口債権販売業者とみなされる特定債権等譲受業者を含む。)が当該小口債権販売契約等の締結等をする場合における顧客(第五十七條、第五十八條、第六十一條及び第六十二條の規定については、特定投資者に限る。)が営業のために又は営業として締結し、又は締結しようとするものについては、適用しない。

(支払能力に関する情報の適正な使用)

第七十條 特定債権等譲受業者は、特定債権の債務者の支払能力に関する情報を特定債権についての債務の弁済に関する調査以外の目的のために使用してはならない。

(銀行等の適用除外)

第七十一條 前二章の規定は、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)その他のこの法律以外の法律の規定であつてこれにより特定債権等譲受業者又は小口債権販売業者の公正及び投資者の保護が確保されるものの適用を受ける者として政令で定めるものについては、適用しない。

(主務大臣等)

七十二條 この法律における主務大臣は、政令で定めるところにより、大蔵大臣及び通商産業大臣とする。

この法律における主務省令は、政令で定めるところにより、大蔵大臣及び通商産業大臣の発する命令とする。

この法律による権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができ、(経過措置)

(主務省令への委任)

第七十三條 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、主務省令で定める。

(経過措置)

第七十四條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令

で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に係る経過措置を含む。)を定めることができる。

第六章 罰則

第七十五條 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三十條又は第五十二條の規定に違反して、許可を受けずに特定債権等譲受業又は小口債権販売業を営んだ者

二 不正の手段により第三十條若しくは第五十二條の許可又は第三十五條第一項(第五十四條において準用する場合を含む。)の規定による有効期間の更新を受けた者

三 第四十三條(第六十三條において準用する場合を含む。)の規定に違反して、他人に特定債権等譲受業又は小口債権販売業を営ませた者

第七十六條 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三十條(第十一條において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第四十條第一項(第十一條において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

三 第四十條第二項(第十一條において準用する場合を含む。)又は第五十條第一項(第六十五條において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

四 第三十一條第一項(第三十五條第二項(第五十四條において準用する場合を含む。))及び第五十四條において準用する場合を含む。)の規定により付した条件に違反した者

五 第三十六條(第五十四條において準用する場合を含む。)の認可を受けずに第三十二條第一項第五号(第五十四條において準用する場合を含む。)に掲げる事項を変更し、又は資

本の額若しくは出資の総額を減少した者
六 第四十一条第一項の規定による許可を受け
ないで特定債権等譲受業以外の事業を営んだ
者

七 第六十条の規定に違反して、顧客に対し金
銭若しくは有価証券を貸し付け、又は顧客へ
の第三者による金銭若しくは有価証券の貸付
けにつき媒介、取次ぎ若しくは代理をした者
八 第六十一条第一項の規定に違反して、故意
に事実を告げず、又は不実のことを告げた者
九 第六十一条第二項の規定に違反して、不実
のことを告げた者

第七十七條 第二十二條第一項の規定に違反した
者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に
処する。

第七十八條 第二十五條の規定による調査業務の
停止の命令に違反したときは、その違反行為を
した指定調査機関の役員又は職員は、一年以下
の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十九條 次の各号の一に該当する者は、六月
以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処
し、又はこれを併科する。

一 第三十二條(第三十五條第二項(第五十四條
において準用する場合を含む。))及び第五十四
條において準用する場合を含む。の許可申請
書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した
者

二 第五十六條の規定に違反して、著しく事実
に相違する表示をし、又は著しく人を誤認さ
せるような表示をした者

三 第五十七條又は第五十八條の規定に違反し
て、書面を交付せず、又はこれらの規定に規
定する概要若しくは事項を記載しない書面若
しくは虚偽の記載のある書面を交付した者

第八十條 次の各号の一に該当する者は、三十万
円以下の罰金に処する。

一 第五條(第十一條において準用する場合を
含む。))の規定に違反した者

二 不正の手段により第六條(第十一條におい
て準用する場合を含む。))の規定による確認を
受けた者

三 第六條(第十一條において準用する場合を
含む。))の規定による確認を受けないで第七條
第一項の規定による公告をした者

四 第八條第一項(第十一條において準用する
場合を含む。))の規定に違反して、書面を提出
せず、又は虚偽の記載のある書面を提出した
者

五 第十條第一項(第十一條において準用する
場合を含む。))の規定による報告をせず、又は
虚偽の報告をした者

六 第三十七條(第五十四條において準用する
場合を含む。))の規定による届出をせず、又は
虚偽の届出をした者

七 第四十五條(第六十三條において準用する
場合を含む。))の規定に違反して、書類を備え
置かず、若しくは小口債権を有する者若しく
は顧客の求めに応じて閲覧させず、又は虚偽
の記載のある書類を備え置き、若しくは小口
債権を有する者若しくは顧客に閲覧させた者

八 第四十六條(第六十五條において準用する
場合を含む。))の規定による帳簿書類の作成若
しくは保存をせず、又は虚偽の記載のある帳
簿書類の作成をした者

九 第四十七條(第六十五條において準用する
場合を含む。))の規定による事業報告書を提出
せず、又は虚偽の記載のある事業報告書を提
出した者

十 第四十八條第一項又は第二項(第六十五條
において準用する場合を含む。))の規定による
報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の
報告若しくは虚偽の記載のある資料の提出を
した者

十一 第四十八條第一項(第六十五條において
準用する場合を含む。以下この号において同
じ。))の規定による検査を拒み、妨げ、若しく
は忌避し、又は同項の規定による質問に対し
て答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

十二 第四十九條第一項(第六十五條において
準用する場合を含む。))の規定による命令に違
反した者

十三 第五十五條第一項の規定に違反して、主
務省令で定める様式の標識を掲示しなかつた
者

十四 第五十五條第二項の規定に違反して、同
第一項の標識又はこれに類似する標識を掲
示した者

第八十一條 次の各号の一に該当するときは、そ
の違反行為をした指定調査機関の役員又は職員
は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十八條の許可を受けないで調査業務の全
部を廃止したとき。

二 第二十三條第一項の規定による報告をせ
ず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規
定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避
し、若しくは同項の規定による質問に対して
答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたと
き。

三 第二十六條第一項の規定に違反して帳簿を
備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚
偽の記載をし、又は同條第二項の規定に違反
して帳簿を保存しなかつたとき。

第八十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の
代理人、使用人その他の従業者が、その法人又
は人の業務に関し、第七十五條、第七十六條、
第七十九條又は第八十條の違反行為をしたとき
は、行為者を罰するほか、その法人又は人に対
して各本條の罰金刑を科する。

第八十三條 次の各号の一に該当する者は、百万
円以下の過料に処する。

一 第四十條第一項又は第五十三條第一項の規
定による届出をせず、又は虚偽の届出をした
者

二 第四十四條の規定に違反して業務上の余裕
金を運用した者

附則
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

(経過措置)
第二条 この法律の施行の際現に特定債権等譲受
業を営んでいる者は、この法律の施行の日から
六月間(当該期間内に第三十三條第一項の規定
に基づく不許可の処分があつたとき、又は次項
の規定により読み替へて適用される第五十條第
一項の規定により特定債権等譲受業の廃止を命
じられたときは、当該処分の日又は当該
廃止を命じられた日までの間)は、第三十條の
規定にかかわらず、引き続き特定債権等譲受業
を営むことができる。その者がその期間内に同
條の許可の申請をした場合において、その期間
を経過したときは、その申請について許可又は
不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により引き続き特定債権等譲受業
を営むことができる場合においては、その者を
特定債権等譲受業者とみなして、第三條から第
五條まで、第三十九條、第四十四條から第四十
九條まで、第五十條第一項第二号を除く。、
第六十四條及び第六十六條の規定(これらの規
定に係る罰則を含む。))を適用する。この場合に
おいて、第五十條第一項中「第三十條の許可を
取り消し」とあるのは、特定債権等譲受業の廃止
を命じ」と、第三十三條第一項第一号から第五
号まで」とあるのは、「第三十三條第一項第二号
から第五号まで」と、第六十四條中「この節」と
あるのは、「この節(第五十五條及び第六十三條に
おいて準用する第四十三條を除く。))」と、第六
十六條中「第三十條の許可の有効期間(第三十五
條第三項に規定する場合にあっては、同項の規
定によりなお効力を有することとされる期間を
含む。))が満了したとき、第四十條第二項の規定
により第三十條の許可が効力を失つたとき、又
は第五十條第一項の規定により第三十條の許可
が取り消されたときは」とあるのは、「この法律の
施行の日から六月を経過したとき、第三十三條

て準用する場合を含む。))の規定による確認を
受けた者

三 第六條(第十一條において準用する場合を
含む。))の規定による確認を受けないで第七條
第一項の規定による公告をした者

四 第八條第一項(第十一條において準用する
場合を含む。))の規定に違反して、書面を提出
せず、又は虚偽の記載のある書面を提出した
者

五 第十條第一項(第十一條において準用する
場合を含む。))の規定による報告をせず、又は
虚偽の報告をした者

六 第三十七條(第五十四條において準用する
場合を含む。))の規定による届出をせず、又は
虚偽の届出をした者

七 第四十五條(第六十三條において準用する
場合を含む。))の規定に違反して、書類を備え
置かず、若しくは小口債権を有する者若しく
は顧客の求めに応じて閲覧させず、又は虚偽
の記載のある書類を備え置き、若しくは小口
債権を有する者若しくは顧客に閲覧させた者

八 第四十六條(第六十五條において準用する
場合を含む。))の規定による帳簿書類の作成若
しくは保存をせず、又は虚偽の記載のある帳
簿書類の作成をした者

九 第四十七條(第六十五條において準用する
場合を含む。))の規定による事業報告書を提出
せず、又は虚偽の記載のある事業報告書を提
出した者

十 第四十八條第一項又は第二項(第六十五條
において準用する場合を含む。))の規定による
報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の
報告若しくは虚偽の記載のある資料の提出を
した者

十一 第四十八條第一項(第六十五條において
準用する場合を含む。以下この号において同
じ。))の規定による検査を拒み、妨げ、若しく
は忌避し、又は同項の規定による質問に対し
て答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

十二 第四十九條第一項(第六十五條において
準用する場合を含む。))の規定による命令に違
反した者

十三 第五十五條第一項の規定に違反して、主
務省令で定める様式の標識を掲示しなかつた
者

十四 第五十五條第二項の規定に違反して、同
第一項の標識又はこれに類似する標識を掲
示した者

第八十一條 次の各号の一に該当するときは、そ
の違反行為をした指定調査機関の役員又は職員
は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十八條の許可を受けないで調査業務の全
部を廃止したとき。

二 第二十三條第一項の規定による報告をせ
ず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規
定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避
し、若しくは同項の規定による質問に対して
答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたと
き。

三 第二十六條第一項の規定に違反して帳簿を
備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚
偽の記載をし、又は同條第二項の規定に違反
して帳簿を保存しなかつたとき。

第八十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の
代理人、使用人その他の従業者が、その法人又
は人の業務に関し、第七十五條、第七十六條、
第七十九條又は第八十條の違反行為をしたとき
は、行為者を罰するほか、その法人又は人に対
して各本條の罰金刑を科する。

第八十三條 次の各号の一に該当する者は、百万
円以下の過料に処する。

一 第四十條第一項又は第五十三條第一項の規
定による届出をせず、又は虚偽の届出をした
者

二 第四十四條の規定に違反して業務上の余裕
金を運用した者

附則
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

(経過措置)
第二条 この法律の施行の際現に特定債権等譲受
業を営んでいる者は、この法律の施行の日から
六月間(当該期間内に第三十三條第一項の規定
に基づく不許可の処分があつたとき、又は次項
の規定により読み替へて適用される第五十條第
一項の規定により特定債権等譲受業の廃止を命
じられたときは、当該処分の日又は当該
廃止を命じられた日までの間)は、第三十條の
規定にかかわらず、引き続き特定債権等譲受業
を営むことができる。その者がその期間内に同
條の許可の申請をした場合において、その期間
を経過したときは、その申請について許可又は
不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により引き続き特定債権等譲受業
を営むことができる場合においては、その者を
特定債権等譲受業者とみなして、第三條から第
五條まで、第三十九條、第四十四條から第四十
九條まで、第五十條第一項第二号を除く。、
第六十四條及び第六十六條の規定(これらの規
定に係る罰則を含む。))を適用する。この場合に
おいて、第五十條第一項中「第三十條の許可を
取り消し」とあるのは、特定債権等譲受業の廃止
を命じ」と、第三十三條第一項第一号から第五
号まで」とあるのは、「第三十三條第一項第二号
から第五号まで」と、第六十四條中「この節」と
あるのは、「この節(第五十五條及び第六十三條に
おいて準用する第四十三條を除く。))」と、第六
十六條中「第三十條の許可の有効期間(第三十五
條第三項に規定する場合にあっては、同項の規
定によりなお効力を有することとされる期間を
含む。))が満了したとき、第四十條第二項の規定
により第三十條の許可が効力を失つたとき、又
は第五十條第一項の規定により第三十條の許可
が取り消されたときは」とあるのは、「この法律の
施行の日から六月を経過したとき、第三十三條

第一項の規定による不許可の処分があったとき、第四十条第一項各号のいずれかに該当することとなつたとき、又は附則第二条第二項の規定により読み替えて適用される第五十条第一項の規定により特定債権等譲受業の廃止を命じられたときは」と、第七十五条第一号中「第三十条」とあるのは「附則第二条第二項の規定により読み替えて適用される第五十条第一項の規定による特定債権等譲受業の廃止の命令に違反した者」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用される第五十条第一項の規定により特定債権等譲受業の廃止が命じられた場合における第三十二条第一項の規定の適用については、当該廃止を命じられた者を第五十条第一項の規定により第三十条の許可を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を第五十条第一項の規定による第三十条の許可の取消の日とみなす。

4 第一項及び前項の規定は、この法律の施行の際現に小口債権販売業を営んでいる者について準用する。この場合において、第一項及び前項中「第三十二条第一項」とあるのは「第五十四条において準用する第三十二条第一項」と、「第五十条第一項」とあるのは「第六十五条において準用する第五十条第一項」と、「第三十条」とあるのは「第五十一条」と、同項中「前項」とあるのは「次項」と読み替えるものとする。

5 前項の規定により引き続き小口債権販売業を営むことができる場合においては、その者を小口債権販売業者とみなして、第五十六条から第六十二条まで、第六十三条において準用する第四十五条並びに第六十五条において準用する第四十六条から第四十九条まで及び第五十条（第一項第二号を除く。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、第六十五条の規定により読み替えて適用される第五十条第一項中「第五十二条の許可を取り消し」とあるのは「小口債権販売業の廃止を命じ」と、「第三十二条第一項第一号、第三号から

第五号まで」とあるのは「第三十二条第一項第三号から第五号まで」と、第七十五条第一号中「第三十条」とあるのは「附則第二条第五項の規定により読み替えて適用される第六十五条において準用する第五十条第一項の規定による小口債権販売業の廃止の命令に違反した者」とする。
 第三条 第五十八条及び第五十九条の規定は、この法律の施行前に締結された小口債権販売契約

三十一の二 特定債権等譲受業の許可又は小口債権販売業の許可	許可件数	一件につき十五万円
特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第 号）第三十条（特定債権等譲受業の許可）の特定債権等譲受業の許可又は同法第五十二条（小口債権販売業の許可）の小口債権販売業の許可		

（大蔵省設置法の一部改正）

第五条 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四十条第九十七号の十の次に次の一号を加える。

九十七の十一 特定債権等譲受業及び小口債権販売業（特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第 号）に規定する特定債権等譲受業及び小口債権販売業をいう。次条第三十五号の八において同じ。）を営む者の許可及び監督に関すること。

第五条第三十五号の七の次に次の一号を加える。

三十五の八 特定債権等譲受業及び小口債権販売業を営む者を許可し、これらを監督すること。

（通商産業省設置法の一部改正）

第六条 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第 二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第三十二号の次に次の一号を加える。

三十二の二 特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第 号）の施行に関すること。

（第六十四条の規定により小口債権販売業者とみなされる特定債権等譲受業者が締結を行う特定債権等組合契約を含む。）については、適用しない。
 （登録免許税法の一部改正）
 第四条 登録免許税法の一部を次のように改正する。
 別表第一第三十二号の次に次のように加える。

平成四年四月六日印刷

平成四年四月七日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

E